



釧路市一般廃棄物処理基本計画
(令和3年度～令和12年度)
【改定版】

令和8年10月

釧路市

目次

第1編 総論

第1章 基本的事項

1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の範囲	4
3	計画の期間	4
4	計画の位置づけ	5
5	計画の構成	6
6	計画の推進	7

第2章 釧路市の概況

1	地勢と概要	8
2	将来のまちづくりの方針	8
3	気象	9
4	人口、産業及び土地の利用状況	10

第2編 ごみ処理部門

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1)	廃棄物の区分	16
(2)	家庭系ごみの分別区分	16
(3)	排出及び収集方法	17
(4)	家庭系ごみの処理体制	18
(5)	事業所から排出されるごみ	19
(6)	ごみ処理フロー	20
(7)	ごみの排出量・リサイクル率・最終処分量	21
(8)	家庭系ごみの組成分析	27
(9)	ごみ処理経費の現状	29

2 ごみ処理の課題

(1)	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進	30
-----	--------------------------	----

(2) 超高齢社会への対応	31
(3) 市民・事業者・行政の協働	31
(4) 大規模災害に備えた廃棄物処理体制	32

第2章 計画の達成状況

1 前半5年間における特記事項	33
2 基本目標の進捗状況	33
3 施策の取組状況と分析	40

第3章 ごみ処理の取組の方向性

1 基本方針	45
2 基本目標とモニター指標	46
3 基本方針に基づく施策の展開	54

第3編 生活排水処理部門

第1章 生活排水処理の現状

1 し尿・汚泥の排出量	72
2 生活排水処理形態別人口の推移	72
3 処理体系	73
4 処理主体	74
5 処理施設及び収集・運搬状況	74

第2章 中間年度の検証

1 本計画の概要	76
2 本計画の取組状況	76
3 中間年度における目標の達成状況	76

第3章 生活排水処理の取組の方向性

1 基本方針	77
--------	----

2	基本目標の見直し	78
3	基本方針に基づく施策の展開	79

	用語解説	81
--	------	----

第1編 総論



第1章 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

釧路市一般廃棄物処理基本計画は、釧路市（以下「本市」という。）が長期的・総合的視野に立って、計画的に一般廃棄物（ごみ・し尿・浄化槽汚泥）処理を推進していくために策定するものです。

本計画は、令和3年3月に策定し、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間としています。

本計画の推進に当たっては、計画期間を10年間とする中で、概ね5年程度で見直しを図ることとしており、あわせて、国や北海道の動向、社会情勢の変化などの諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直すこととしています。今回は、こうした考え方にに基づき、計画の改定を行うものです。

本計画の策定以降、一般廃棄物行政を取り巻く状況は変化しており、人口減少や少子高齢化の進行に加え、プラスチック資源循環や食品ロス削減への対応、さらには自然災害の頻発化・激甚化に伴う災害廃棄物への対応など、一般廃棄物処理に求められる役割は広がっています。

こうした中、国においては、令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック資源循環の取組が進められています。さらに、令和6年5月21日には「第六次環境基本計画」が閣議決定され、環境保全を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げた環境政策の方向性が示されました。また、令和6年8月2日には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環経済への移行を国家戦略として位置付け、2030年度（令和12年度）を目標年次として、地域循環システムの構築、ライフサイクル全体での資源循環、廃棄物管理基盤の強靱化等を進めることとしています。

また、北海道においては、令和2年3月に「北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）」を策定し、道民、NPO等、事業者、行政等の各主体の連携・協働のもと、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道づくりを進めることとしています。

一方、本市では、釧路市環境基本条例の基本方針に基づき、ごみの減量化・資源化の推進や適正処理に取り組んでいます。また、し尿及び浄化槽汚泥については、汚水処理施設共同整備事業により建設したし尿等受入施設で受入れ、大楽毛下水終末処理場で処理しています。また、本計画策定後の処理体制の変化として、令和6年4月には高山地区の釧路市ごみ最終処分場が供用開始されるなど、本市の一般廃棄物処理を取り巻く状況にも変化が生じています。

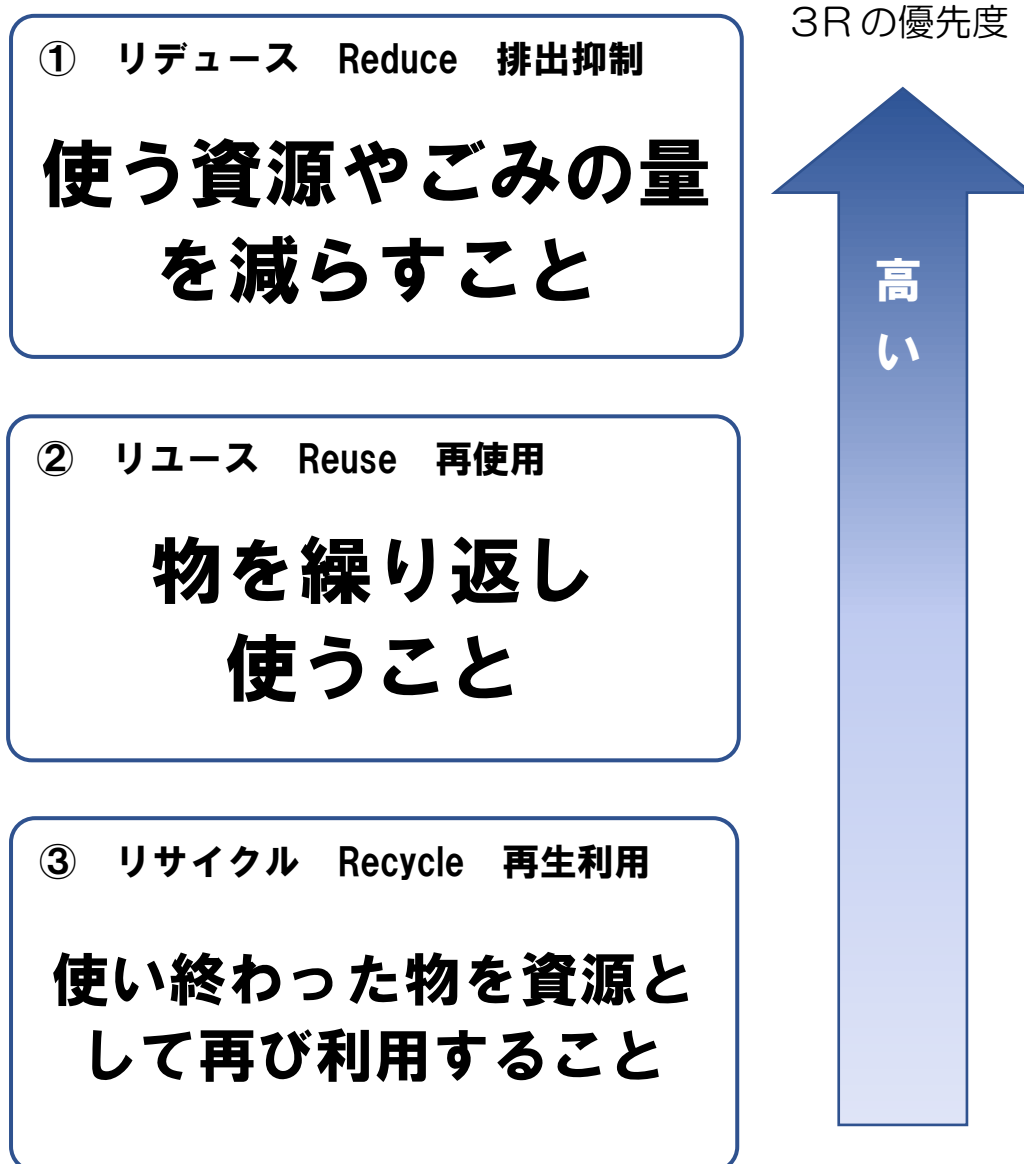
このような国、北海道及び本市を取り巻く動向並びに本計画策定後の制度改正や廃棄物処理実績の変化を踏まえ、さらなる廃棄物の減量化・資源化を図り、循環型社会の形成を促進するため、本計画を改定するものです。

3Rとは

3Rとは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表し、これらの活動に取り組むことで、ごみの量を削減し、ごみの焼却や埋立処分による環境に対する影響を最小限にとどめ、循環型社会の構築を目指すものです。

2000年（平成12年）に制定された循環型社会形成推進基本法では、3Rの考え方において「排出抑制（Reduce リデュース：減らす）」「再使用（Reuse リユース：繰り返し使う）」「再生利用（Recycle リサイクル）」の順位で優先度が明文化されています。

釧路市では、これらを踏まえ、ごみの減量・リサイクルの推進に向けた3Rの促進に取り組んでいます。



2 計画の範囲

本計画の対象地域は、本市全域とします。本計画の範囲は、対象地域で発生する一般廃棄物の減量をはじめ、分別、収集運搬、中間処理、最終処分、施設整備までを含むものとします。計画の対象となる廃棄物は、排出段階では対象地域から排出される一般廃棄物のほか集団資源回収や不法投棄されたごみなども対象とし、処理段階では本市が自ら処理・処分する一般廃棄物のみならず、民間事業者が処理・処分する一般廃棄物なども含めるものとします。

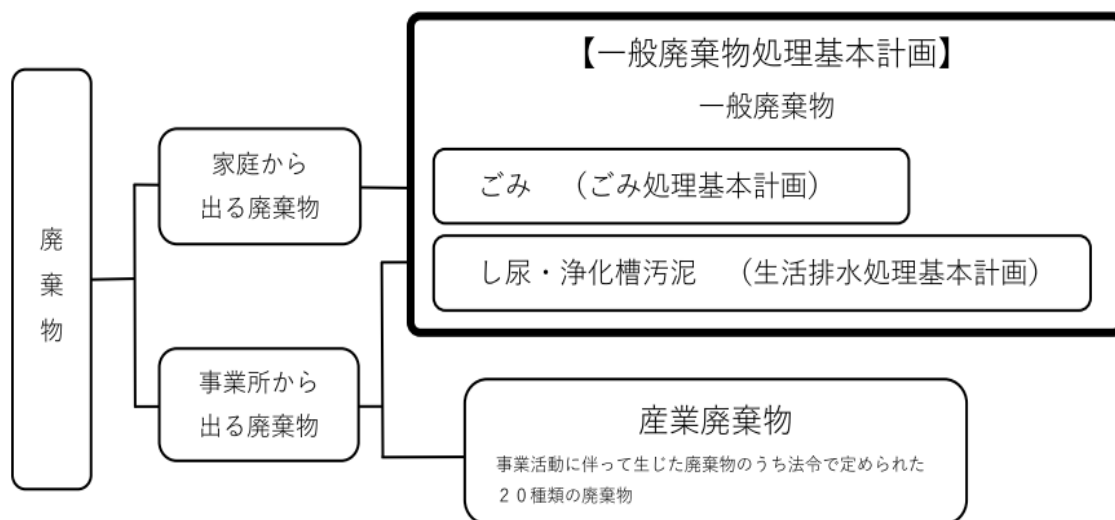


図 1-1-1 計画の範囲

3 計画の期間

計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年とします。

なお、概ね 5 年で見直しを図ることとしますが、計画策定の前提となっている国や北海道の動向及び社会情勢などの諸条件に大きな変動があった場合は、適宜本計画を見直すこととします。

図 1-1-2 計画の期間

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
内容	前計画			計画期間（10年）									
								中間目標年度					最終目標年度

4 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく国の基本方針や、本市のまちづくり基本構想や環境基本計画等を踏まえた計画として策定します。

なお、一般廃棄物の処理に関する計画は、廃棄物処理法第6条第1項により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされており、長期の基本方針を定める本計画と、基本計画に基づき単年度で定める一般廃棄物処理実施計画で構成されています。

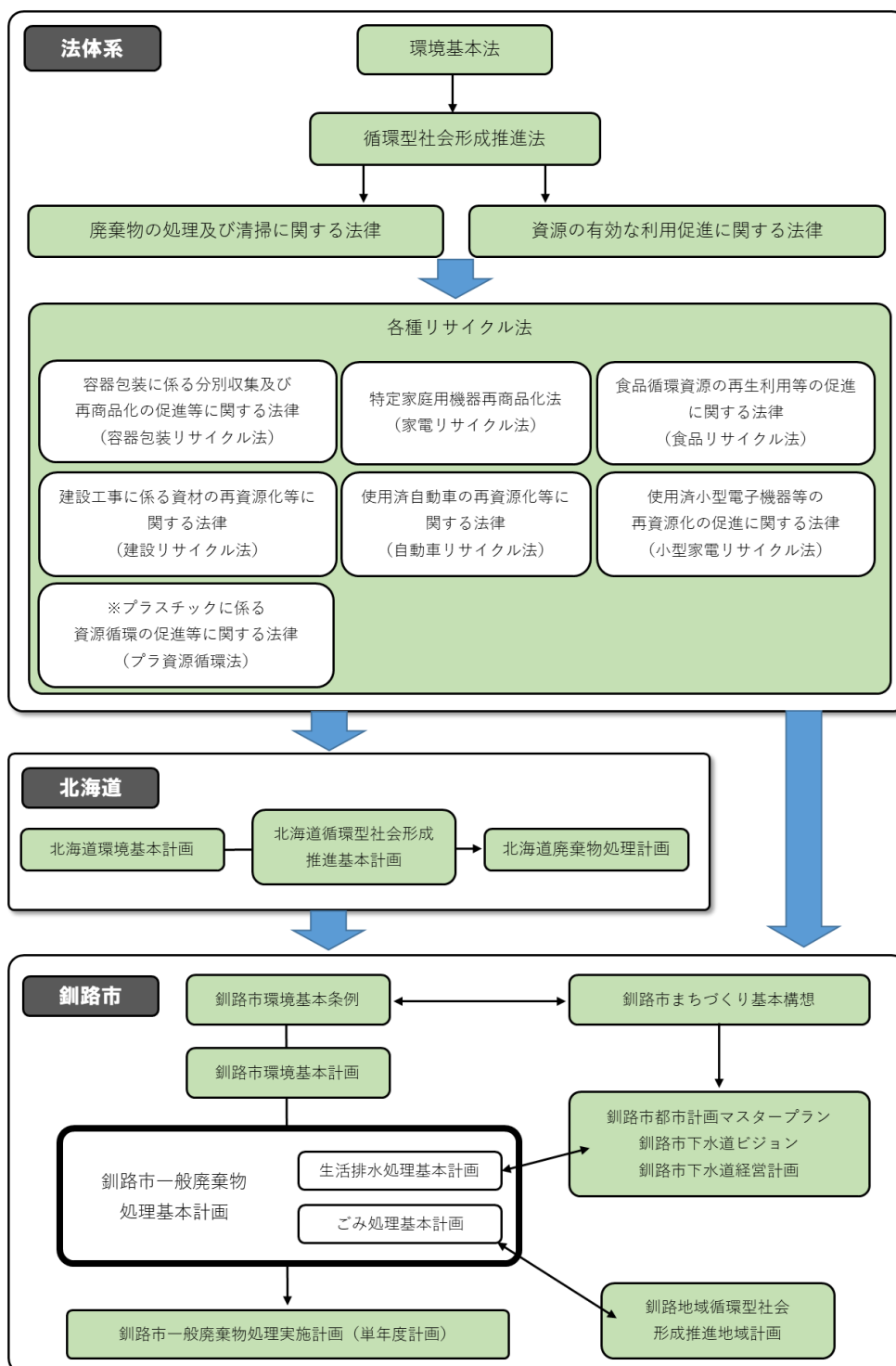


図 1 - 1 - 3 本計画の位置づけ

5 計画の構成

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、本計画は一般廃棄物に関する計画です。

一般廃棄物は、ごみとし尿・浄化槽汚泥に分けられ、それぞれ取組が異なることから、本計画では第2編をごみ処理部門、第3編を生活排水処理部門としています。

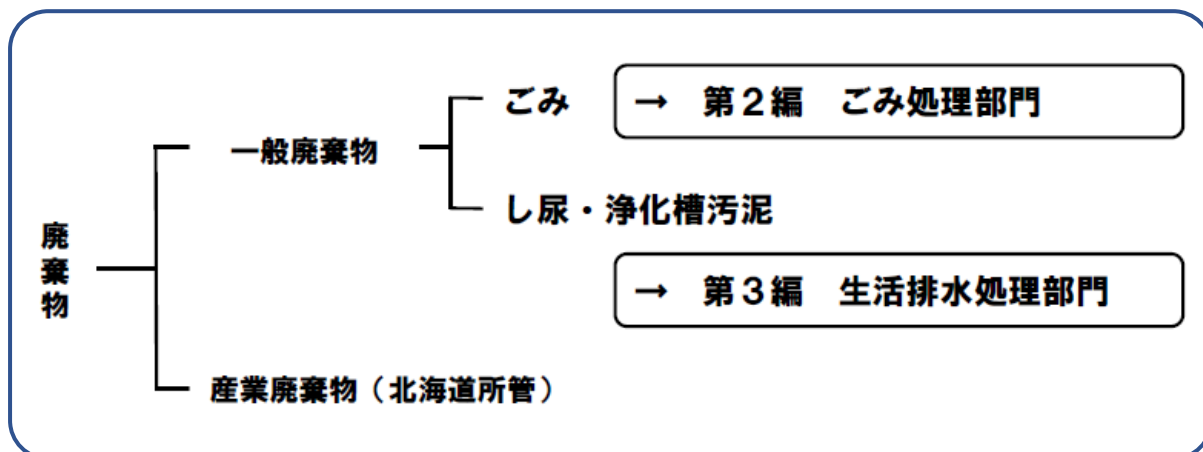


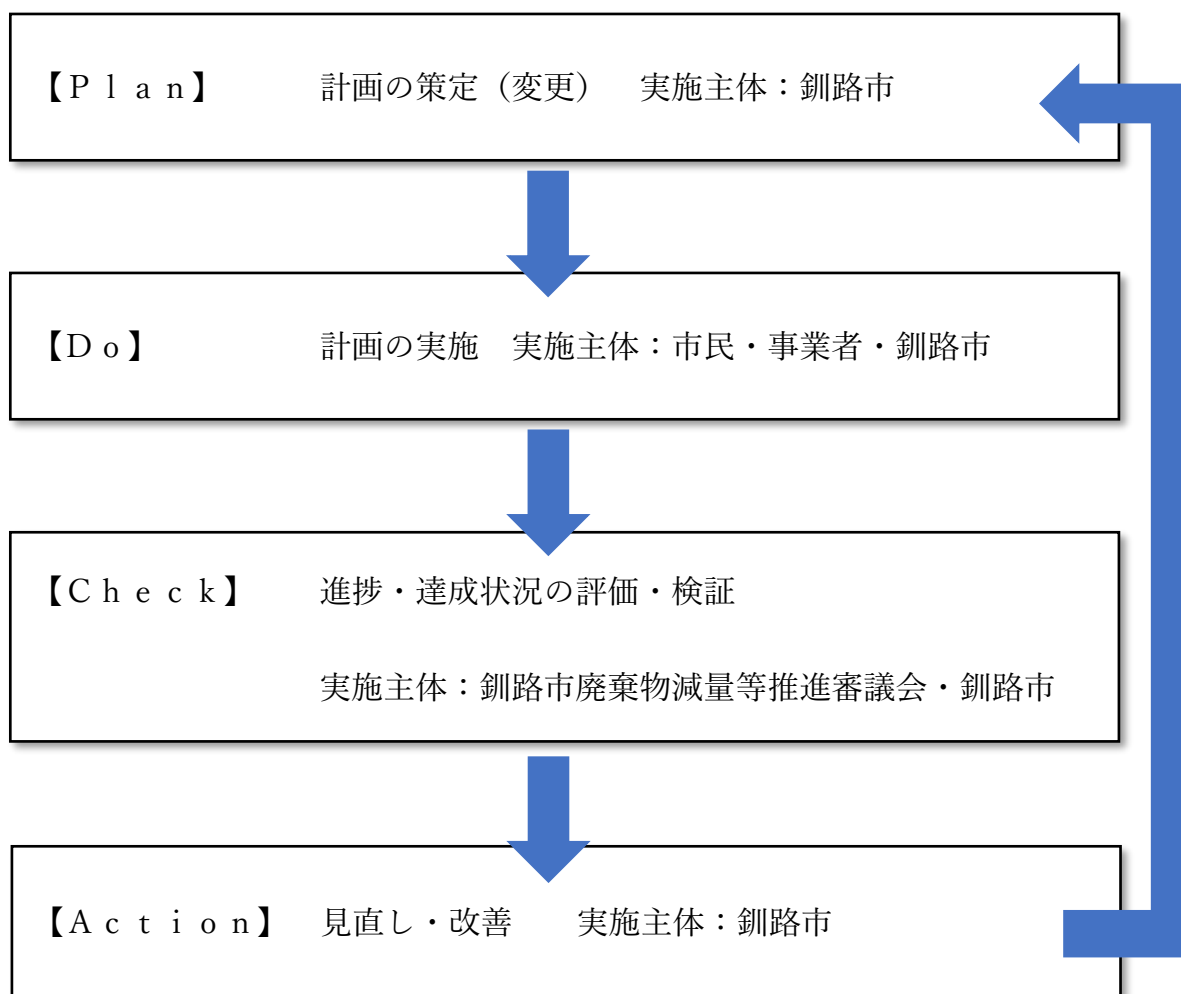
図1-1-4 本計画の構成

6 計画の推進

本計画を推進するため、毎年度「実施計画」を策定（計画：P l a n）します。実施計画に基づく取組の実施（実行：D o）後にその実績や成果を把握・検証（評価：C h e c k）し、その結果を翌年度の実施計画に反映（改善：A c t i o n）させます。

このP D C Aサイクルによるマネジメントを繰り返しながら取組を推進していきます。

なお、取組の実績・成果にあたっては、釧路市廃棄物減量等推進審議会から意見を聴取します。



【釧路市廃棄物減量等推進審議会】

「釧路市廃棄物減量等推進審議会」は、学識経験者、経済界、市民団体に加え、公募により選出した市民で構成され、廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する事項について審議し、行政の施策に反映させることを目的に設置されているものです。

第2章 釧路市の概況

1 地勢と概要

釧路市は、北海道の東部、東経144度22分24秒、北緯42度58分10秒に位置し、行政区域の総面積は、1363.26 km²と全国でも有数の広大な行政面積を有しております。

日本最大の釧路湿原や特別天然記念物「マリモ」が生息する阿寒湖、活火山である雌阿寒岳など多彩で雄大な世界に誇れる大自然に恵まれていることで知られており、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園という2つの国立公園があります。

また、日本有数の水産業や酪農業、林業と石炭鉱業、製紙工業、観光業を基幹産業に、さらに商業などを含めた産業が港湾機能に支えられながら発展し、ひがし北海道の中核拠点都市となっています。

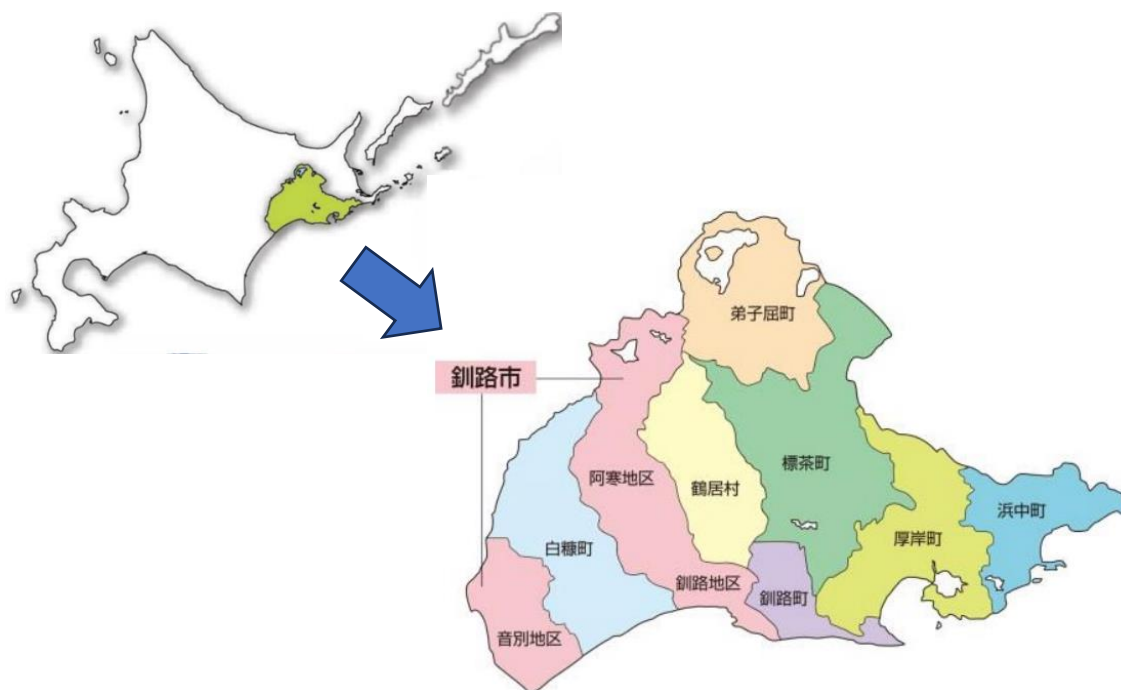


図1-2-1 釧路市の位置図

2 将来のまちづくりの方針

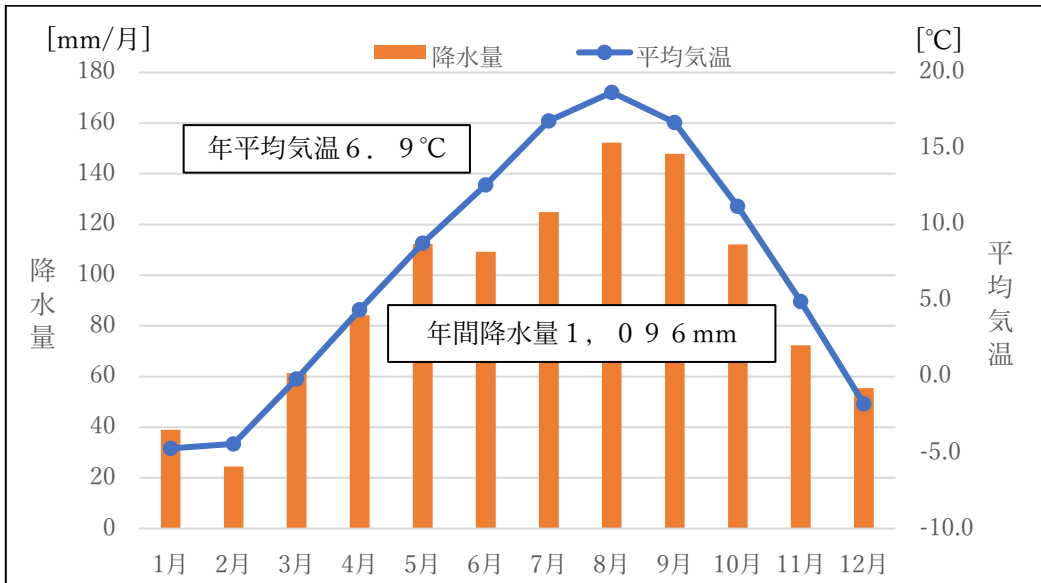
釧路市では、「市民が主体のまちづくり」を実現するために制定した釧路市まちづくり基本条例（平成27年10月施行）に基づいて、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針として「釧路市まちづくり基本構想」を平成30年に策定しました。

この構想では、今後10年間に講じる施策をとりまとめ、地域の限られた資源を社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資する「都市経営」の視点に基づき、これらのまちづくりを進め、ひがし北海道の拠点として、さらなる飛躍を目指しております。

3 気象

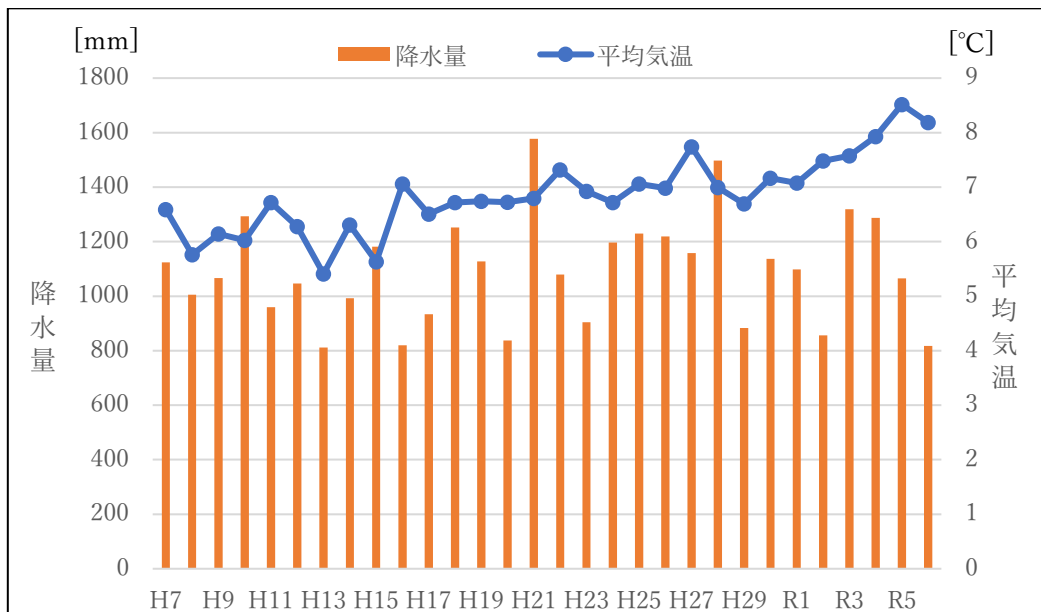
本市の気候は、寒流の影響を受け、一般に冷涼です。冬期間の寒さは厳しい反面、積雪は概して多くありません。5月から8月にかけては、海霧が発生しやすく、日照時間が少ないため、夏季における気温は18℃前後となります。9月から10月にかけては晴天が続く、11月以降の冬期間は快晴が多く、乾燥した日が続きます。

降水量は年間1,000mm前後で、降雪は11月下旬から4月上旬にかけて見られ、最深積雪は30cm程度で、道内他都市と比べて極めて少なくなっています。



(出典) 国土交通省気象庁ホームページ 気象統計情報

図1-2-2 月別降水量及び月別平均気温（平成7年～令和6年）



(出典) 国土交通省気象庁ホームページ 気象統計情報

図1-2-3 年間降水量及び年間平均気温の推移（平成7年～令和6年）

4 人口、産業及び土地の利用状況

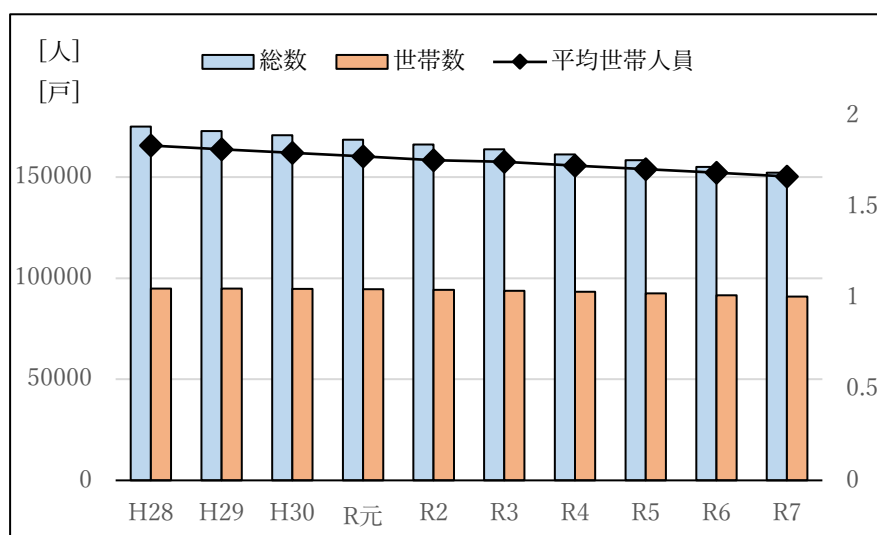
(1) 人口動態

釧路市の人口は、住民基本台帳人口（令和7年9月末現在）で、152,167人、世帯数90,943世帯となっています。人口及び世帯数の推移をみると、平成28年から一貫して減少傾向にあります。また、平均世帯人員は、1.67人と減少傾向が続いており、少子化、高齢化の進行や単身世帯の増加といった世帯形態の変化が要因と考えられます。

表1-2-1 人口及び世帯数の推移

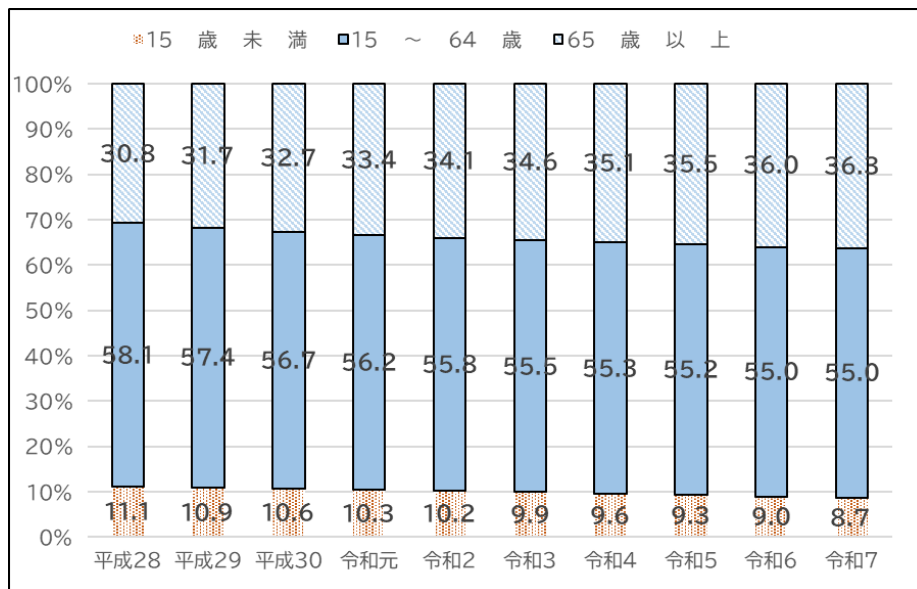
年	人口(人)		世帯数(戸)		平均世帯人員 (人/世帯)
	総数	前年度からの 増減	世帯数	前年度からの 増減	
平成28	174,939	—	94,935	—	1.84
平成29	172,784	-2,155	94,803	-132	1.82
平成30	170,627	-2,157	94,745	-58	1.80
令和元	168,441	-2,186	94,563	-182	1.78
令和2	166,089	-2,352	94,262	-301	1.76
令和3	163,761	-2,328	93,708	-554	1.75
令和4	161,147	-2,614	93,210	-498	1.73
令和5	158,287	-2,860	92,542	-668	1.71
令和6	154,991	-3,296	91,599	-943	1.69
令和7	152,167	-2,824	90,943	-656	1.67

(出典) 釧路市 住民基本台帳



(出典) 釧路市 住民基本台帳

図1-2-4 人口及び世帯数の推移



(出典) 鉏路市 住民基本台帳

図1-2-5 人口の構成の推移

(2) 産業の動向

本市の事業所数の推移としては、平成21年から令和3年にかけて減少傾向にあり、令和3年6月1日現在で7,775事業所となっており、平成21年7月1日現在の事業所数と比較すると1,543事業所減少しております。また、産業区分別の構成比は、令和3年で第3次産業が86.5%、第2次産業が12.8%、第1次産業が1%未満と平成21年から構成比に大きな変化は見られない状況にあります。

表1-2-2 産業中分類別の事業所数の推移

産業分類	2009 (平成21年) 7月1日現在		2012 (平成24年) 2月1日現在		2014 (平成26年) 7月1日現在		2016 (平成28年) 6月1日現在		2021 (令和3年) 6月1日現在		事業所数 構成比
	総数	うち民営	民営	総数	うち民営	民営	民営	民営			
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	2021 (令和3年)		
全産業	9,602	9,318	8,517	8,871	8,629	8,268	7,775	100.0%			
第1次産業	64	56	50	53	45	46	54	0.7%			
農業、林業	37	29	—	33	25	26	35	0.5%			
漁業	27	27	—	20	20	20	19	0.2%			
第2次産業	1,160	1,160	1,089	1,096	1,096	1,062	998	12.8%			
鉱業、採石業、砂利採取業	12	12	11	9	9	10	11	0.1%			
建設業	809	809	738	723	723	712	659	8.5%			
製造業	339	339	340	364	364	340	328	4.2%			
第3次産業	8,378	8,102	7,378	7,722	7,488	7,160	6,723	86.5%			
電気・ガス・熱供給・水道業	21	9	7	17	11	13	22	0.3%			
情報通信業	75	75	61	60	60	47	51	0.7%			
運輸業、郵便業	328	326	301	293	291	283	281	3.6%			
卸売業、小売業	2,344	2,343	2,033	2,051	2,051	1,970	1,773	22.8%			
金融業、保険業	243	243	213	197	197	188	188	2.4%			
不動産業、物品賃貸業	1,045	1,043	906	839	837	785	688	8.8%			
学術研究、専門・技術サービス業	310	296	272	300	289	265	270	3.5%			
宿泊業、飲食サービス業	1,539	1,536	1,399	1,449	1,448	1,353	1,221	15.7%			
生活関連サービス業、娯楽業	871	864	829	813	806	778	734	9.4%			
教育、学習支援業	270	204	190	281	215	204	211	2.7%			
医療、福祉	545	482	518	680	633	632	647	8.3%			
複合サービス業	52	52	44	47	47	46	45	0.6%			
サービス業(他に分類されないもの)	645	629	605	616	603	596	592	7.6%			
公務(他に分類されるものを除く)	90	—	—	79	—	—	—	—			

(注1)…2012・2016(平成24・28)年は国及び地方公共団体の事業所が対象から除かれている。

(注2)…2012(平成24)年は第1次産業内において産業大分類が格付不能の事業所があったことから、A農業、林業とB漁業を不詳としている。

(出典)平成21年度と平成26年度は、経済センサス基礎調査。平成24年度と平成28年度及び令和3年度は、経済センサス活動調査。

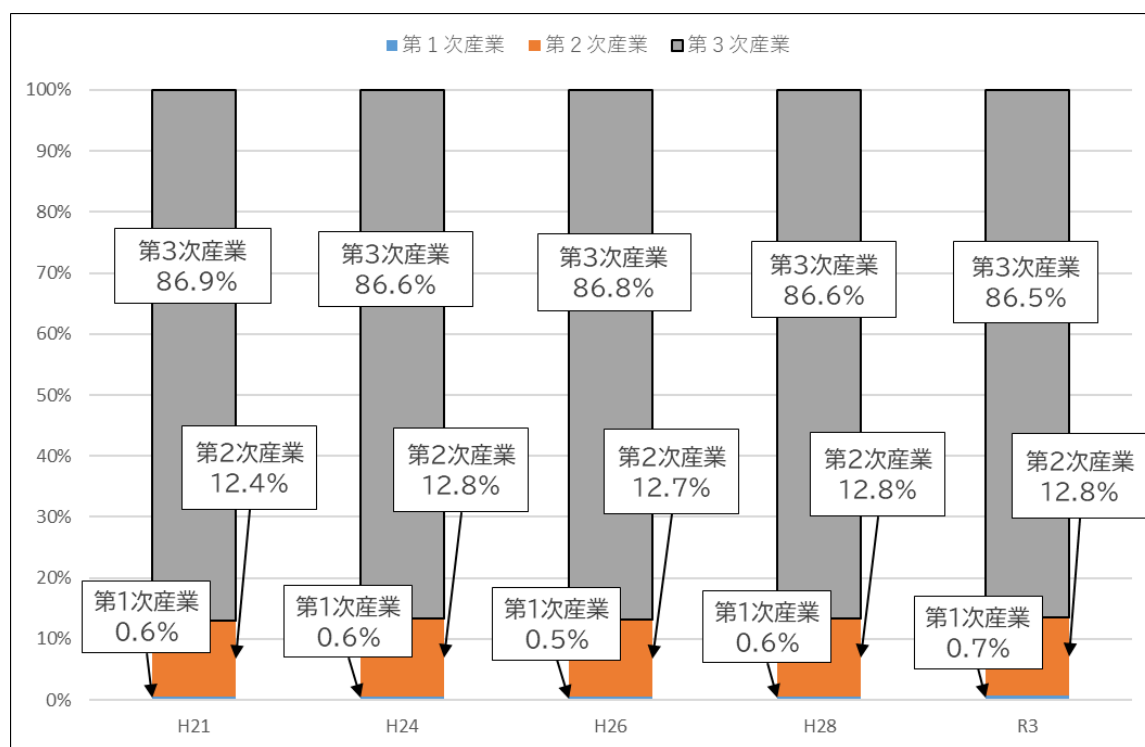


図1-2-6 産業中分類別事業所数構成比の推移

表1-2-3 産業中分類別の従業者数の推移

産業分類	2009 (平成21年) 7月1日現在		2012 (平成24年) 2月1日現在		2014 (平成26年) 7月1日現在		2016 (平成28年) 6月1日現在		2021 (令和3年) 6月1日現在		従業員数 構成比
	総数	うち民営	民営	総数	うち民営	民営	民営	民営	2021 (令和3年)		
	従業員数	従業員数	従業員数	従業員数	従業員数	従業員数	従業員数	従業員数	従業員数		
全産業	86,190	78,045	71,190	80,833	72,961	70,112	66,727	100.0%			
第1次産業	885	826	606	622	567	572	555	0.8%			
農業、林業	358	299	—	280	225	303	337	0.5%			
漁業	527	527	—	342	342	269	218	0.3%			
第2次産業	13,514	13,514	12,140	12,102	12,102	11,865	11,007	16.5%			
鉱業、採石業、砂利採取業	424	424	411	429	429	438	215	0.3%			
建設業	6,601	6,601	5,588	5,596	5,596	5,489	5,450	8.2%			
製造業	6,489	6,489	6,141	6,077	6,077	5,938	5,342	8.0%			
第3次産業	71,791	63,705	58,444	68,109	60,292	57,675	55,165	82.7%			
電気・ガス・熱供給・水道業	565	397	370	528	383	384	405	0.6%			
情報通信業	764	764	545	456	456	392	368	0.6%			
運輸業、郵便業	6,648	6,609	5,795	5,873	5,837	5,773	5,996	9.0%			
卸売業、小売業	17,984	17,984	15,915	15,700	15,700	15,110	13,821	20.7%			
金融業、保険業	2,885	2,885	2,548	2,324	2,324	2,159	2,132	3.2%			
不動産業、物品賃貸業	2,329	2,318	2,092	1,993	1,979	1,875	1,911	2.9%			
学術研究、専門・技術サービス業	2,158	1,576	1,496	1,978	1,516	1,461	1,429	2.1%			
宿泊業、飲食サービス業	8,260	8,185	7,695	8,105	8,060	7,786	6,439	9.6%			
生活関連サービス業、娯楽業	3,622	3,599	3,182	3,376	3,358	3,192	2,881	4.3%			
教育、学習支援業	3,536	1,494	1,556	3,693	1,670	1,548	1,762	2.6%			
医療、福祉	10,447	8,862	9,631	13,200	11,585	11,289	10,961	16.4%			
複合サービス業	586	586	365	546	546	543	452	0.7%			
サービス業(他に分類されないもの)	8,492	8,446	7,254	6,950	6,878	6,163	6,608	9.9%			
公務(他に分類されるものを除く)	3,515	—	—	3,387	—	—	—	—			

(注1)…2012・2016(平成24・28)年は国及び地方公共団体の事業所が対象から除かれている。

(注2)…2012(平成24)年は第1次産業内において産業大分類が格付不能の事業所があったことから、A農業、林業とB漁業を不詳としている。

(出典)平成21年度と平成26年度は、経済センサス基礎調査。平成24年度と平成28年度及び令和3年度は、経済センサス活動調査。

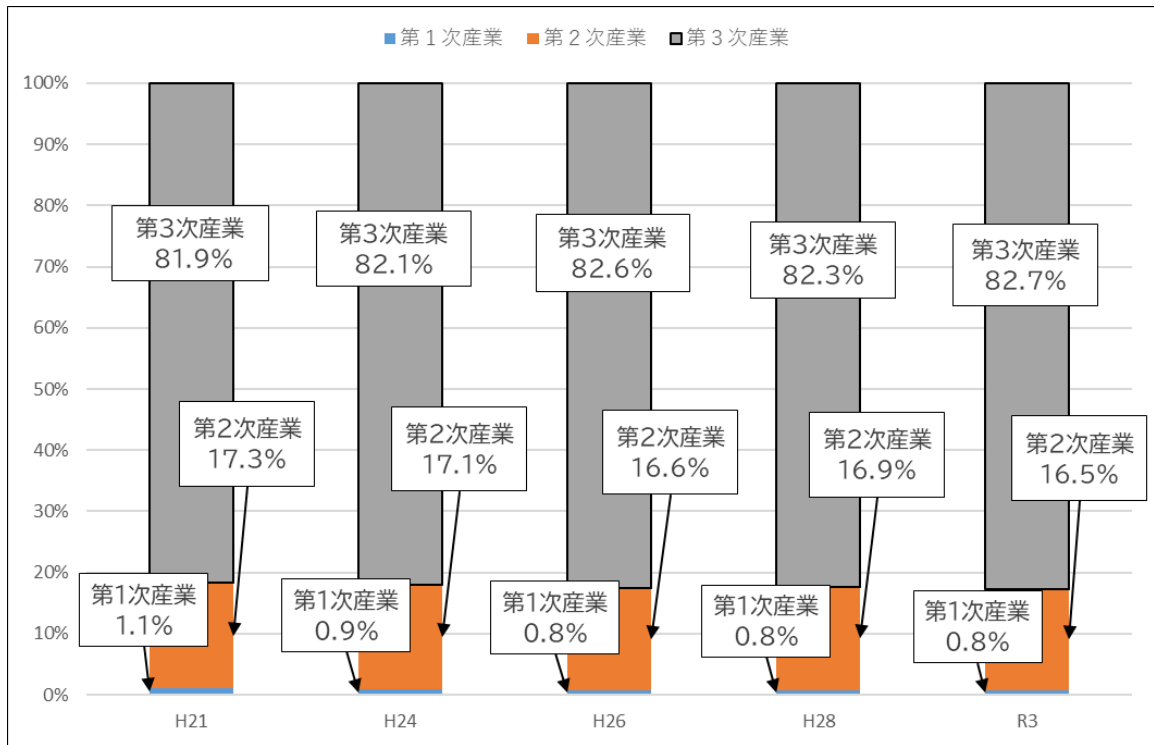
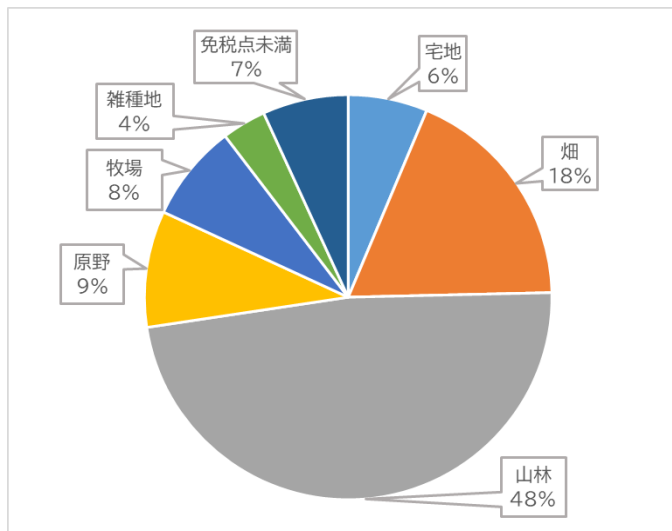
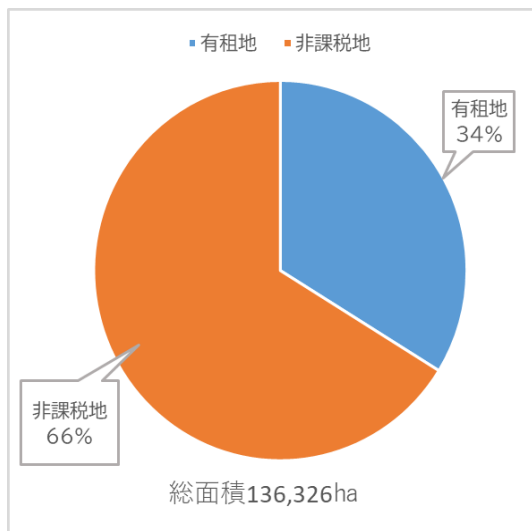


図1-2-7 産業中分類別従業者数構成比の推移

(3) 土地利用状況

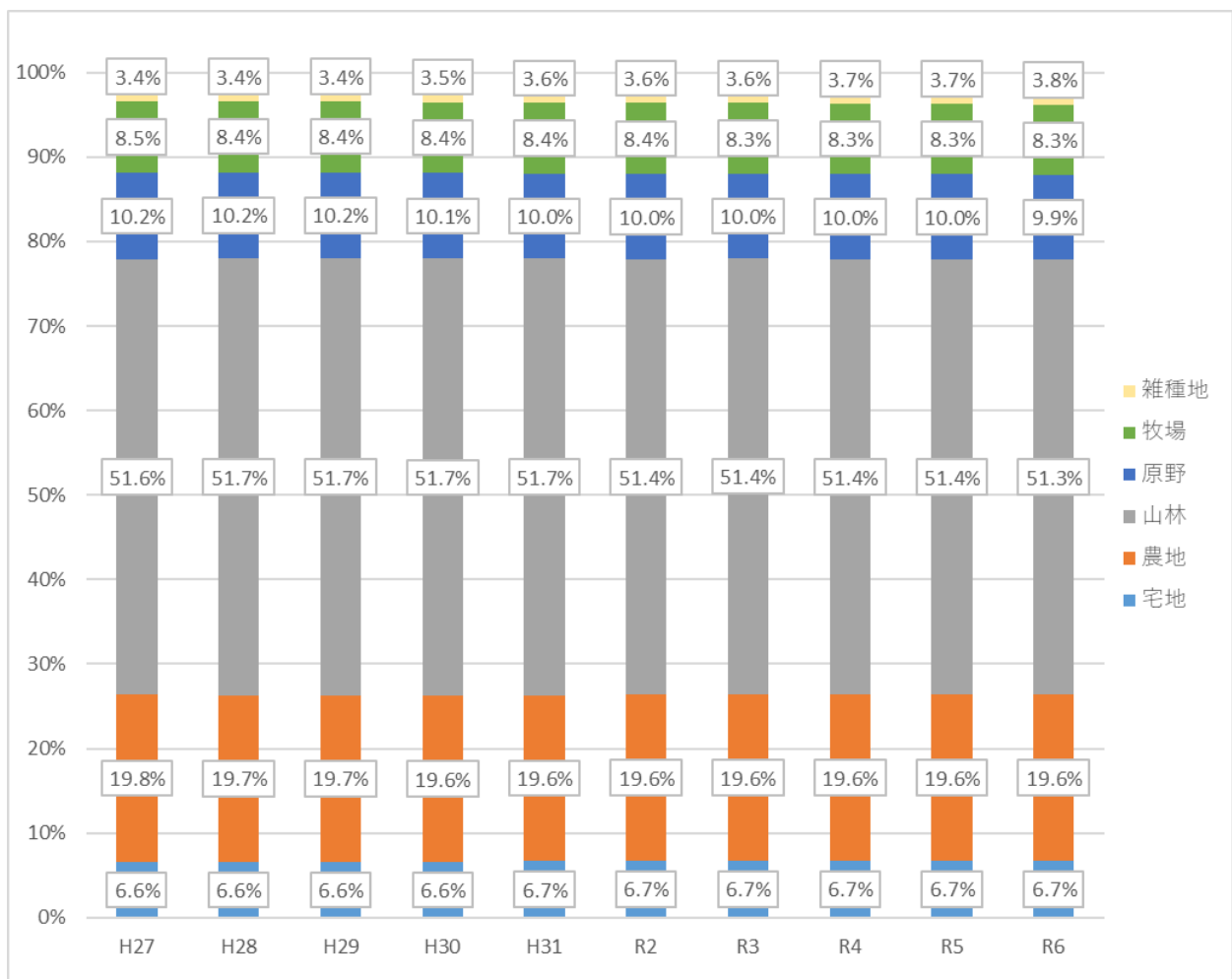
本市の令和6年の土地利用状況は、総面積の34%が有租地であり、そのうち山林が48%となっています。利用状況の推移では、牧場、原野が減少し雑種地が増加しています。



資料 釧路市資産税課

図1-2-8 (左) 土地利用状況 (令和6年1月1日現在)

図1-2-9 (右) 有租地の利用状況 (令和6年1月1日現在)



資料 釧路市資産税課（各年1月1日現在）

図1-2-10 有租地の利用状況の推移

第2編 ごみ処理部門



第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) 廃棄物の区分

廃棄物処理法において廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。

一般廃棄物は、ごみとし尿に分けられ、更にごみは、各家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業所から排出される「事業系一般廃棄物」とに区分されます。

産業廃棄物は、法令に定められた燃え殻、金属くずなどの20種類が該当します。

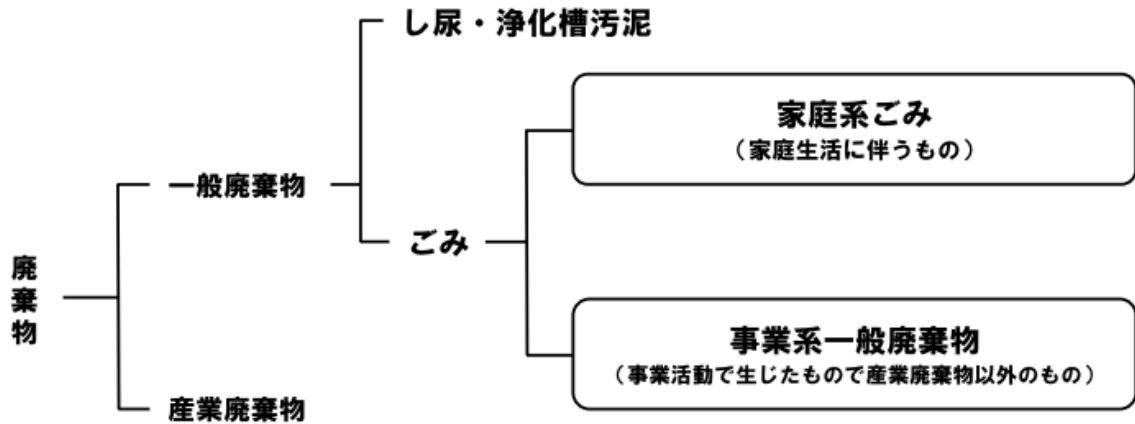


図2-1-1 廃棄物の区分

(2) 家庭系ごみの分別区分

一般家庭から排出される家庭系ごみは、①可燃ごみ、②不燃ごみ、③有害ごみ、④粗大ごみ、⑤資源物の5分別16分類を基本として収集運搬しており、ごみの減量・リサイクルの推進と、ごみ処理費用負担の公平性確保のため「可燃ごみ」、「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」のごみ処理経費の一部を有料化しております。

ご負担いただいた手数料は、ごみの減量・リサイクルの推進に充てています。

区分	種類	処理 手数料
可燃ごみ	生ごみ、プラスチック製品、吸殻、リサイクルできない紙、衣類（綿100%製品以外）、石炭灰、ゴム製品、革製品など	有料
	刈草、木の枝、落ち葉	無料
不燃ごみ	ガラス・陶器類、油・薬品などのびん類、金属製品、小型家電製品類など	有料
有害ごみ	水銀体温計、乾電池、蛍光灯、スプレー缶、リチウムイオン電池（JBRC回収対象外）	無料
粗大ごみ	指定ごみ袋の40リットルに入らないもの 食卓セット、ソファ、ベッド、タンス、自転車、網戸、椅子、エレクターン、鏡台、こたつ、ステレオなど	有料
資源物	①新聞紙・チラシ類、②雑誌、③紙パック類、④段ボール、⑤白色トレイ、⑥ペットボトル、⑦あき缶類、⑧びん類、⑨雑がみ、⑩衣類・布類（綿100%）、⑪プラスチック製容器包装（色付トレイ、豆腐の容器、洗剤のボトル、発泡スチロール、卵のケース、弁当がら、ペットボトルのキャップなど）	無料

表2-1-1 家庭系ごみの分別区分（2026年度・令和8年度）

（3） 排出及び収集方法

家庭系ごみの収集については、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみと資源物を、それぞれステーション方式を基本に収集（計画収集）を行うほか、「粗大ごみ」については電話申し込みにより個別収集を行っております。

分別	収集回数	排出方法
可燃ごみ	週2回（一部週1回）	各戸又は各ごみステーションへ指定ごみ袋に入れて排出
不燃ごみ	月2回	
有害ごみ	月2回 （阿寒地域は週1回）	各戸又は各ごみステーションへ透明又は半透明の袋に入れて排出
有害ごみ（リチウムイオン電池）	随時	市内回収協力店又は阿寒・音別行政センター及び阿寒湖温泉支所への持込
粗大ごみ	申込制	指定ごみ処理券を貼り、申込時に指定された場所へ排出
資源物	釧路地域 週1回	資源物ステーションへ排出
	阿寒地域 週1回	ごみステーションへ排出
	音別地域 月2回	

表2-1-2 家庭系ごみの排出及び収集方法

(4) 家庭系ごみの処理体制

釧路市では、「可燃ごみ」を釧路広域連合清掃工場で焼却処理しており、「不燃ごみ」「粗大ごみ」については、粗大ごみ処理センターで選別処理後、焼却処理できないものを釧路市ごみ最終処分場で埋立処理しています。

資源物のプラスチック製容器包装は、民間事業者のネイチャーテック釧路で、その他の資源物は釧路市資源リサイクルセンター及び音別町リサイクルセンターで再資源化しています。

処理施設 区分	施設名	搬入されるごみ	処理 方法
中間処理 施設	釧路広域連合清掃工場 (釧路市高山 30 番地 1)	可燃ごみ	焼却
	粗大ごみ処理センター (釧路市高山 4 番地 1)	不燃ごみ、粗大ごみ	選別
	釧路市資源リサイクルセンター (釧路市鳥取南 7 丁目 1 番 2 号)	資源物(プラスチック製容器包装を除く)	資源化 処理
	音別町リサイクルセンター (釧路市音別町海光 1 丁目 31 番地)	資源物(プラスチック製容器包装を除く)	資源化 処理
	ネイチャーテック釧路(民間) (釧路市星が浦南 6 丁目 6 番 13 号)	資源物(プラスチック製容器包装)	資源化 処理
最終処分場	釧路市ごみ最終処分場 (釧路市高山 17 番地 1、29 番地 1)	中間処理後の焼却 残渣など	埋立
	阿寒町一般廃棄物最終処分場 (釧路市阿寒町東栄 33 番地 6)	不燃ごみ	埋立
	音別町一般廃棄物最終処分場 (釧路市音別町尺別 31 番地 1)	不燃ごみ	埋立

表 2-1-3 一般廃棄物を処理する施設



釧路広域連合清掃工場



粗大ごみ処理センター



釧路市資源リサイクルセンター



釧路市ごみ最終処分場

(5) 事業所から排出されるごみ

事業所から排出されるごみについては、「排出者責任」に基づき、事業者自ら処理することを原則としています。

市内の事業所から排出される事業系一般廃棄物は、市のごみ処理施設へ自己搬入するか、収集運搬許可業者に依頼し、収集運搬することになります。

(6) ごみ処理のフロー

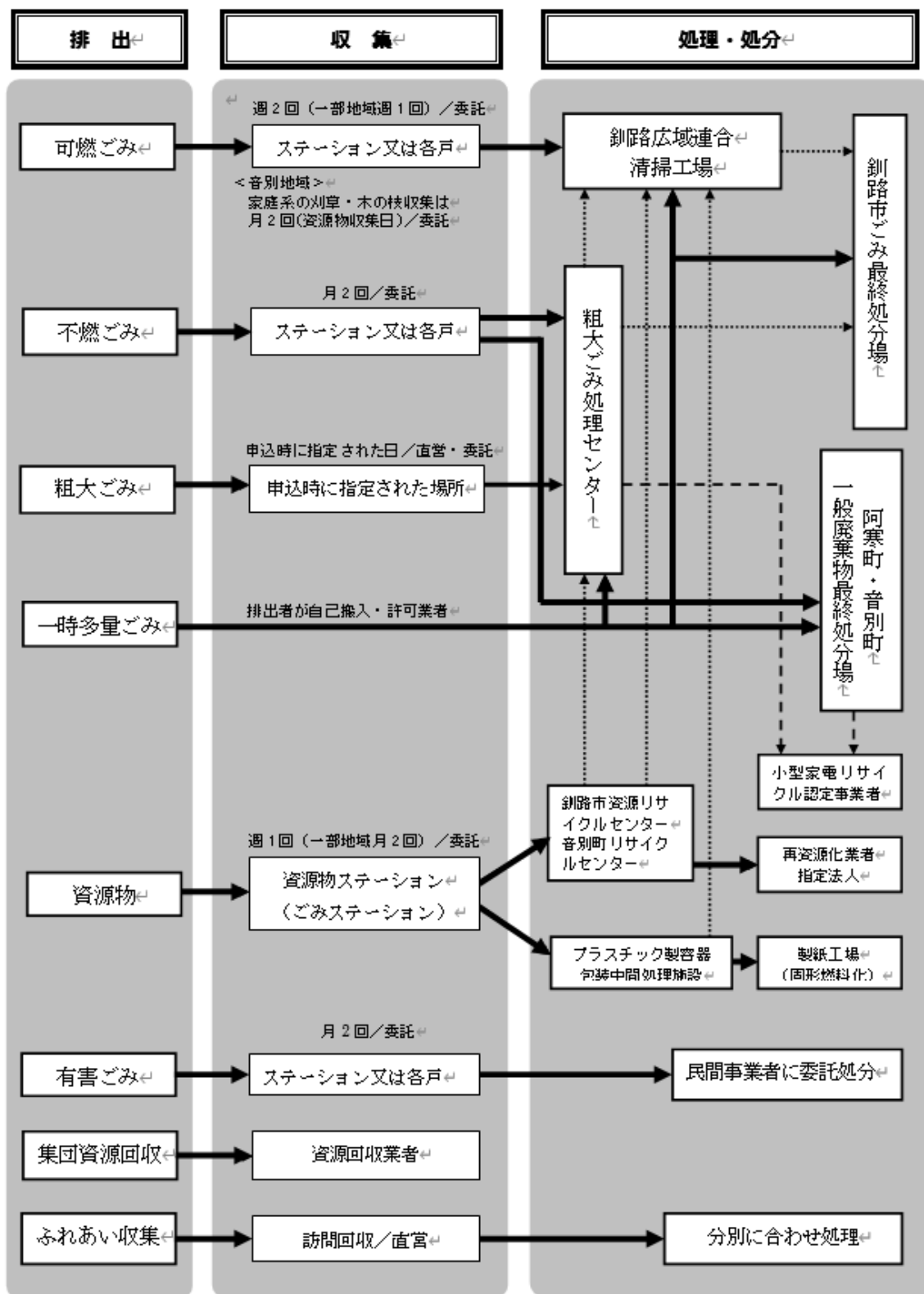


図 2 - 1 - 2 ごみ処理のフロー

(7) ごみの排出量・リサイクル率・最終処分量

① ごみの総排出量の推移

令和7年度の、ごみの総排出量は61,330トンで、令和3年度対比で、9.07%減少しています。

過去5年間においても、平成25年度をピークとした長期的な減少傾向が続いています。

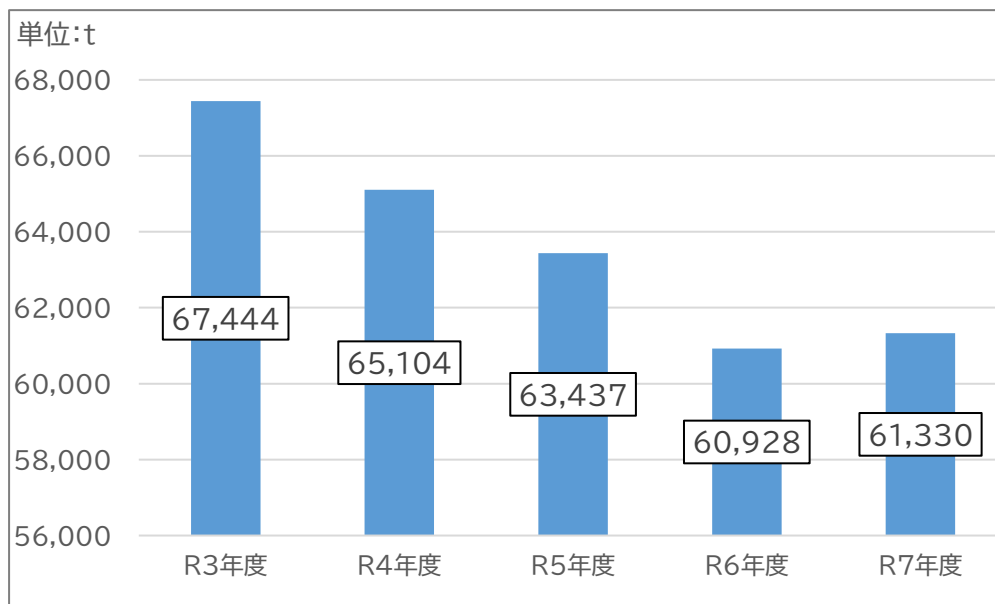


図 2 - 1 - 3 ごみの総排出量の推移

② 集団資源回収量の推移

令和7年度の集団資源回収量は1,247トンで、令和3年度対比で、35.7%減少し、年々、減少傾向にあります。

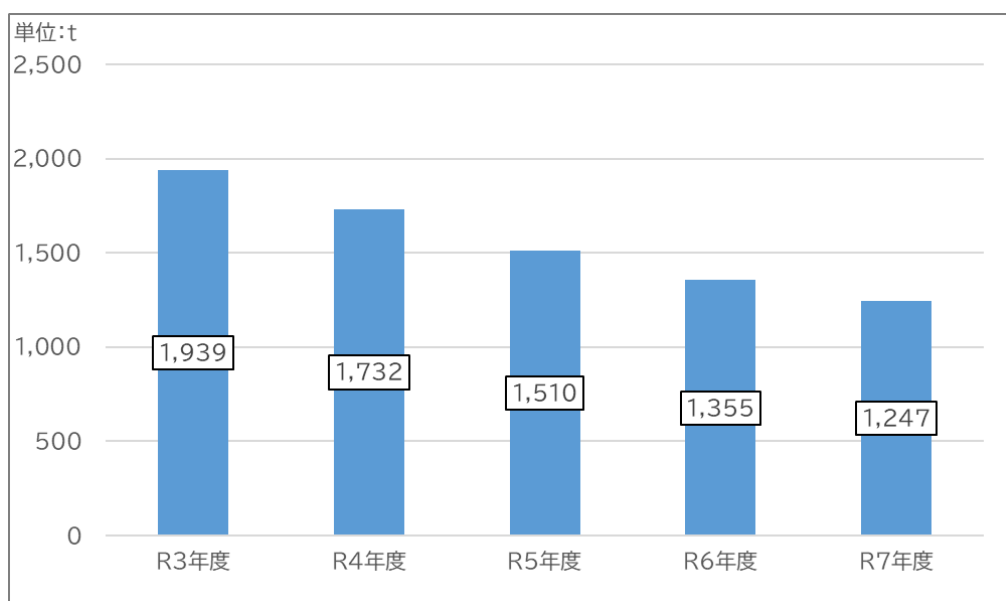


図 2 - 1 - 4 集団資源回収量の推移

③ 種類別ごみの排出量の推移

令和3年度（計画の初年度）から令和7年度までの種類別ごみの排出量の推移は下記のとおりです。

可燃ごみは令和7年度では41,826トンで、令和3年度対比で14.8%減少しており、近年は減少傾向で推移しています。

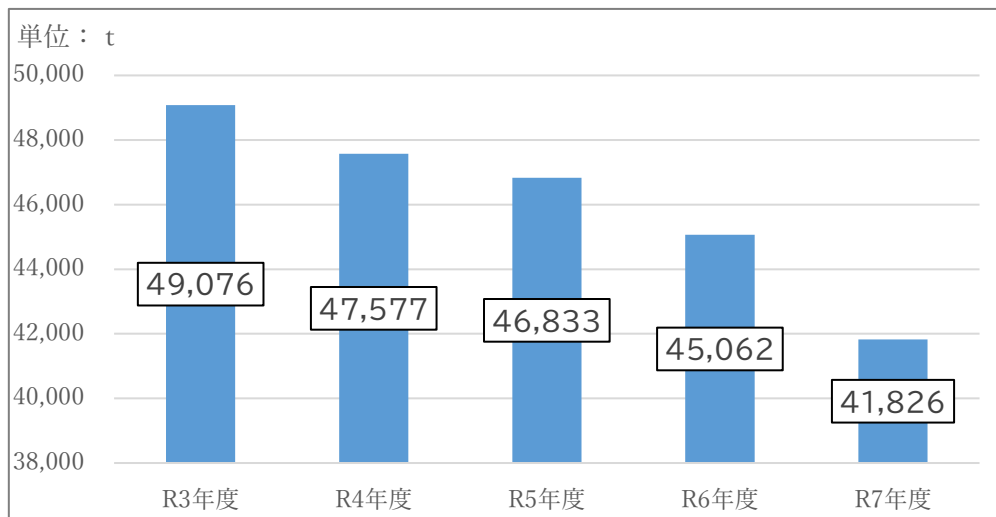


図 2 - 1 - 5 可燃ごみの排出量の推移

不燃ごみは、令和7年度では、2,221トンで、令和3年度対比で、14.4%減少していますが、近年はほぼ横ばいの状況となっています。

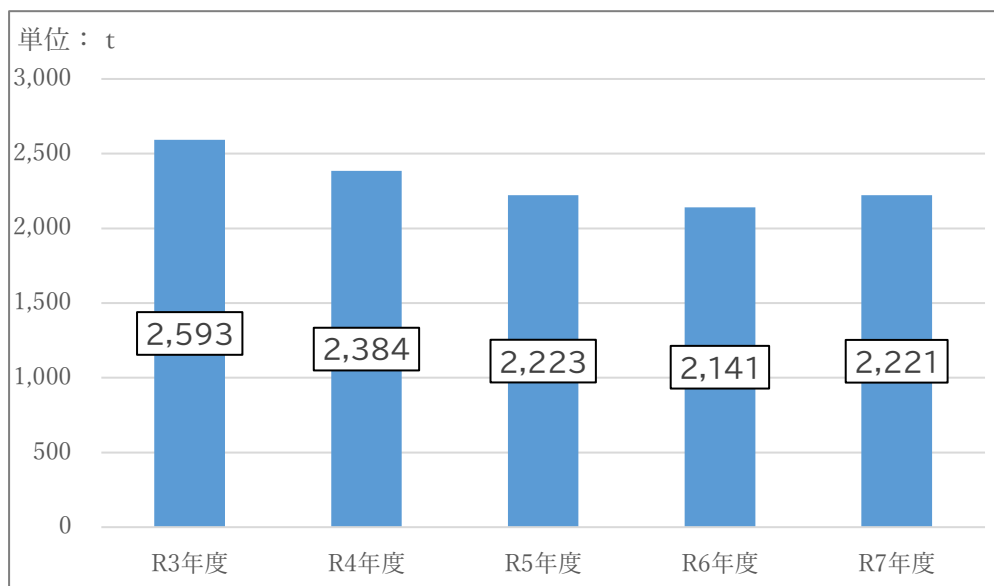


図 2 - 1 - 6 不燃ごみの排出量の推移

有害ごみは、令和7年度では、40トンで、令和3年度対比で、8.1%増加しており、僅かに増加の傾向にあります。

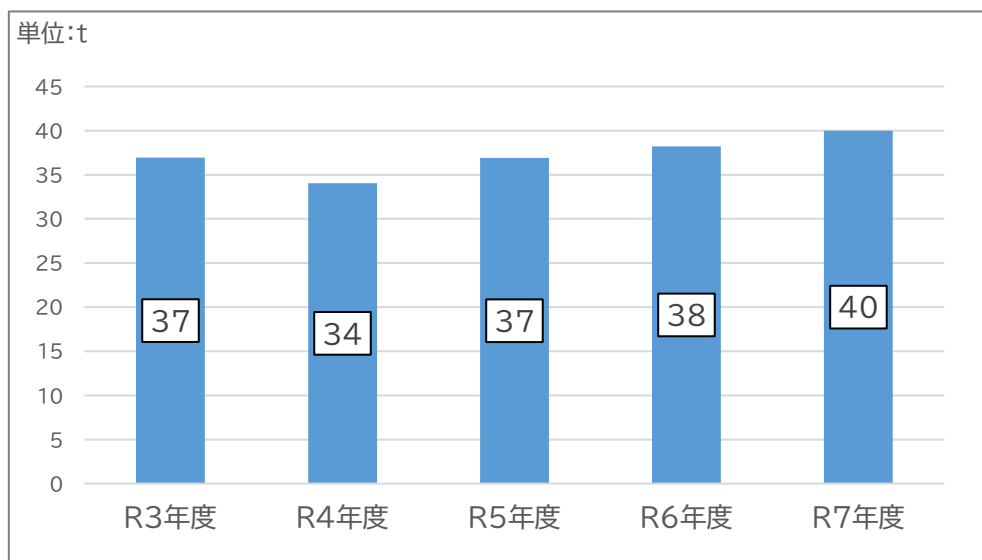


図2-1-7 有害ごみの排出量の推移

粗大ごみは、令和7年度では、2,932トンで、コロナ禍の影響でピークだった令和3年度との対比で、12.8%減少しています。

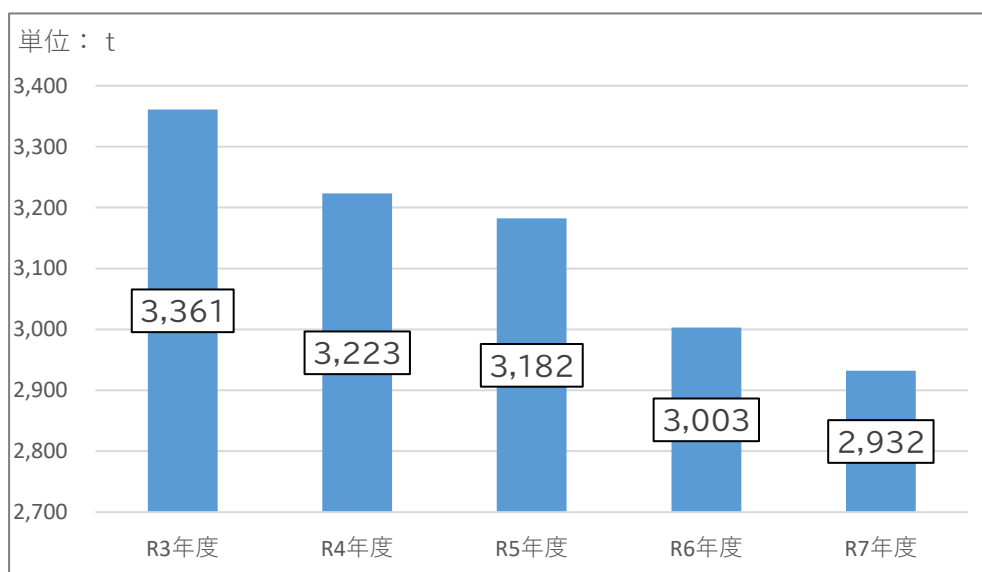


図2-1-8 粗大ごみの排出量の推移

資源物（集団資源回収量を含む）は、令和7年度では11,116トンで、令和3年度対比では12.7%減少しています。一方で、令和7年度は、事業系資源物の把握対象を加えた影響もあり、令和6年度と比較すると増加しています。

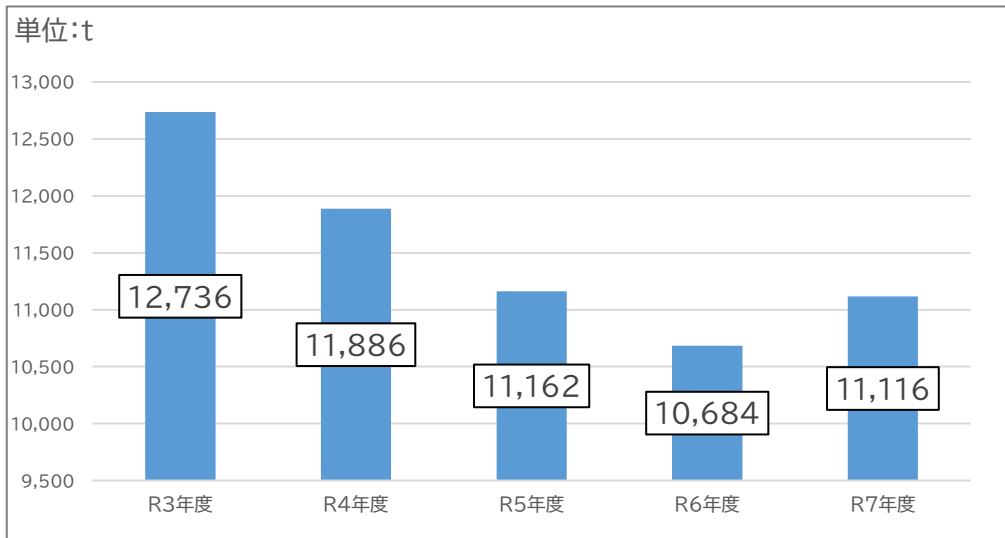


図 2 - 1 - 9 資源物の排出量の推移

④ 1人1日当たりのごみ排出量の推移

令和7年度の1人1日当たりのごみ排出量は1,104グラムで、令和3年度対比で、2.13%減少しており、近年では事業系、家庭系ともに横ばい、集団資源回収は減少傾向であり、総体として微減傾向にあります。

$$1人1日当たりのごみ排出量 = \text{ごみ総排出量} \div \text{総人口} \div \text{年間日数}$$

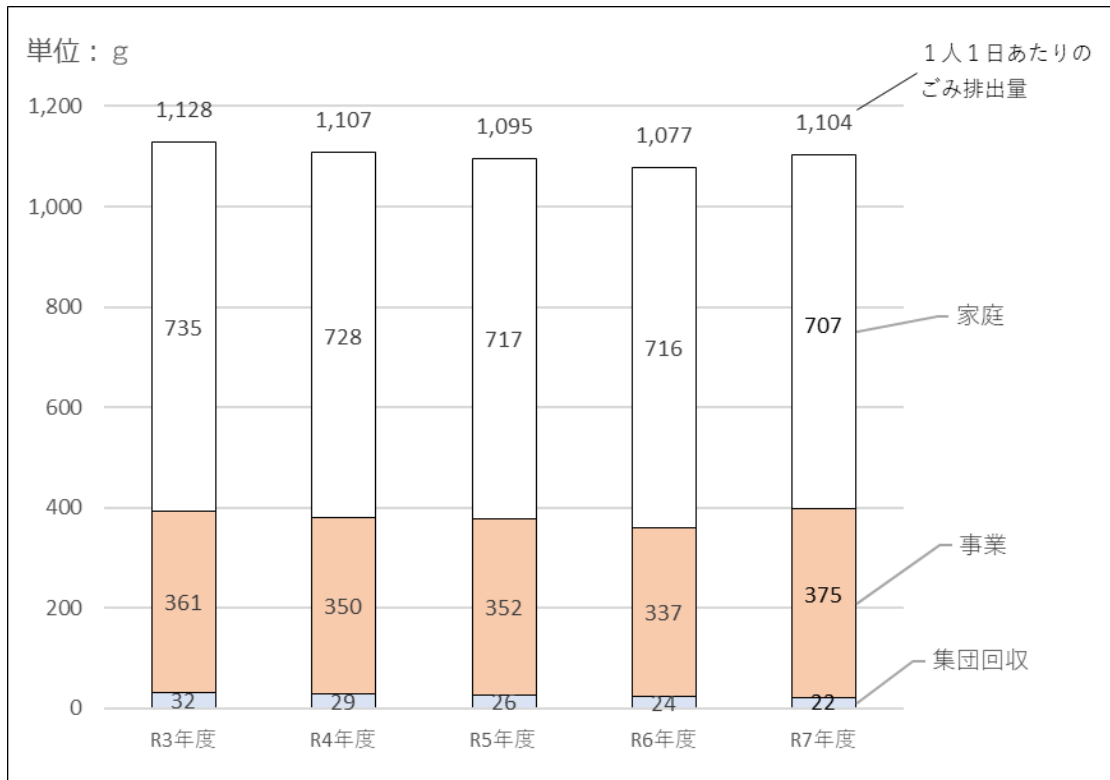


図 2 - 1 - 10 1人1日当たりのごみの排出量の推移（家庭系・事業系一般廃棄物別）

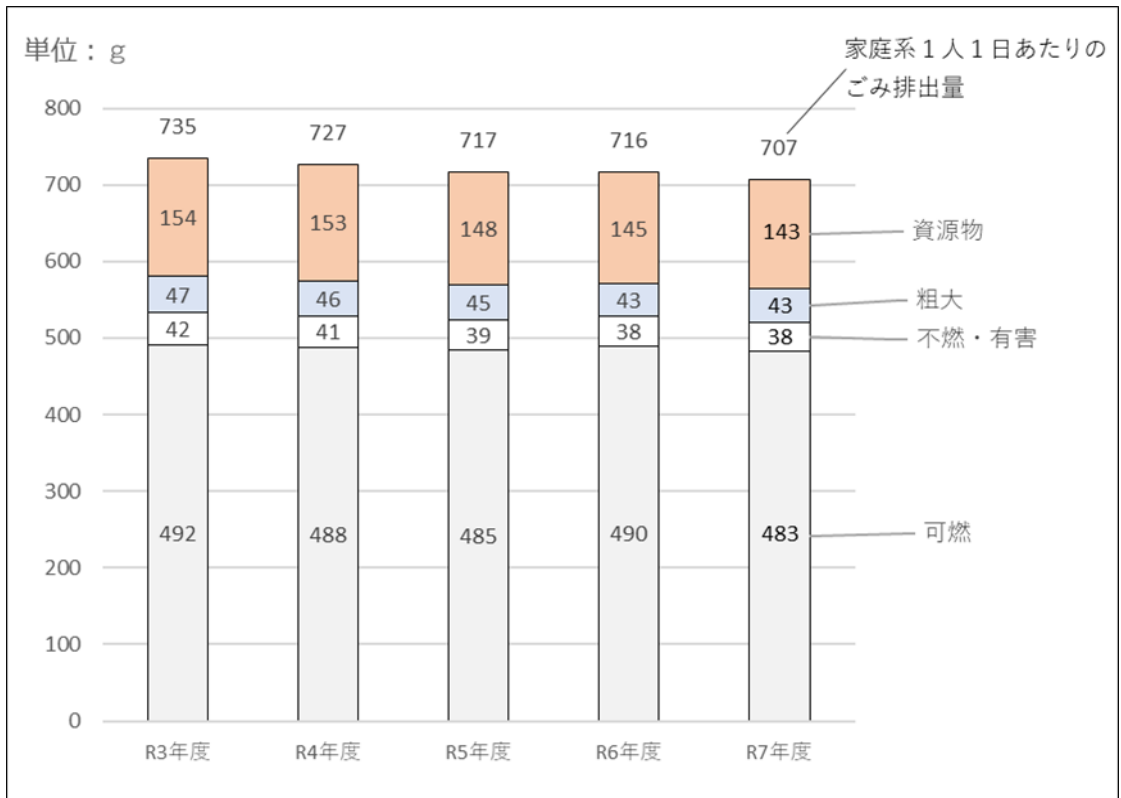


図2-1-11 1人1日あたりのごみの排出量の推移（家庭系ごみ種類別）

⑤ リサイクル率の推移

令和7年度のリサイクル率は22.24%で、令和3年度対比で、2.20ポイント増加しており、改善傾向が続いています。

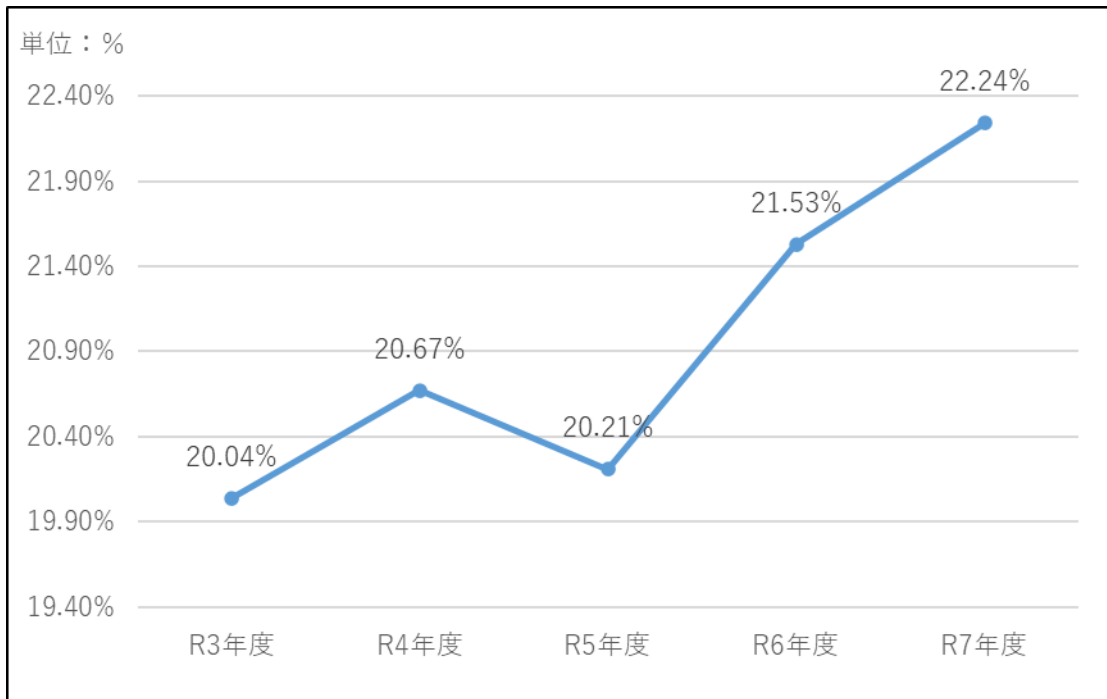


図2-1-12 リサイクル率の推移

⑥ 最終処分量の推移

令和7年度の最終処分量（埋立処分量）は9,832トンとなり、令和3年度対比では2.36%減少しており、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

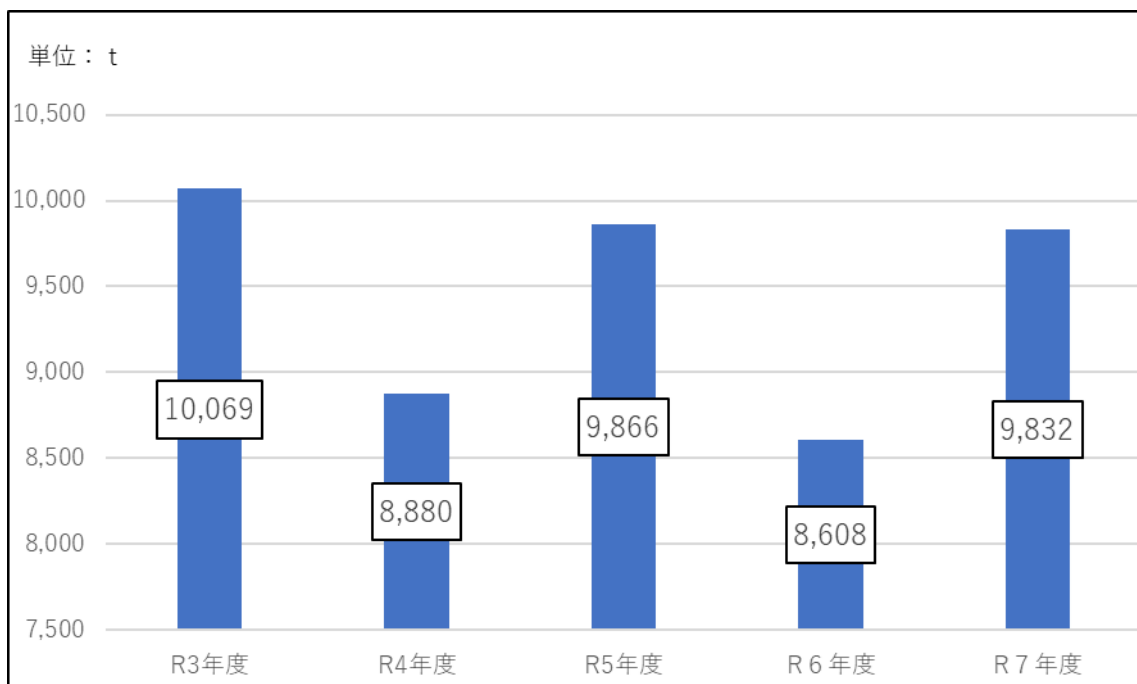


図 2 - 1 - 13 最終処分量の推移

(8) 家庭系ごみの組成分析

家庭から排出される「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「プラスチック製容器包装（資源物）」の組成分析結果の湿重量比（可燃ごみ・不燃ごみは令和6年度、資源ごみは令和7年度実施）は、次に示すとおりです。

① 可燃ごみ

可燃ごみの組成割合は、項目別では、生ごみが最も高く、全体の26.7%を占めており、次に紙・布類が24.7%、プラスチック類が17.3%、汚物が14.4%となっています。

また、資源物が8.0%混入されており、その内容としては、古紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装などが多く見受けられます。

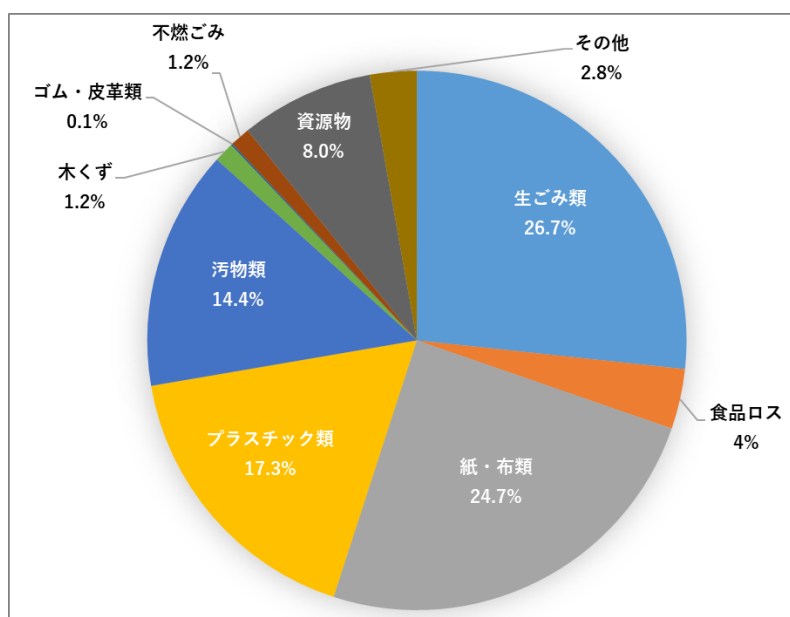


図 2 - 1 - 14 可燃ごみの組成分析結果 (R6)

② 不燃ごみ

不燃ごみの組成割合は、項目別では、金属類が最も高く、全体の33.5%を占めており、次に小型家電が24.1%、ガラス・陶磁器が18.4%となっています。また、可燃ごみが全体の13.9%を占めており、中でもプラスチック類が全体の12.1%を占めています。

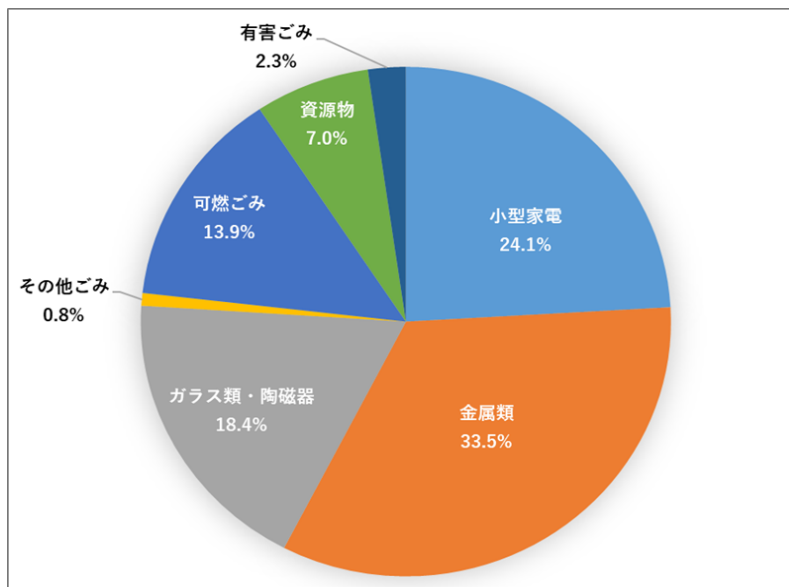


図 2 - 1 - 15 不燃ごみの組成分析結果 (R6)

③ プラスチック製容器包装 (資源物)

プラスチック製容器包装の組成割合は、プラスチック製容器包装で65.1%と、全体の約6割を占めるほか、可燃ごみが32.1%占めており、うち汚れが付着した状態で排出されているプラスチック製容器包装が27.6%を占めています。

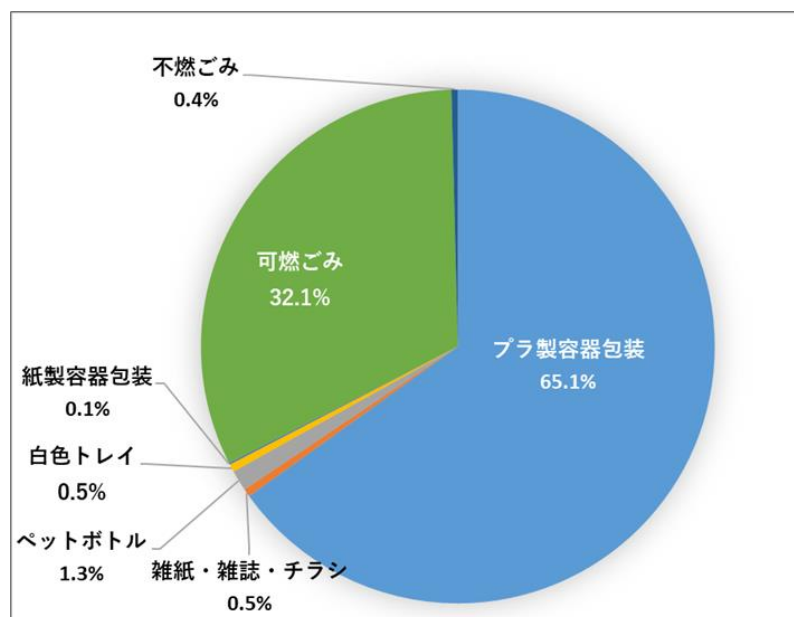


図 2 - 1 - 16 プラスチック製容器包装の組成分析結果 (R7)

(9) ごみ処理経費の現状

令和6年度のごみ処理に係る経費は、約24億7千万円で、ごみ処理には、1トン当たり40,653円、市民1人あたり年間15,981円の経費がかかっています。

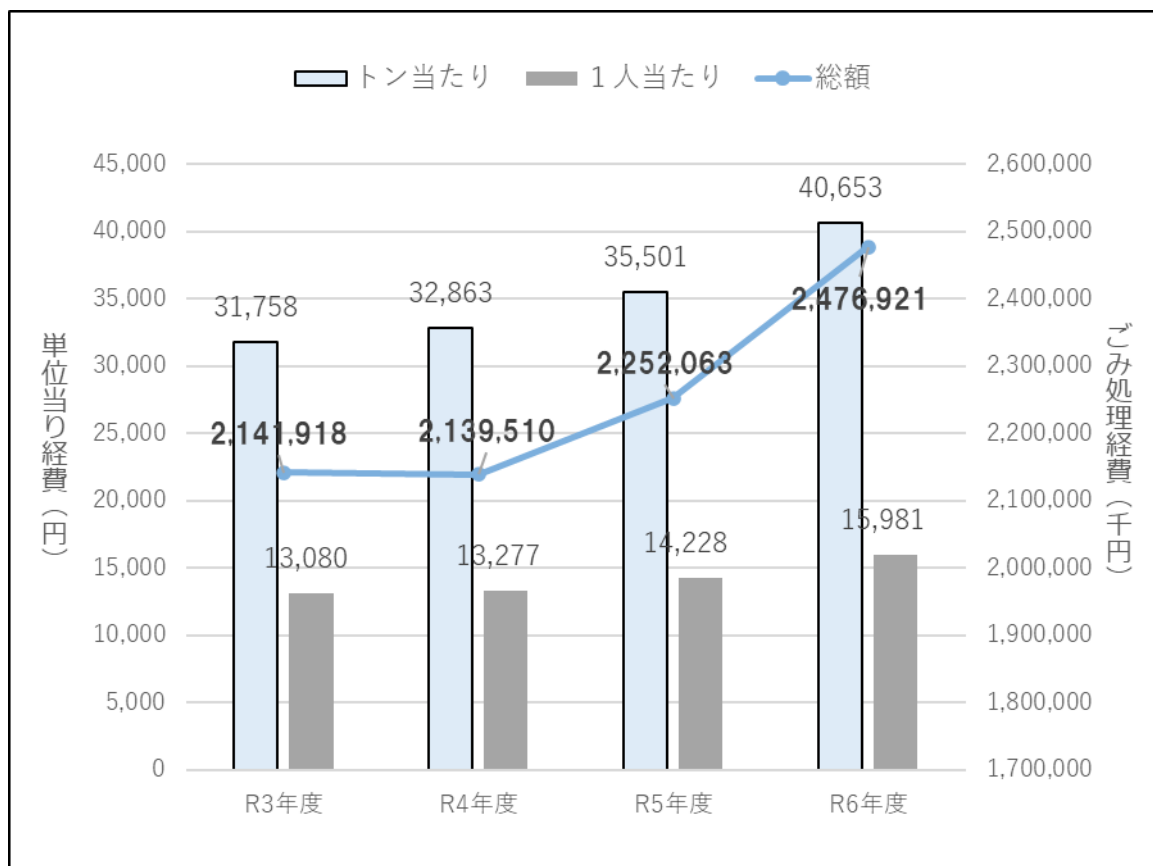


図2-1-17 ごみ処理経費の現状

2 ごみ処理の課題

(1) 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進

本市の1人1日当たりの家庭系廃棄ごみ量は、政令市である札幌市を除く道内の主な都市の中で最も多く、リサイクル率は全道平均を下回っている状況にあります。

その背景には、高齢化や単身世帯の増加といった世帯構成の変化に加え、個包装商品や使い捨て商品の利用など、生活様式や消費行動の変化があると考えられます。

このため、リデュース・リユースの取組を進めるとともに、市民に分かりやすい周知や、資源物を適正に分別・排出しやすい環境づくりを進め、ごみの減量とリサイクルの推進を図る必要があります。

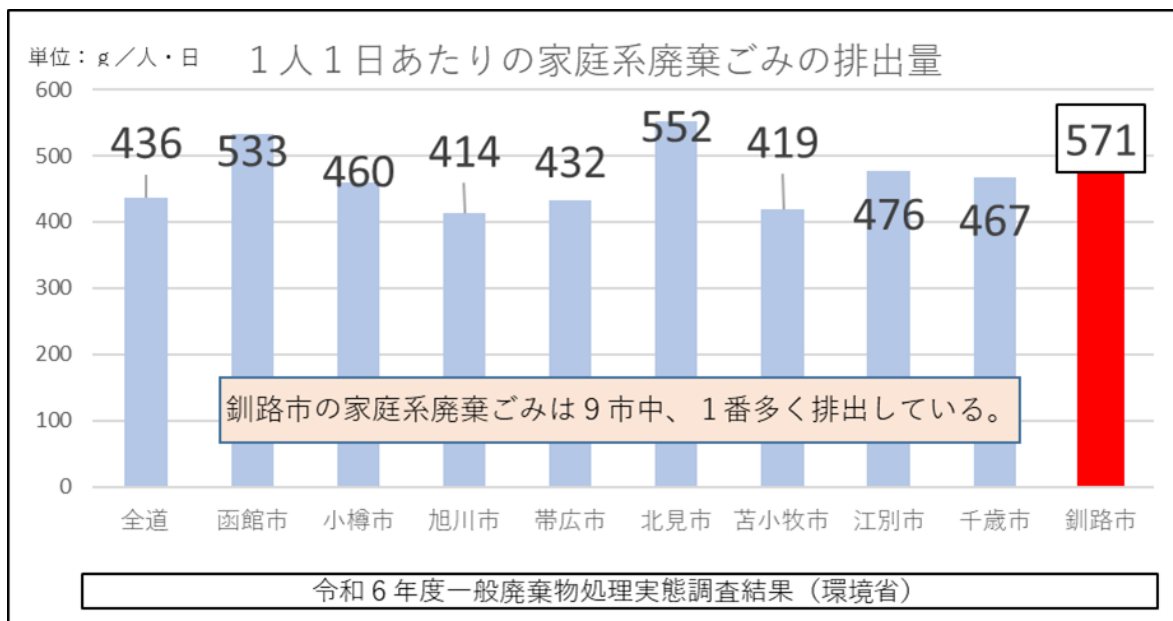


図2-1-18 道内の主な都市の家庭から排出される1人1日当たりの廃棄ごみ量

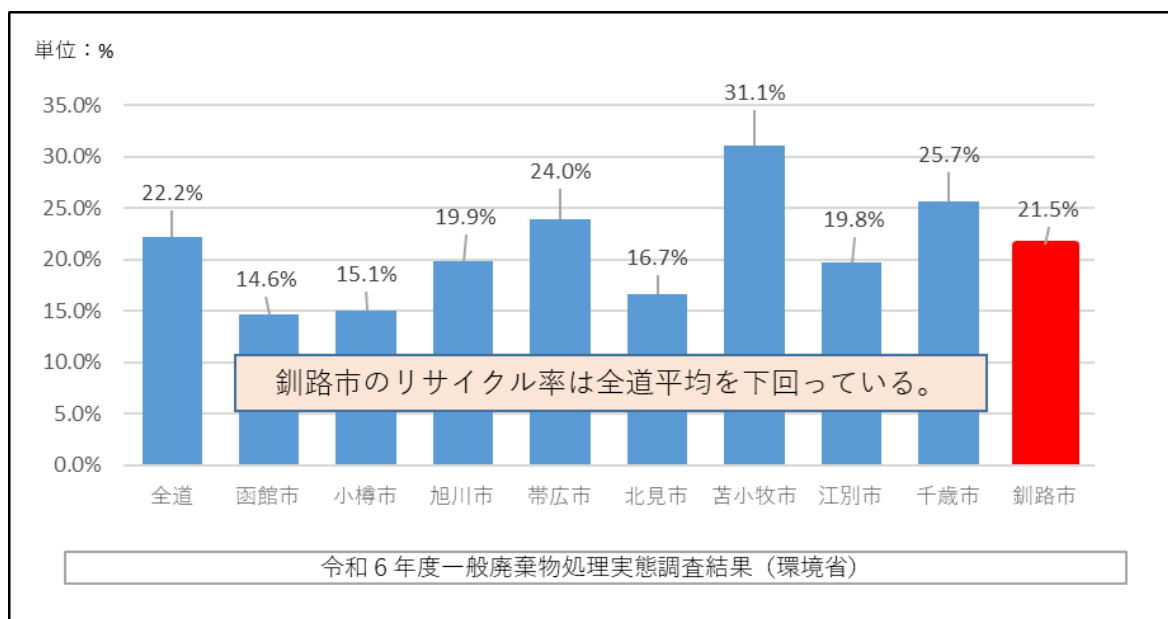


図2-1-19 道内の主な都市のリサイクル率

(2) 超高齢社会への対応

令和7年(2025年)10月末時点の住民基本台帳による年齢階級別人口によると、当市の65歳以上の人口が占める割合は、令和2年(2020年)から2.2ポイント上昇して36.3%となり「超高齢社会」が進んでいます。

また、釧路市の将来推計によると、年少人口、生産年齢人口は減少する一方、65歳以上の人口は増加が続き、令和12年(2030年)には65歳以上の占める割合が38.3%まで達する見込みとなっています。

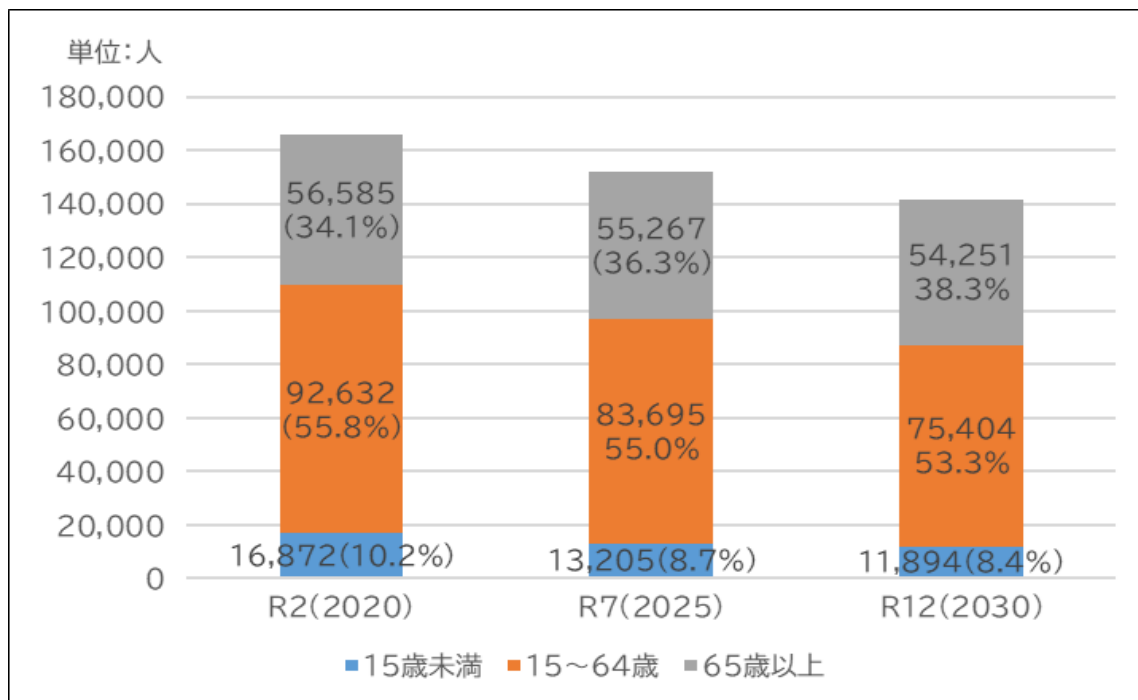


図2-1-20 将来人口の見通し

(注) 一般的に、高齢化率(65歳以上)が21%を超えた社会は「超高齢社会」とされている。

(注) 端数処理や年齢不詳データの関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(注) 令和2年(2020年)、令和7年(2025年)は住民基本台帳による実績値※各年9月末時点、令和12年(2030年)は、「第3期釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口推計値

このように、釧路市では、これからも高齢化が進行すると予想され、これまで以上に、ごみの分別やごみ出しが困難になる高齢者の増加が考えられます。こうした状況に対応するため、高齢者誰もが安心してごみ出しをできる仕組みづくりを進めていく必要があります。

(3) 市民・事業者・行政の協働

今後、更なる環境負荷の低減を図るため、市民や事業者との協働により、3Rの取組を一層推進することが重要であり、状況に応じて関係団体と連携しながら、釧路市が中心となり、市民や事業者が自主的にごみの減量・リサイクルに取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。

(4) 大規模災害に備えた廃棄物処理体制

国内では、東日本大震災や北海道胆振東部地震など大規模災害が相次いで発生しており、釧路市や周辺地域においても、同様の大規模災害が発生する可能性があります。

大規模災害が発生した直後は、災害廃棄物の大量発生が想定されます。市民生活に必要な廃棄物処理体制を速やかに確保するとともに、災害発生前の状態に向けて一日も早く回復していけるよう体制の整備を行う必要があります。

第2章 計画の達成状況

この章のポイント

本章では、計画の前半5年間、すなわち令和3年度から令和7年度までの取組実績と、4つの基本目標の達成状況を整理します。

前半5年間では、ごみ総排出量は令和12年度目標を達成しています。一方で、家庭廃棄ごみ量、リサイクル率、埋立処分量は目標未達となっています。

後半5年間は、資源物の適正分別、食品ロス削減、生ごみ減量、集団資源回収など地域における資源回収体制の維持・強化を重点的に進めます。

1 前半5年間における特記事項

本計画の前半5年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設見学会や地域活動など一部の取組に制約が生じた時期と重なりました。また、在宅時間の増加により家庭系ごみが増加する一方、事業活動の縮小により事業系ごみが減少するなど、ごみ排出量にも一時的な影響がありました。

一方で、集団資源回収団体や分別収集推進協力員の減少は、コロナ禍の収束後も回復しておらず、高齢化に伴う地域の担い手不足が構造的な課題として顕在化しています。

後半5年間は、こうした状況を踏まえ、地域の自主的な取組を支援しながら、食品ロス削減・生ごみ減量、資源物の適正分別、集団資源回収など地域における資源回収体制の維持・強化、分かりやすい周知に取り組んでいきます。

区分	前半5年間の状況	後半5年間の課題
ごみ排出量	コロナ禍により家庭系ごみが一時的に増加し、事業系ごみは一時的に減少	家庭廃棄ごみ量の削減
資源物・生ごみ	可燃ごみに資源物、食品ロス、生ごみが含まれている	資源物の適正分別、食品ロス削減・生ごみ減量
集団資源回収	団体数・回収量が減少	地域回収体制の維持・支援
普及啓発	施設見学会等の実施規模が縮小	LINE、広報、地域団体を組み合わせた情報発信
高齢化対応	分別収集推進協力員が減少	担い手確保と分かりやすい周知

表 2-2-1 前半5年間の主な状況と後半5年間の課題

2 基本目標の進捗状況

本計画で設定した4つの基本目標について、令和3年度から令和7年度までの前半5年間の進捗状況を整理するとともに、令和12年度の最終目標達成に向けた課題を分析します。なお、前項で示したコロナ禍の影響（令和2年1月～令和5年5月）を考慮した評価を行います。

ごみ総排出量については、人口減少の影響を受ける指標であることから、計画の評価に当たっては、総排出量の推移だけでなく、1人1日当たりの家庭廃棄ごみ量、リサイクル率、最終処分量をあわせて確認することが重要です。本計画では、総排出量は目標を達成している一方、家庭廃棄ごみ量、リサイクル率及び最終処分量にはなお課題が残るものとして整理します。

基本目標	基準値 (R1年度)	R3年度 (コロナ禍)	R5年度 (コロナ明け)	R7年度 (中間実績)	R12年度 目標値	中間評価
①ごみ総排出量	68,857t	67,444t	63,437t	61,330t	62,597t以下	達成済
②家庭廃棄ごみ量 (1人1日)	568g	581g	569g	563g	543g以下	未達
③リサイクル率	19.87%	20.04%	20.21%	22.24%	26.80%以上	未達
④埋立処分量	10,812t (H29年度)	10,069t	9,866t	9,832t	9,605t以下	未達

表 2-2-2 基本目標の中間評価

基本目標	評価	後半5年間の重点
①ごみ総排出量	達成済。ただし人口減少の影響を受ける指標	家庭廃棄ごみ量、リサイクル率、最終処分量とあわせて確認
②家庭廃棄ごみ量 (1人1日)	未達。目標まで20グラムの削減が必要	資源物の適正分別、食品ロス削減、生ごみ減量
③リサイクル率	未達。目標まで4.56ポイントの改善が必要	プラスチック製容器包装、雑がみ、集団資源回収の強化
④埋立処分量	未達。目標まで227トンの削減が必要	分別徹底、不燃ごみ・焼却残渣等の抑制

表 2-2-3 評価と後半5年間の重点

(1) ごみ排出量の減量目標

令和元年度（68,857 トン）と比べて 6,260 トン以上減量し、令和 12 年度に 62,597 トン以下とすることを目標としています。

令和 3 年度から令和 6 年度まではごみ総排出量は減少傾向で推移しましたが、令和 7 年度は 61,330 トンとなり、前年度比 402 トン増加しました。

令和 12 年度目標は達成しているものの、総排出量は人口減少の影響も受ける指標であることから、今後の排出量の動向を注視するとともに、1 人 1 日当たりの家庭廃棄ごみ量、リサイクル率及び最終処分量をあわせて確認していく必要があります。

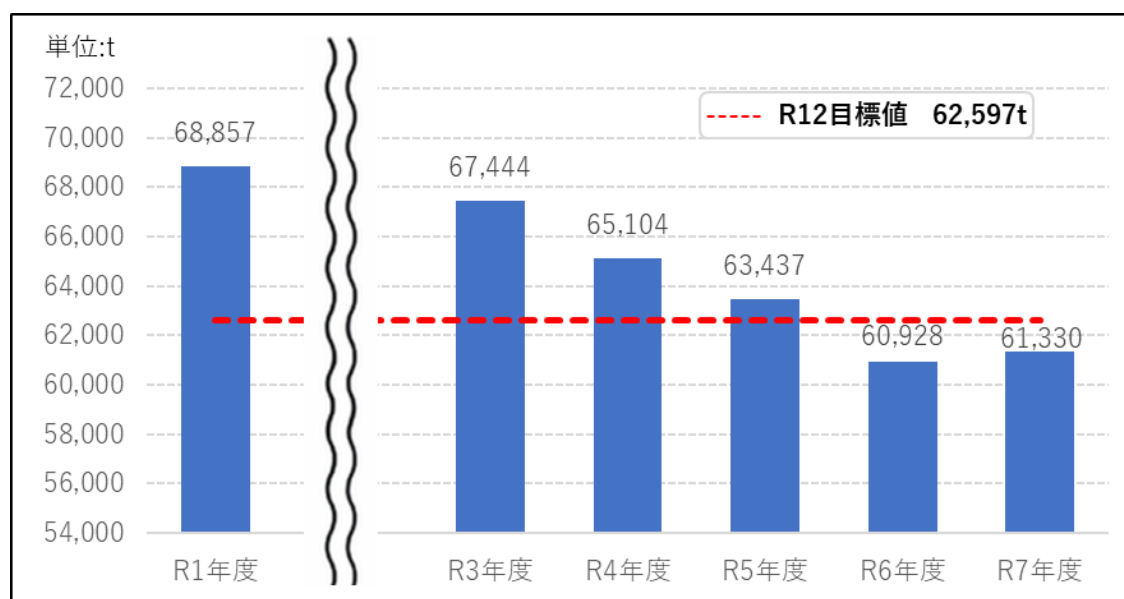


図 2 - 2 - 1 ごみ総排出量

【分析】令和 7 年度の増加要因と今後の見通し

前半 5 年間の排出量減少には、人口減少による自然減に加え、コロナ禍による事業系ごみの減少という一時的な要因も寄与していたと考えられます。令和 6 → 7 年度の 402 トン増加については、公共工事による表土の増加が主な要因です。今後の公共工事の計画状況によっては同様の増加が生じる可能性があることに留意が必要です。

■ 施策の評価と後半 5 年の課題

評価：目標達成済。令和 7 年度の 402 トン増加は公共工事による表土の増加が主因であり、工事の実施時期に依存する一時的な変動と考えられる。ただし今後の公共工事の規模・時期によっては同様の増加が生じる可能性があり、注視が必要。

課題：公共工事に伴う表土等の排出量変動を適切に把握・管理するとともに、人口減少ペースの鈍化を見据えた市民・事業者の発生抑制行動の定着を図ること。

(2) 家庭から排出される廃棄ごみ量の減量目標（市民1人1日当たり）

令和元年度（568グラム）と比べて25グラム以上減量し、令和12年度に543グラム以下とすることを目標としています。

令和3年度は581グラムと基準値（568グラム）を上回る水準からのスタートとなりましたが、その後改善が進み、令和7年度には563グラムとなりました。しかし、目標値543グラムまでは20グラムの差が残っており、令和6～7年度は571→563グラムと改善ペースが鈍化しています。

道内の主な都市との比較でも、令和6年度において釧路市は571グラム（9市中1番）と全道平均436グラムを大きく上回っており、依然として大幅な改善が求められます。

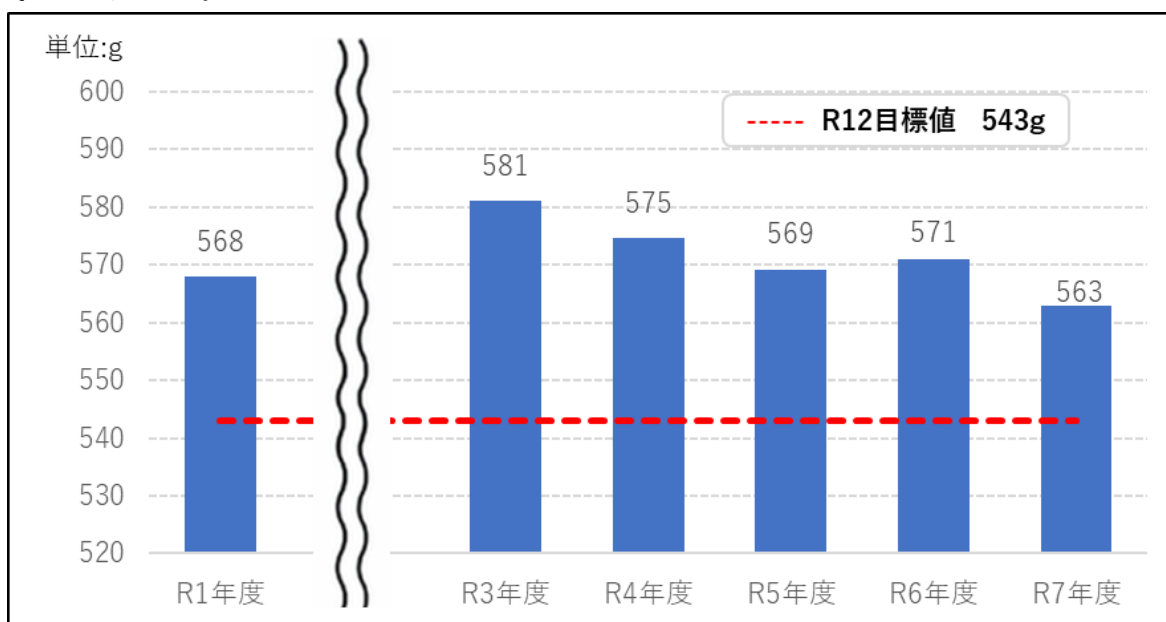


図2-2-2 家庭から排出される廃棄ごみ量（1人1日当たり）

【分析①】 コロナ禍の影響：出発点を引き上げた

令和3年度に家庭廃棄ごみ量が基準値（568グラム）を上回る581グラムとなったのは、コロナ禍による在宅生活の長期化が家庭系ごみを増加させた影響が大きいと考えられます。この影響が令和5年度（569グラム）まで続いており、前半のうちの2.5年間は実質的にコロナ禍の回復に費やされたと言えます。

【分析②】 構造的要因：高齢化・単身世帯化

- ・釧路市の高齢化率上昇（令和7年：36.3%→令和12年推計：38.3%）に伴い、使い捨て商品・個包装食品への依存度が高い高齢単身世帯が増加していること。
- ・令和6年度の可燃ごみ組成分析では、食品ロス（3.6%・約997トン・1人1日18グラム）が依然として多く排出されていること。
- ・汚物類（紙おむつ等）が可燃ごみに占める割合がH25（6.9%）→R1（11.9%）→R6（14.4%）と増加し続けており、発生抑制が困難な成分として今後も増加が見込まれること。

■ 施策の評価と後半5年の課題

評価：コロナ禍による在宅生活の長期化が前半期間の家庭系ごみ増加に影響したが、R5年度以降その影響は収束している。現在の主要課題は高齢化・単身世帯化という構造的要因であり、道内主要都市中最多の排出水準（571g・R6）が続いている。

課題：資源物の適正分別、食品ロス削減、生ごみ減量を重点取組として継続的な普及啓発に取り組む。特に、可燃ごみに含まれる資源物の削減や食品ロス削減は、市民の日常的な行動変容に委ねられる部分が多いことから、施策の効果には幅があることを踏まえ、PDCAサイクルによる継続的な見直しを図る。

(3) リサイクル率の増加目標

令和元年度（19.87%）と比べて 6.93 ポイント以上増加し、令和 12 年度に 26.80%以上とすることを目標としています。

リサイクル率は令和 3 年度 20.04%から令和 7 年度 22.24%と概ね改善傾向にありますが、目標値 26.80%までは 4.56 ポイントの差が残っており、前半 5 年間の改善幅 2.37 ポイントに対し、後半 5 年ではその約 2 倍のペースでの改善が必要です。後半 5 年間に於いて、重点的に改善を図る必要があります。

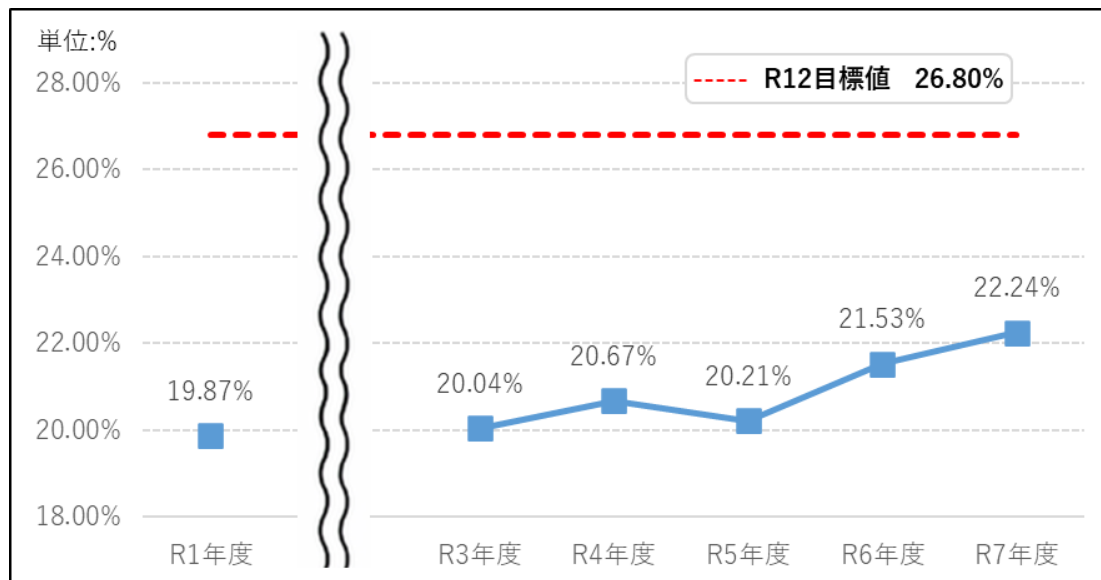


図 2-2-3 リサイクル率

【分析①】可燃ごみへの資源物混入

令和 6 年度の組成分析調査では、可燃ごみの 18.9%（5,235 トン）が適正分別すればリサイクルできる資源物です。プラスチック製容器包装 10.9%（3,019 トン）のすすぎ洗いによる分別徹底が課題です。

適正分別が進めば、試算上はリサイクル率を改善できる余地があります。ただし、汚れの付着状況や排出行動、収集後の品質確保などの課題もあるため、実効性を確認しながら段階的に取組を進めます。

【分析②】地域回収体制の縮小

集団資源回収団体は、令和 3 年度の 309 団体から令和 7 年度には 264 団体へ 45 団体減少しており、コロナ禍による地域活動の制約や担い手の高齢化などを背景に、資源物回収量が減少したものと考えられます。

■ 施策の評価と後半 5 年の課題

評価：R5 年度のリサイクル率一時悪化（20.67%→20.21%）はコロナ禍明けの過渡期に生じた現象であり、R6・R7 年度は改善に転じている。より根本的な課題は高齢化を主因とした集団資源回収団体（▲45 団体）・分別収集推進協力員（▲214 人）の減少がコロナ収束後も回復していないことである。

課題：奨励金制度を継続しつつ、店舗回収との連携強化や LINE を活用した情報発信を通じて、市民・地域団体の自主的な資源回収活動を支援していく。ごみの減量・リサイクルの推進は市民の行動変容に依存する部分が大きく、施策の効果を見極めながら継続的に取組を進める。

(4) 埋立処分量の減量目標

平成29年度(10,812トン)と比べて1,207トン以上減量し、令和12年度に9,605トン以下とすることを目標としています。

令和3年度10,069トンを起点に増減を繰り返しながら減少傾向で推移し、令和7年度は9,832トンと目標値9,605トンまで227トンとなっております。

令和6年度から新最終処分場(高山地区)が供用を開始し、6市町村による広域処理体制に移行しています。

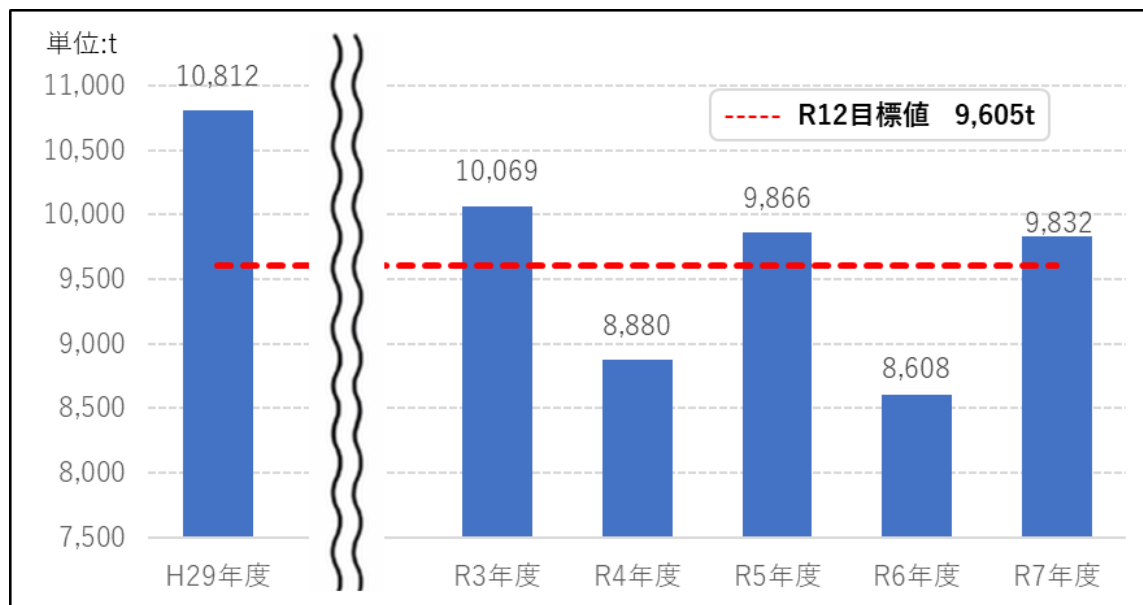


図2-2-4 埋立処分量

■ 施策の評価と後半5年の課題

評価: 未達 (R7年度 9,832t、目標 9,605t)。増減を繰り返しながら減少傾向で推移。

課題①: R6年度供用開始の新最終処分場(高山地区、6市町村広域)の適正管理を継続すること。

②: ごみ減量化・リサイクル促進により、最終処分場の残余容量確保・延命化に努めること。

③: 公共工事由来の廃棄物(表土等)の排出動向を把握し、最終処分場への影響を適切に管理すること。

3 施策の取組状況と分析

令和3年度から令和7年度の取組状況を基本施策ごとに振り返り、コロナ禍の影響も含めた評価を行います。

基本施策1

発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

生ごみ堆肥化容器購入助成・電気生ごみ処理機購入助成、生ごみ減量モニター事業、リサイクル情報バンク等、各事業を継続・拡充してきました。

取組項目	R3	R4	R5	R6	R7
生ごみ堆肥化容器助成 (年度数)	9 個	9 個	9 個	13 個	8 個
// (累計)	4,526 個	4,535 個	4,547 個	4,560 個	4,568 個
電気生ごみ処理機助成 (年度数)	7 台	7 台	7 台	7 台	7 台
// (累計)	1,451 台	1,458 台	1,465 台	1,472 台	1,479 台
リサイクルフェア	中止 (コロナ)	中止 (コロナ)	再開	中止 (民間代替)	— (終了)

表 2-2-4 基本施策1（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進）

■ 施策の評価と後半5年の課題

評価：リサイクルフェアは R3・R4 年度の中止を経て R5 年度に再開したが、民間リサイクルショップによる代替が可能と判断し R6 年度以降は終了とした。生ごみ処理機器等への助成及び関連事業の利用件数は年間 40～45 件程度で推移しており、市全体の家庭廃棄ごみ量に対する効果は限定的である。

課題：後半5年間においては民間リサイクルショップの活用を市広報・LINE で積極的に発信し、市民のリユース行動を支援する取組に転換する。食品ロス削減に向けた普及啓発を継続するが、市民の行動変容に依存する部分が多いことを踏まえ、PDCA サイクルによる継続的な見直しを図る。

基本施策 2

資源回収の促進に向けた取組

集団資源回収奨励金交付制度の継続（登録団体数：R3：309→R7：264 団体、奨励金：R3：3,878 千円→R7：2,493 千円と一貫して減少）、ペットボトル水平リサイクル（JEPLAN との連携）、フードドライブ、廃乾電池・蛍光管収集など、複数の施策を実施してきました。

取組項目	R3	R4	R5	R6	R7
集団資源回収 登録団体数	309 団体	301 団体	284 団体	276 団体	264 団体
集団資源回収 回収量	1,939t	1,732t	1,510t	1,355t	1,247t
集団資源回収 奨励金交付額	3,878 千円	3,464 千円	3,019 千円	2,709 千円	2,493 千円
資源物売却益	63,548 千円	77,019 千円	53,834 千円	69,553 千円	78,516 千円
廃乾電池収集量	33.07t	30.41t	33.40t	35.01t	36.29t
蛍光管収集量	3.88t	3.65t	3.54t	3.22t	3.36t
フードドライブ寄贈量	—	—	527kg	616kg	474kg
PET ボトル水平リサイクル (JEPLAN)	—	実施	実施	実施	実施

表 2 - 2 - 5 基本施策 2（資源回収の促進に向けた取組）

■ 施策の評価と後半 5 年の課題

評価：集団資源回収団体数は R3（309 団体）から R7（264 団体）へと▲45 団体減少した。高齢化に伴う担い手不足が構造的な主因であり、コロナ収束後も回復していない。奨励金総額も R3 の 3,878 千円から R7 の 2,493 千円へと約 36%減少している。ペットボトル水平リサイクルやフードドライブ等の取組は着実に実施されており、資源循環の推進に資する取組として評価できる。

課題：奨励金制度を継続しつつ、店舗回収との連携強化や LINE 等を活用した分かりやすい情報発信を通じて、地域団体による自主的な資源回収活動を支援していく。団体数の回復は地域の担い手確保という構造的課題と密接に関わっており、施策の効果を見極めながら継続的に取組を進める。

基本施策3

協働に向けた環境学習・環境教育の充実

廃棄物処理施設見学会、出前講座・生ごみ減量講習会、分別収集推進協力員、児童向け環境学習、市公式 LINE など、多様な手段を活用し、分別ルールやごみ減量に関する情報発信を継続してきました。

取組項目	R3	R4	R5	R6	R7
施設見学（ごみ処理施設）	6回 118名	13回 114名	5回 143名	2回 87名	7回 196名
施設見学（親子バス）	—	—	3回 32名	2回 22名	3回 36名
出前講座	—	—	—	2回 20名	7回 202名
生ごみ減量講習会	—	—	—	4回 49名	3回 33名
分別収集推進協力員数	641人 (R4.3末)	678人 (R5.3末)	—	518人 (R6.6末)	427人 (R7.3末)
公式 LINE 登録者数	—	—	—	68,965件 (R7.6)	72,327件 (R8.4)

表 2-2-6 基本施策3（協働に向けた環境学習・環境教育の充実）

■ 施策の評価と後半5年の課題

評価：施設見学会や出前講座等は、R3・R4年度の一部中止を経てR5年度以降再開しており、現在は通常実施に戻っています。生ごみ減量講習会や分別収集推進協力員による啓発も実施しているほか、LINE登録者数は72,327件（R8.4）となっており、市の情報伝達手段として重要な役割を担っている。

課題：後半5年間は、市公式 LINEをはじめ、広報誌、ホームページ、地域での周知など複数の媒体を組み合わせ、分別啓発、食品ロス削減、集団資源回収促進に関する情報を分かりやすく発信する。施設見学会については、開催方法の見直しにより参加者の拡大を図る。

基本施策 4

事業ごみの減量・リサイクルの取組促進

飲食店等への 30・10 運動の協力依頼を継続実施しました。事業系ごみの処理手数料収入は R3：433,537 千円→R6：390,888 千円と推移し、収納率は全期間において 100%を維持しています。

取組項目	R3	R4	R5	R6
事業系ごみ量 ※公共工事由来の表土等を含む。	16,383t	15,857t	14,918t	14,709t
ごみ処理手数料収入	433,537 千円	410,813 千円	408,308 千円	390,888 千円
収納率	100%	100%	100%	100%
30・10 運動協力依頼	継続	継続	継続	継続

表 2-2-7 基本施策 4（事業ごみの減量・リサイクルの取組促進）

■ 施策の評価と後半 5 年の課題

評価：事業系ごみ量は R3～R6 年度にかけて減少傾向で推移した。

課題：30・10 運動への協力依頼を継続しつつ、事業者との連携による食品ロス削減の取組充実を図る。公共工事由来の表土等については工事の実施状況による一時的な変動要因として排出量を注視する。

基本施策5

安心・安全なごみ適正処理の推進

ふれあい収集（要介護認定者・身体障がい者への戸別収集・安否確認）を継続実施しました。令和6年度から新最終処分場（高山地区、6市町村広域）が供用を開始しました。

取組項目	R3	R4	R5	R6	R7
釧路市処分場 埋立量	10,069t	8,880t	9,866t	8,608t	9,832t
〔目標：9,605t 以下〕	▲超過	√達成	▲超過	√達成	▲超過
資源化量（合計）	13,511t	13,455t	12,823t	12,149t	13,641t
清掃指導件数	42,012 件	36,192 件	29,230 件	38,163 件	35,192 件
清掃指導世帯数	2,122 世帯	1,812 世帯	972 世帯	961 世帯	2,118 世帯

表 2 - 2 - 8 基本施策 5（安心・安全なごみ適正処理の推進）

項目	R3	R4	R5	R6	R7
年度開始時収集件数	831 件	880 件	884 件	940 件	978 件
新規開始件数	229 件	211 件	255 件	249 件	246 件
中止件数	180 件	207 件	199 件	211 件	228 件
純増（増減）	+49 件	+4 件	+56 件	+38 件	+18 件
年度末収集件数（推計）	880 件	884 件	940 件	978 件	996 件

表 2 - 2 - 9 ふれあい収集の推移

項目	R3	R4	R5	R6	R7
不法投棄発見件数	94 件	78 件	76 件	55 件	48 件
市費処理重量	5,345kg	5,195kg	5,363kg	2,085kg	1,960kg
廃家電 4 品目発見台数	81 台	71 台	71 台	53 台	44 台

表 2 - 2 - 10 不法投棄対策

■ 施策の評価と後半5年の課題

評価：ふれあい収集は R3（880 件）から R7（996 件）へと増加傾向にあり、高齢化の進展に伴い今後も需要増加が見込まれる。不法投棄発見件数は H30（102 件）から R7（48 件）へと大幅に改善しており、市費処理重量も H30 年度比約 40%水準まで減少している。令和 6 年度から新最終処分場（高山地区、6 市町村広域）が供用を開始した。

課題：ふれあい収集は高齢化の進展に伴う需要増加が見込まれることから、効率的な運用体制の整備を進める。新最終処分場については 6 市町村が連携した広域処理体制を維持しつつ、残余容量の確保・延命化の観点からごみ減量化・リサイクル促進に継続して取り組む。

第3章 ごみ処理の取組の方向性

1 基本方針

本計画は、市民・事業者・市が一体となり、持続可能な循環型社会を目指すため「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を基本理念に掲げ、次の4つの基本方針を定め、各施策を推進します。

基本方針1：発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進によるごみの減量

ごみを減らすためには、ごみとなるものを発生させないこと、ものを繰り返し使用することが重要です。

後半5年間は、食品ロス削減、生ごみの水切り、食べきり・使いきり、堆肥化に関する講習会や周知啓発など、市民が日常的に実践しやすい取組を重点的に進めます。

基本方針2：分別・リサイクルの取組促進

可燃ごみには、紙類やプラスチック製容器包装など、資源化につながる可能性のあるものが含まれています。

後半5年間は、プラスチック製容器包装や雑がみの適正分別を進めるとともに、集団資源回収や店舗回収との連携を強化します。

基本方針3：環境学習・環境教育の充実

ごみの減量・リサイクルを進めるためには、市民・事業者が分別ルールや減量行動を理解し、実践につなげることが重要です。

後半5年間は、施設見学会、出前講座、生ごみ減量講習会、地域での啓発活動などを通じて環境学習・環境教育の機会を充実させるとともに、市公式LINE等を活用した分かりやすい情報発信を進めます。

基本方針4：安全・安心なごみ処理事業の推進

安全で安定したごみ処理を継続するため、収集・運搬、中間処理、最終処分の体制を維持するとともに、高齢化や災害への対応を進めます。

後半5年間は、ふれあい収集の持続可能な運用、新最終処分場の適正管理、災害廃棄物処理体制の実効性確保に取り組みます。

2 基本目標とモニター指標

本計画が定める各種施策を進めるにあたり、具体的な数値目標を設け、市民、事業者、行政が目標を共有し、その進捗状況を確認・評価しながら、それぞれの役割に基づいてごみの減量・リサイクルに取り組んでいく必要があります。

本計画では、前計画に掲げた管理目標の達成状況と本計画の基本方針を踏まえ、「基本目標」及び「モニター指標」を設定します。

(1) 設定の考え方

令和7年度における前半5年間の達成状況は、ごみ総排出量の目標は達成したものの、家庭から排出される廃棄ごみ量、リサイクル率及び埋立処分量の3指標は未達となっています。これらの未達は、新型コロナウイルス感染症の影響により計画前半期の出発点が引き上げられたこと、及び高齢化・単身世帯化や地域の担い手不足といった構造的要因によるものであり、施策の方向性そのものに変更を要する状況にはないと考えられます。

このため、令和12年度の基本目標値については、計画策定時に設定した水準を維持することとし、前半5年間の取組実績を踏まえて後半5年間で達成を目指します。

釧路市のごみ排出量は、令和6年度時点においても政令市の札幌市を除いた道内の主な都市の中で3番目に多く、家庭系の廃棄ごみ量は最も多い状況です。

このため、本計画では、後半5年間ににおいても引き続きごみ排出量全体の減量化を進めるべく、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の取組をより一層推進するとともに、可燃ごみへの資源物混入削減によるリサイクル率の大幅改善に重点を置きます。

併せて、目標値は設定しないものの、目標を設定する上で特に重要と考えられる数値を指標として設定し、その状況を把握することによって、目標を達成するための課題の把握、施策の見直しや改善の際の参考とするための指標として「モニター指標」を設定します。前半5年間（令和3～7年度）の達成状況を踏まえ、後半5年間（令和8～12年度）に向けた取組を強化します。

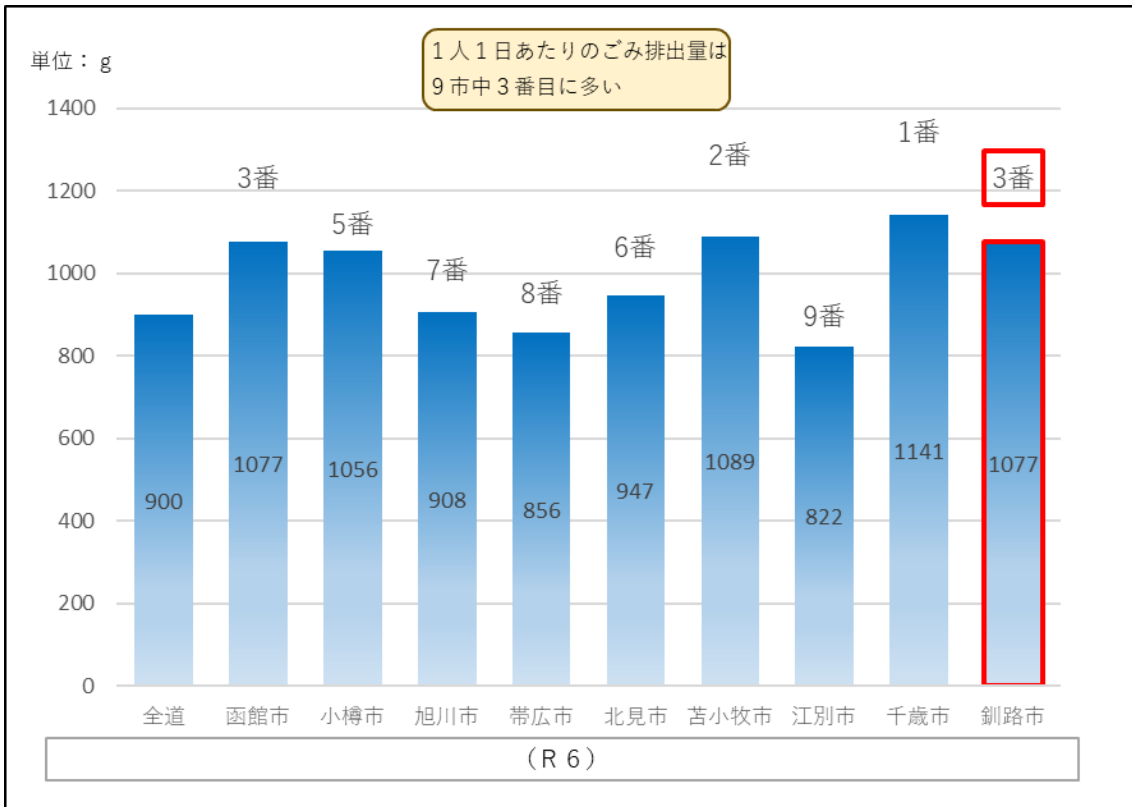


図 2-3-1 1人1日あたりのごみ排出量（道内他都市との比較）

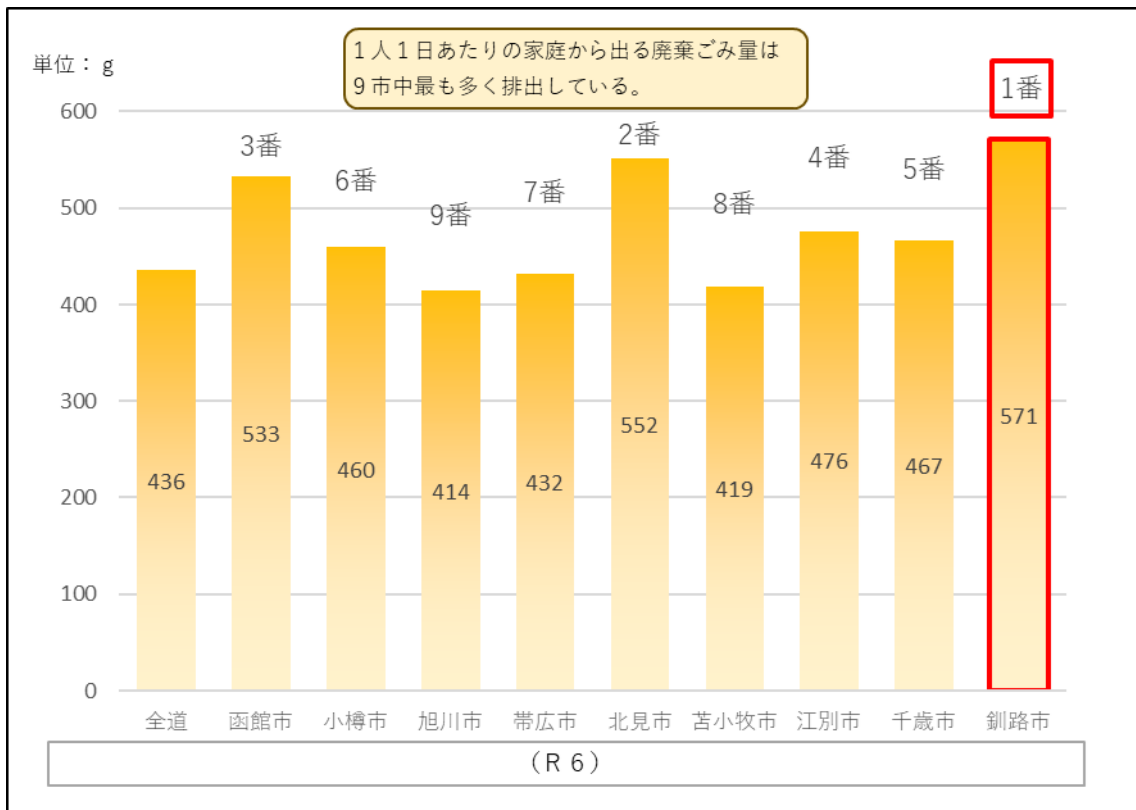


図 2-3-2 家庭から排出される廃棄ごみ量（1人1日当たり）

(2) 基本目標

2-1 ごみ排出量の減量目標

<現状>

ごみ総排出量については、令和元年度の68,857トンから6,260トン減量し、令和12年度に62,597トン以下とすることを目標としていました。令和7年度の実績は61,330トンであり、現時点で目標を達成しています。

<課題>

ごみ総排出量は人口減少の影響を受ける指標であるため、総排出量のみで評価するのではなく、1人1日当たりの家庭廃棄ごみ量、リサイクル率及び埋立処分量とあわせて確認する必要があります。

また、公共工事に伴う表土等は、年度ごとの排出量を大きく変動させる要因となるため、通常のごみ排出動向とは区別して把握・管理する必要があります。

<後半5年間の対応>

後半5年間は、目標の継続的達成を図るとともに、家庭廃棄ごみ量、リサイクル率及び埋立処分量の改善に向けて、資源物の適正分別、食品ロス削減、リユースの促進、分かりやすい普及啓発に取り組みます。

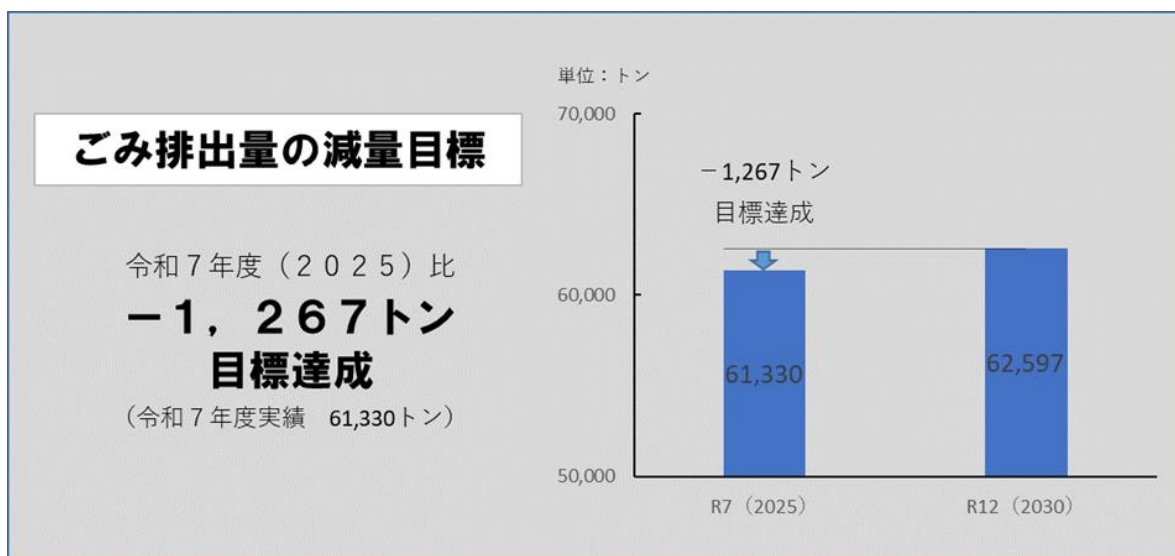


図2-3-3 ごみ排出量の減量目標

2-2 家庭から排出される廃棄ごみ量の減量目標（市民1人1日当たり）

<現状>

令和7年度の家庭廃棄ごみ量は、1人1日当たり563グラムであり、令和12年度目標543グラムまで20グラムの削減が必要です。

<課題>

本市の家庭廃棄ごみ量は、道内主要都市の中でも高い水準にあります。その背景には、高齢化や単身世帯化などの構造的要因に加え、資源物の可燃ごみへの混入、食品ロスや汚物類の排出が考えられます。

<後半5年間の対応>

紙類やプラスチック製容器包装等の資源物の適正分別を進めるとともに、食品ロス削減、生ごみの水切り、リユースの促進に取り組み、可燃ごみとして排出される量を減らすことで、家庭廃棄ごみ量の削減を図ります。

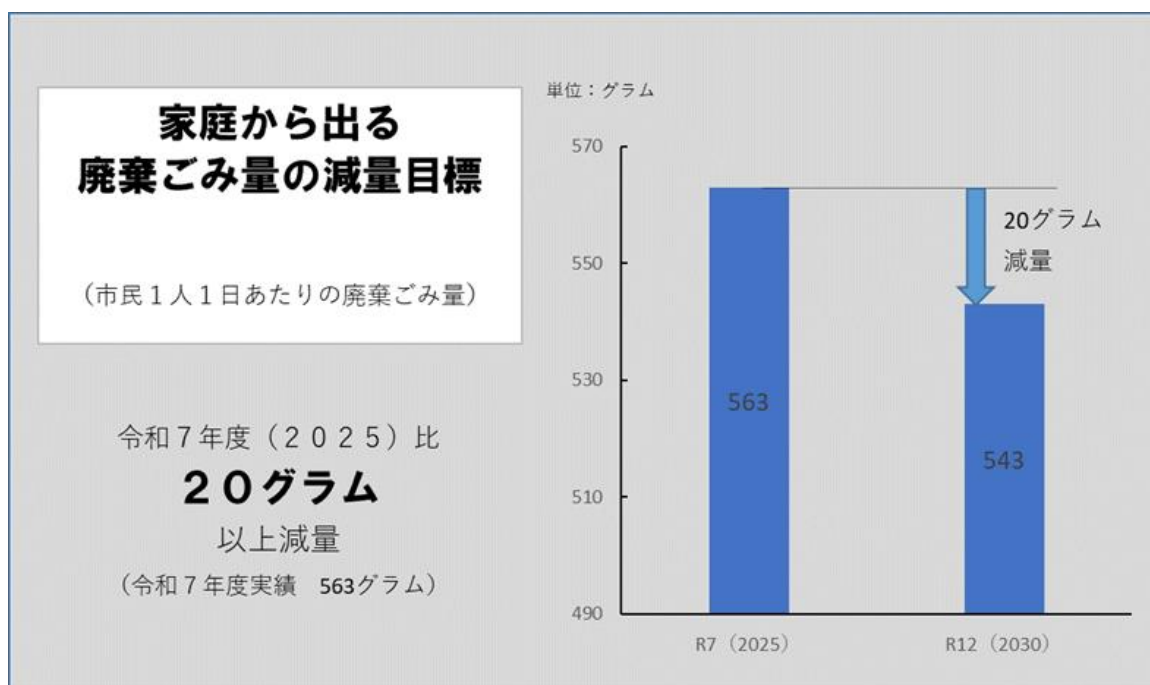


図2-3-4 家庭から排出される廃棄ごみ量の減量目標

2-3 リサイクル率

<現状>

令和7年度のリサイクル率は22.24%であり、令和12年度目標26.80%まで4.56ポイントの改善が必要です。

<課題>

令和6年度の組成分析では、可燃ごみに資源化可能物が5,235トン含まれていることが確認されています。一方で、汚れの付着や排出方法、収集後の品質確保に課題があるほか、集団資源回収団体や分別収集推進協力員の減少により、地域の資源回収体制の維持・強化も必要です。

<後半5年間の対応>

プラスチック製容器包装や雑がみなどの適正分別を重点的に進めるとともに、集団資源回収団体の減少や分別収集推進協力員の減少に対応し、地域における資源回収体制の維持・強化を図ります。

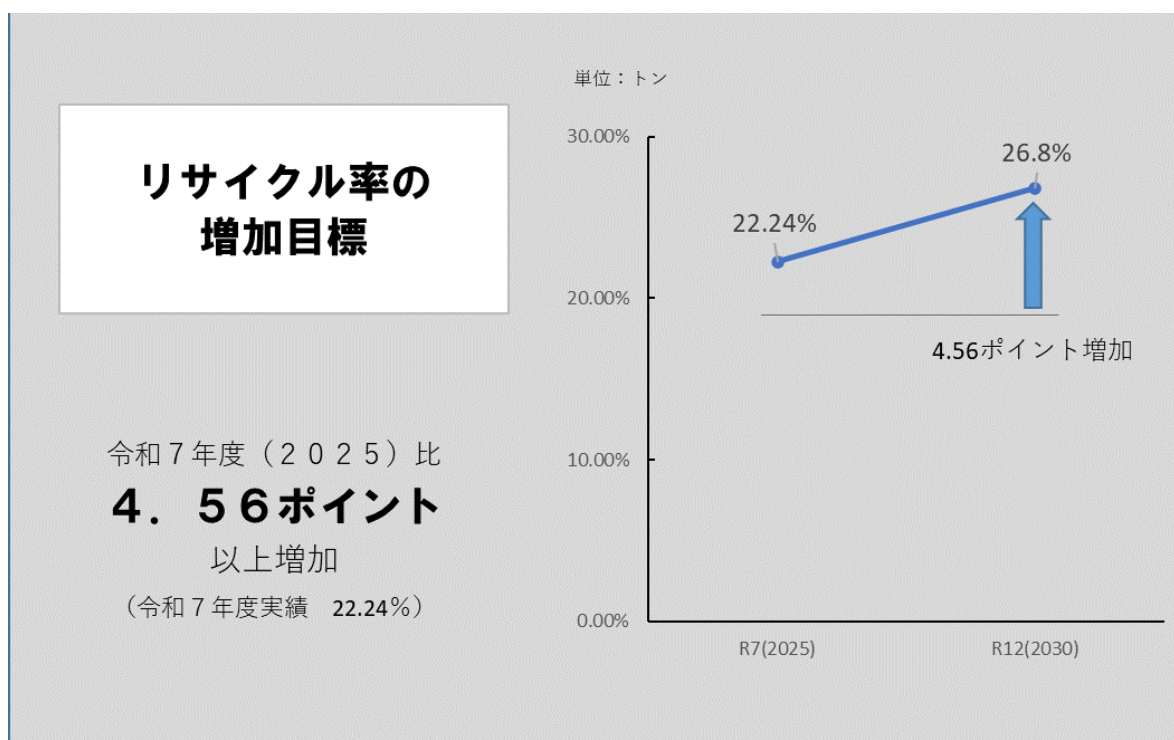


図2-3-5 リサイクル率

2-4 埋立処分量の減量

<現状>

令和7年度の埋立処分量は9,832トンであり、令和12年度目標9,605トン以下まで227トンの削減が必要です。

<課題>

最終処分場を長く安定的に使用するためには、埋立量を抑制し、最終処分場の延命化を図る必要があります。また、令和6年度から高山地区の新最終処分場が供用開始され、6市町村による広域処理体制に移行していることから、関係市町村と連携しながら、適正な最終処分を継続する必要があります。

<後半5年間の対応>

ごみの減量化、資源物の適正分別、不燃ごみや焼却残渣等の抑制を進めるとともに、関係市町村と連携し、広域処理体制のもとで適正な最終処分を継続します。

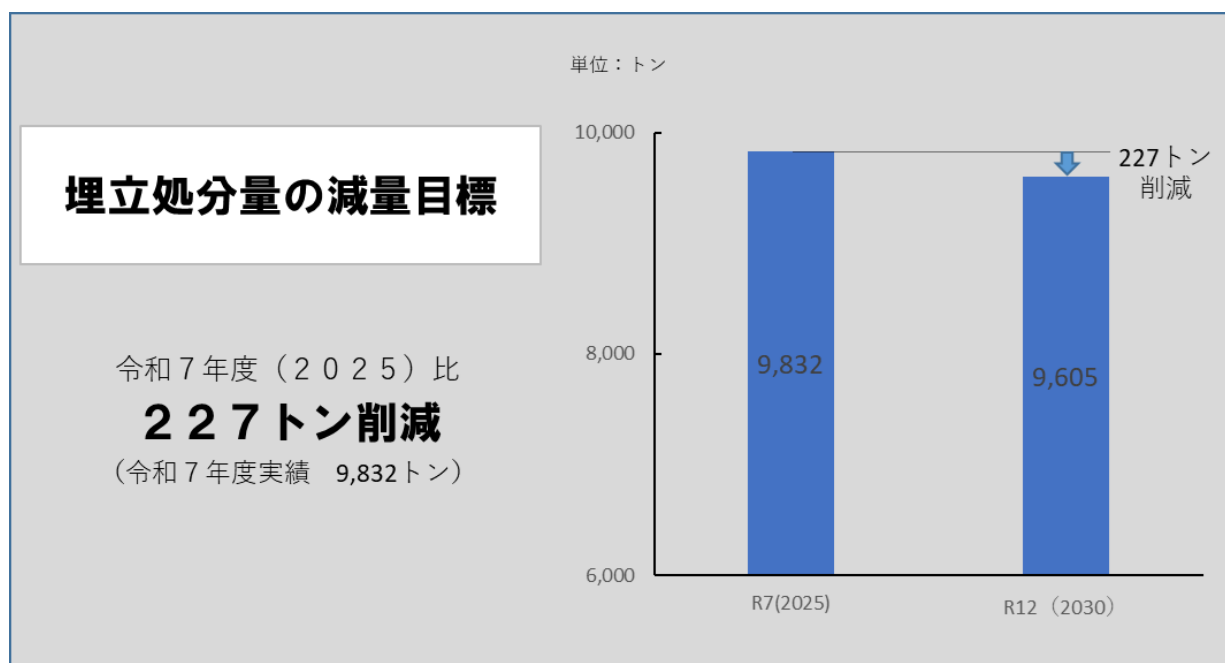


図2-3-6 埋立処分量の減量目標

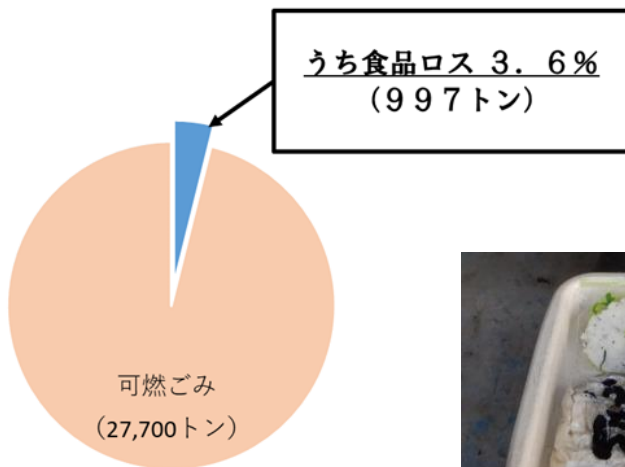
(3) モニター指標

3-1 家庭から排出される食品ロス量 (令和6年度 997トン)

家庭から排出される生ごみには、未開封品や食べ残しなど食品ロスが多く含まれています。3Rの取組を進めるにあたり、まずは食品ロスを削減することが効果的なため、家庭から排出される食品ロスの推移を把握するとともに、後半5年間の重点取組として食品ロス削減に向けた市民・事業者への意識啓発を強化します。

令和6年度に実施した釧路市の可燃ごみの組成分析調査では、食品ロスが湿重量比で3.6%含まれているという結果が出ています。これは、年間で約997トン(令和6年度)、1人1日当たりには換算しますと約18グラムとなり、1週間程度で茶碗1杯分のご飯を捨てていることに相当します。食品ロスは市民一人ひとりの心がけて削減することが可能です。食材を買い過ぎない、料理を食べ切るなど、食品ロス削減に向けた意識啓発が必要です。

可燃ごみに占める食品ロスの割合



可燃ごみに捨てられていた手つかずの食品
(令和6年度組成分析調査)

食品ロス997トンは、1人1日あたり18グラム
↓
約1週間で茶碗1杯分のご飯に相当する量となります。

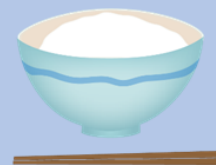


図2-3-7 家庭から排出される食品ロス量

3-2 可燃ごみに含まれる資源物の量（令和6年度 5,235 トン）

可燃ごみの中には、分別すればリサイクル可能な紙類や汚れを落とせば資源物となるプラスチック製容器包装が多く含まれています。令和6年度の組成分析調査では、可燃ごみの18.9%（5,235トン）が本来リサイクル可能な資源物です。可燃ごみに含まれる資源化可能物の適正分別が進めば、試算上はリサイクル率を大きく改善できる余地があります。

ただし、資源化可能物のすべてが実際に資源化できるわけではなく、汚れの付着状況や市民の排出行動、収集後の品質確保などの課題があることから、実効性を確認しながら段階的に取組を進める必要があります。

後半5年間は、こうした課題を踏まえながら、プラスチック製容器包装や雑がみなどの適正分別に重点的に取り組みます。

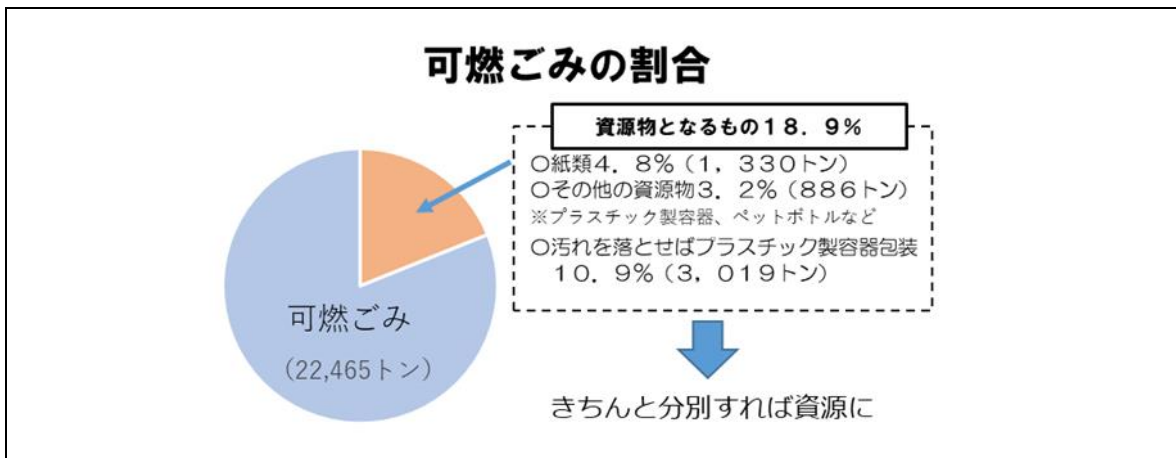
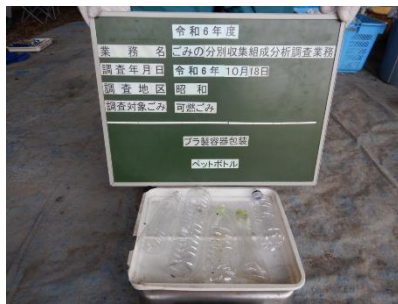


図2-3-8 可燃ごみに含まれる資源物の量

可燃ごみに捨てられていた資源物(令和6年度実施 組成分析調査)



ペットボトル



雑がみ



紙パック



プラスチック製容器包装

3 基本方針に基づく施策の展開

本計画で定めた4つの基本方針に基づき、目標を達成するため、ごみの減量・リサイクルの促進など、具体的な施策を市民・事業者に分かりやすく示し、共通の認識をもって取組を進めます。前半5年間の評価と課題を踏まえ、後半5年間は特に「プラスチック製容器包装の分別徹底」「集団資源回収の立て直し」「LINE等を活用した分別啓発・情報発信の強化」「ふれあい収集の持続可能な運用」を重点施策として推進します。



図 2-3-9 ごみ処理基本計画の施策体系

重点施策	ねらい
食品ロス削減・生ごみ減量	家庭廃棄ごみ量を減らす
プラスチック製容器包装・雑がみの分別徹底	家庭廃棄ごみ量を減らす・リサイクル率を上げる
集団資源回収・店舗回収との連携	地域の資源回収力を維持する
市公式LINE等による情報発信	分別ルールを分かりやすく伝える
ふれあい収集の持続可能な運用	高齢化に対応した収集体制を維持する

表 2-3-1 重点施策とねらい

基本施策 1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた取組促進

1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践

(1) 発生・排出抑制行動の推進

更なるごみの減量に向けては、「不要なものは買わない、もらわない等のリデュース」「まだ使えるものを繰り返し使用するリユース」が、ごみの発生をもとから抑制する効果の大きい取組です。こうした取組を多くの市民が日常的に実践することで、釧路市全体に大きな減量効果が生まれることから、市民のごみの減量に対する行動を促していきます。前半5年間の実績では、生ごみ堆肥化容器・電気生ごみ処理機に関する助成利用件数は年間40~45件程度にとどまり、市全体の家庭廃棄ごみ量に対する効果は限定的でした。後半5年間は、食品ロス削減、生ごみの水切り、食べきり・使いきり、堆肥化に関する講習会や周知啓発など、市民が日常的に実践しやすい取組を重点的に進めます。

リデュース（断る・減らす）



リユース（繰り返し使う）



(2) 市民・事業者・関係団体との協働によるごみ発生・排出抑制の推進

ごみの発生・排出抑制を進めるにあたって、商品の購入や使用、更に使い終わった時のそれぞれの場面において自主的なごみの減量行動に取り組んでいただく必要があります。市民・事業者・行政が互いに連携をとりながら、情報共有していくことで、市民団体の各種環境活動との連携や、事業者の持つ専門知識の活用等、より効果的な事業展開が期待できます。

(3) 環境配慮製品購入などの促進に向けた取組

釧路市では、物品や車両・サービスの購入にあたって、環境に配慮した商品（製造・流通・廃棄の段階で環境負荷の少ない商品）を選択する「グリーン購入」に積極的に取り組んでいます。平成13年10月に策定した「釧路市グリーン購入推進基本方針」では、毎年度ごとに調達目標を設定し、その実績を公表しています。

また、パネル展の開催や広報紙への記事掲載を通じて、市民および事業者の皆さまへの普及啓発にも努めています。

今後もこうした取組を継続し、釧路市が他の事業者の模範となるよう努めていきます。

(4) プラスチックごみの減量

現在、プラスチックごみが河川などから海へと流れ込み、海の生態系に甚大な影響を与えています。この海洋プラスチックごみ問題が国内外において関心が高まる中、解決に向けた第一歩として、令和2年7月からのレジ袋の有料化が導入しました。

釧路市では、マイバックやマイボトルの使用を推奨するなど、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルの変革を促す取組を進めています。

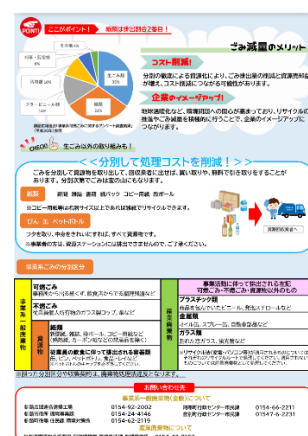
1-2 生ごみ減量の促進に向けた取組

(1) 家庭における食品ロスの削減の促進

生ごみの中には、食べ残しや手つかずの食品といった「食品ロス」が多く含まれています。こうした食品ロスの削減は、食べ物を無駄にしないというだけでなく、ごみの減量にもつながる大切な取組となります。釧路市では、家庭から排出される食品ロスの削減に向け、市民や事業者に対する普及啓発を図っていきます。

(2) 生ごみ水切りの推進

生ごみの減量には、食べ切りや食材の使い切りが大切であり、生ごみには多量の水分が含まれていることから、捨てる生ごみの水分を減らすことも重要です。乾燥や水切りで水分量を減らすことが可能なことから、水切りの効果を分かりやすく説明するなど、生ごみの水切りを推進していきます。



「はじめよう3きり運動」パンフレット
(釧路広域連合作成)

(3) 生ごみ資源化の促進に向けた支援

各家庭で行う生ごみ堆肥化について、講習会の開催を行い、市民の自主的な取組を推進していきます。また、こうした取組がより一層進むよう、各家庭での堆肥化の取組について周知する際には、生ごみは資源となるということについても併せて周知していきます。



1-3 リユース機会の提供

ものを繰り返し使う「リユース」は、ごみの減量につながる重要な取組です。前半5年間では、リサイクルフェアが民間リサイクルショップによる代替が可能と判断し令和6年度以降中止となりました。後半5年間においては、市が直接実施するのではなく、民間リサイクルショップの情報を市広報・LINEで積極的に発信し、市民のリユース行動を支援する施策に転換します。

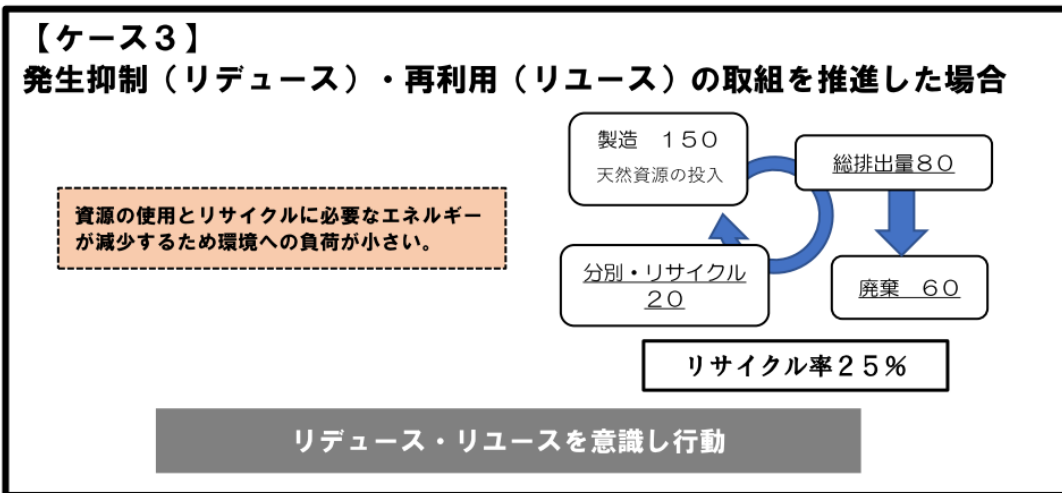
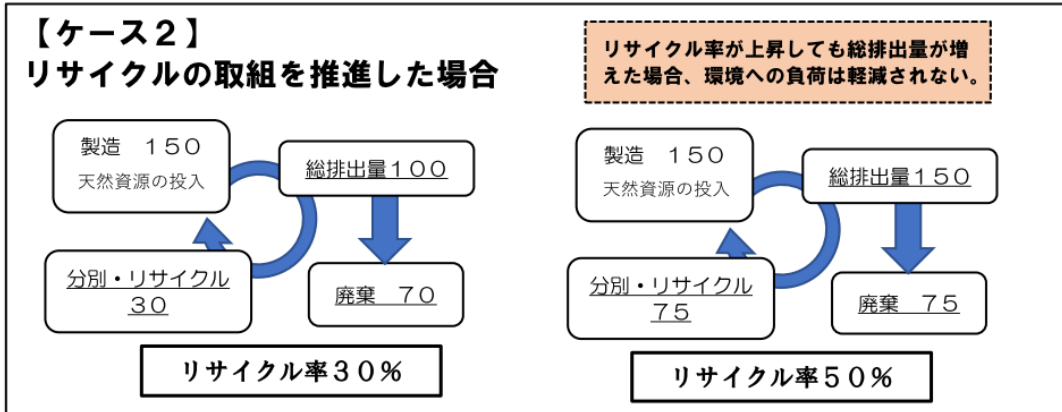
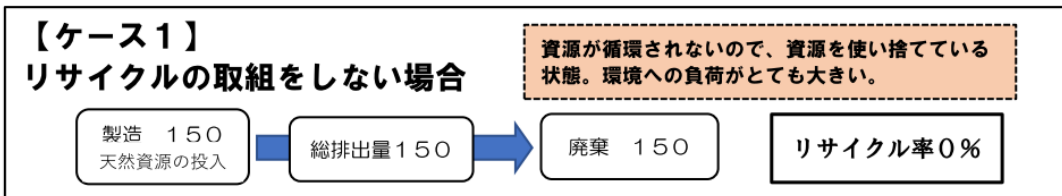
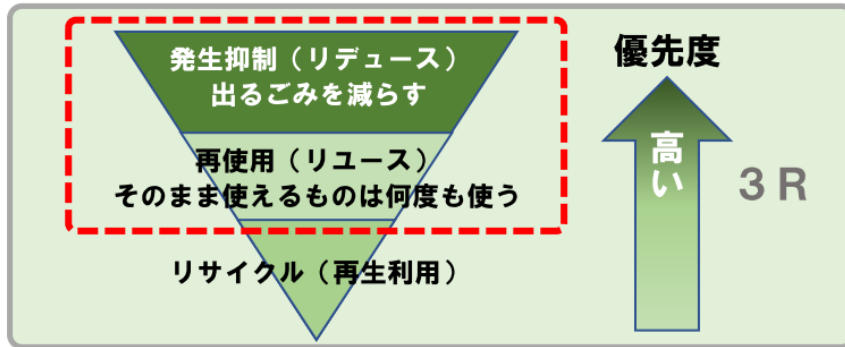
1-4 国や製造・販売業界への働きかけ

農薬や廃油など、収集・処理に危険が伴うものや、タイヤやピアノなど、釧路市において収集・処理が困難なものについては、「市が収集しないごみ」としてステーションへの排出や直接搬入を禁止しています。これらについては、拡大生産者責任の観点から、製造メーカーによって安全に収集・処理される仕組みをつくるよう、国や製造・販売業界などへ働きかけていきます。

【釧路市が目指す将来像】

リサイクルの推進に向けた取組に加え、発生抑制・再使用への取組も併せて進めていきます。

ごみになる前の製品は、もともと天然の資源を使って作られています。紙やプラスチック・ガラス・金属などを大切に使わなければ、将来、資源が足りなくなるかもしれません。リサイクルすることにより排出されるごみを再資源化し、有効に活用すると共に、限りある天然資源の使用を最小限にしていく取組がとても重要になっていきます。



基本施策 2 資源回収の促進に向けた取組

2-1 分別・排出ルールへの周知・徹底

(1) 市民の分別意識を高めるための普及啓発

ごみの減量・リサイクルを進めるためには、排出段階での適正分別に対する市民の理解と協力が不可欠です。令和6年度の組成分析では、可燃ごみの18.9%(5,235トン)が、適正分別により資源化につながる可能性のあるものとして確認されています。

後半5年間は、市公式LINEをはじめ、広報誌、ホームページ、地域での周知など複数の媒体を組み合わせ、分別ルールを分かりやすく伝えることで、市民が適正分別に取り組みやすい環境づくりを進めます。

(2) 資源化可能なプラスチック製容器包装の分別促進

可燃ごみへのプラスチック製容器包装の混入は、リサイクル率改善に向けた重要な課題です。完全な洗浄でなくとも、汚れを落とせる範囲で「すすいで出す」よう、市民が無理なく取り組める分別行動の普及を図るとともに、雑がみなど他の資源物の分別徹底とあわせて、後半5年間で重点的に取り組みます。

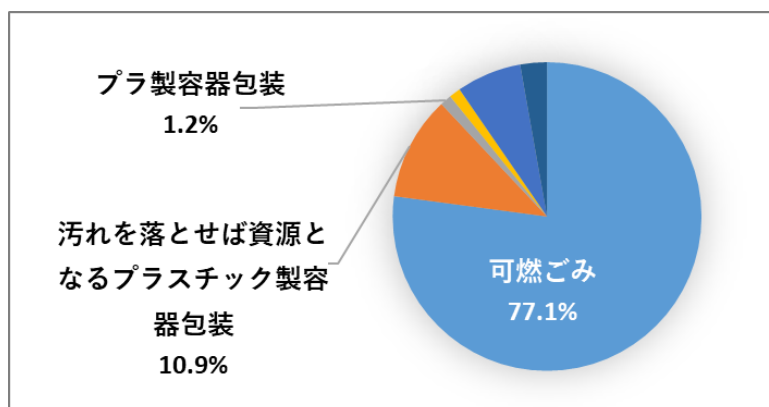


図 2-3-10 可燃ごみの組成分析結果

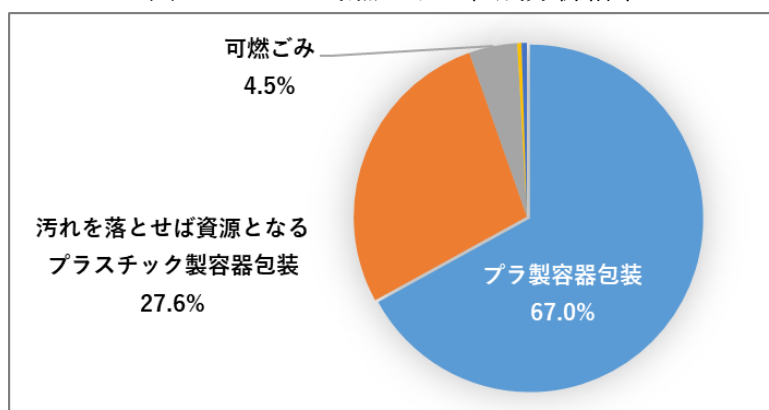


図 2-3-11 プラスチック製容器包装の組成分析結果

(3) 小型二次電池の適正な分別・排出の促進

リチウムイオン電池やボタン電池等の小型二次電池は、可燃ごみや不燃ごみに混入した場合、収集車両や処理施設における発火の原因となるおそれがあります。また、近年、これらの電池を内蔵した小型家電製品が普及しており、適正な分別・排出の重要性が高まっています。

釧路市では、家庭から排出される小型二次電池について、一般社団法人JBRCの広域回収を補完するため、市内の回収協力店及び市の出先機関において回収する体制を整備しています。

後半5年間においては、有害ごみとしての適正な分別・排出方法の周知を強化するとともに、回収拠点に関する情報を市公式LINE、広報誌、ホームページ等を通じて分かりやすく発信していきます。

2-2 資源物の回収促進に向けた取組

(1) 集団資源回収の更なる促進

集団資源回収は、ごみの減量・リサイクルにつながるとともに、地域コミュニティの活性化にもつながる重要な取組です。前半5年間で登録団体数は令和3年度の309団体から令和7年度の264団体へ45団体減少し、回収量も令和3年度の1,939トンから令和7年度の1,247トンへ692トン減少しています。

この減少は、新型コロナウイルス感染症による地域活動の制約を契機としつつも、その後の回復が見られないことから、高齢化に伴う地域の担い手不足が構造的な主因と考えられます。集団資源回収量の減少はリサイクル率の改善にも影響する重要な要因であることから、後半5年間においては、担い手確保と回収機会の維持・拡充の両面から取組を進める必要があります。

具体的には、奨励金制度の見直し、スーパー等の店舗回収との連携強化、新規団体の開拓などにより、地域における資源回収活動の維持・促進を図ります。



集団資源回収の取組の様子

(2) 資源物回収に向けた利便性の向上

釧路市では、資源物の排出機会を増やすために、家庭等から排出される新聞・雑誌・段ボールなどの資源物を高山地区と鳥取地区(プラスチック製容器包装は高山地区のみ)に受入箇所を設けております。また、廃食用油、小型家電などのリサイクルを推進するため市役所などの市有施設や、スーパーなどの民間事業者の自主的な取組のもと店舗等に回収拠点を設置しております。今後、回収拠点を増やすなど、更なる利便性の向上を検討していきます。



廃食用油回収ボックス

(3) 小型家電リサイクルの更なる推進

釧路市では、家庭から排出される小型家電に含まれる貴金属や、レアメタルなどの有用金属等の再資源化を促進するため、小型家電リサイクルを実施しています。

小型家電リサイクルは、ごみの減量に加え、世界的な資源制約への対応にも寄与する有用金属の循環利用の観点からも重要であることから、更なる取組の推進に努めます。



小型家電回収ボックス

2-3 未利用資源の活用の検討

(1) 廃棄物の資源化等に向けた調査・研究

従来リサイクルが難しかった廃棄物も、資源化等に向けて様々な技術開発が行われています。今後も技術開発の状況の把握に努めるとともに、国や他の自治体の動向を踏まえ、釧路市の状況や地域特性を考慮し、民間による連携も検討しながら、釧路市の廃棄物処理に応用できるか調査・研究を行っていきます。

(2) 民間リサイクルルート等の更なる活用に向けた調査研究

釧路市内で発生する小型家電等の回収やリサイクルには、民間事業者のリサイクルルートが活用されています。このような民間リサイクルルートの更なる活用に向け、引き続き調査研究を行っていきます。

(3) プラスチック製品の資源化に向けた取組

令和4年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）が施行され、容器包装リサイクル法の対象ではないプラスチック製品を含め、プラスチック製の容器包装と製品を資源ごみとして一括で分別回収することが市区町村の努力義務として位置付けられました。

釧路市では、当該物を可燃ごみとして分別収集し、焼却処理を行っておりますものの、同法の施行を受け、今後、国や道内他都市等の動向を注視しつつ、プラスチック製品の一括回収・リサイクルの在り方について検討を進めていきます。

(4) 紙おむつリサイクルの調査

高齢化に伴い紙おむつの消費量は年々増加しており、大人用紙おむつの生産量は令和5年（2023年）に子供用を逆転しました。一般廃棄物に占める使用済紙おむつの割合は令和5年度時点で5.5%であり、令和12年度（2030年度）には6.6～7.1%に増加すると推計されており、本市においても可燃ごみに占める紙おむつの割合が今後さらに増加することが見込まれます。

環境省が令和2年3月に策定した「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」は、令和7年10月から改定作業が進められ、令和8年に改定版が公表されました。再生利用等を実施・検討する自治体数は令和5年度時点で78自治体まで拡大しており、国は令和12年度までに150自治体の実施または検討する目標を掲げ、自治体への伴走支援事業を実施しています。一方で、衛生面の確保・処理コスト・収集体制の整備など、導入にあたっての課題も依然として存在します。

今後においては、改定ガイドライン及び国の伴走支援事業の動向を踏まえ、先進自治体の事例を注視するとともに、釧路市の廃棄物処理体制や処理コスト等を考慮しながら、紙おむつのリサイクルに係る対応の在り方について引き続き調査・検討を進めていきます。

(5) 太陽光パネルリサイクルの調査

住宅用太陽光発電設備の普及に伴い、設置から20年以上が経過する設備が今後段階的に増加することが見込まれます。

太陽光パネルの廃棄については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく廃棄等費用の積立制度、環境省が策定した太陽光発電設備の廃棄等費用の確保等に関するガイドラインなど、国における制度的枠組みの整備が進められているところです。また、北海道においても、関係事業者向けの情報提供や周知が行われています。

今後においては、国及び北海道における制度動向や処理・リサイクル体制の整備状況を注視するとともに、本市における排出実態の把握に努め、将来的な対応の在り方について検討していきます。

基本施策 3 協働に向けた環境学習・環境教育の充実

3-1 環境学習・環境教育の充実

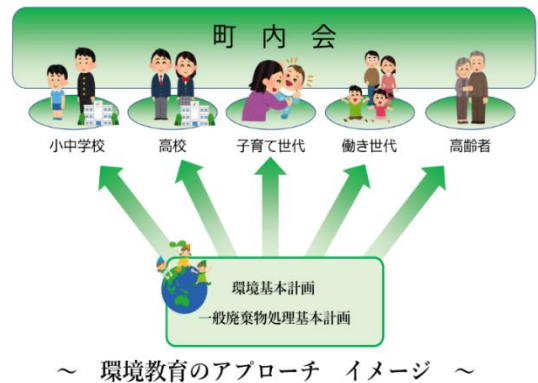
(1) 未来につながる環境学習・環境教育

将来を担う子どもたちに、最も身近な環境問題としてのごみ問題やリサイクルに関する知識・情報を提供していく機会として、小学校などでの環境教育・環境学習をこれまで以上に推進していきます。

この中では、ごみの減量・リサイクルが、限りある資源を大切に使うことで、温暖化など地球規模で広がる環境問題の改善への第一歩となることをしっかりと説明するとともに、この取組を通じてその効果を家庭や地域にも広げていきます。

(2) 地域での環境学習への取組

環境学習への取組は、学校教育の中だけで行うのではなく、若者から高齢者までのあらゆる世代に対し、様々な場面を活用して行うことが大切です。これら、物の購入からごみの分別・排出まで中心的な役割を担っている方々へ、近年のごみを取り巻く問題となっているマイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロスなど、最新の課題などを通じて環境に優しいライフスタイルへの変容を促すような環境学習の充実を進めていきます。



3-2 具体的な行動につなげる普及啓発の実施

(1) 様々な媒体を活用した普及啓発

市公式 LINE は、多くの市民に情報を届けることができる有効な情報発信手段の一つです。後半5年間は、市公式 LINE をはじめ、インターネット、広報誌、フリーペーパー等の媒体を組み合わせ、分別啓発、食品ロス削減、集団資源回収促進に関する情報を分かりやすく発信します。また、各媒体の特性を生かし、あらゆる世代に行き届く情報提供と啓発を進めていきます。

(2) 市外からの転入者に対する普及啓発

自治体によってごみの排出方法や処理方法は異なることから、毎年5千人を超える転入者や長期滞在者に、釧路市のごみの減量・リサイクルを理解し実践してもらうため、市役所窓口や関係団体と連携した分別帳の配布など、機会に合わせた普及啓発を進めていきます。

(3) イベントにおけるごみの減量・リサイクルの推進

町内会のお祭りや学校祭などのたくさんの市民が集まるイベントでは大量のごみが排出されるため、そのような場面でごみの減量・リサイクルの普及啓発を行うことにより、大きな効果が期待できます。また、ごみの回収・分別を行うイベントの運営者にもごみの減量・リサイクルについて考えてもらう機会となることから、イベントを通じて、イベント来場者と運営者の両者に対し啓発を行い、ごみの減量・リサイクルを推進します。

3-3 分かりやすさに重点を置いた情報発信

(1) ごみの処理・リサイクルに関する情報の「見える化」

ごみの減量実績、組成分析調査結果、リサイクル率、最終処分量、ごみ処理経費などについて、市民に分かりやすい形で継続的に発信していきます。

特に、ごみ処理経費（令和6年度：約24.7億円、市民1人あたり年間15,981円）や、可燃ごみに含まれる資源物・食品ロスの状況などを示すことにより、日々の分別や排出抑制が、ごみ処理経費の抑制、資源化の推進、最終処分場の延命化につながることを分かりやすく伝えていきます。

また、グラフや図表を活用し、広報誌、市ホームページ、各種啓発資料等を通じて、ごみ減量・リサイクルの必要性を市民が実感できる情報発信に努めます。

(2) 最終処分場の現状に関する情報の「見える化」

令和6年度から供用開始した新最終処分場（高山地区、6市町村広域）の残余容量等の情報を発信し、最終処分場の限りある容量を次世代に引き継ぐため、ごみの減量や資源化の必要性を広く発信していきます。

3-4 環境美化の推進

(1) 環境美化の推進

釧路市では、「釧路市みんなできれいな街にする条例」に基づき、清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全を進めています。

ごみのポイ捨ては、地域の景観を損なうほか、プラスチックごみの海洋への流入による問題など、けっして許される行為ではありません。今後も、環境美化に向けたマナーとモラルの向上を図りながら、市民ひとりひとりの自発的な行動の輪がより広がるよう、市民と一体となった取組を進めていきます。

(2) ごみステーションの管理支援

ごみステーションにおいては、カラス・小動物によるごみの散乱、管理に関するトラブル、分別・排出ルールが守られない不適正排出などの問題があります。このため、市の職員による日常的なパトロールや排出ルール指導、共同住宅の排出状況の調査などに加え排出マナーの指導の実施など、地域の方のごみステーションの管理を支援します。

(3) 町内会などによる地域環境美化の推進

ごみステーション対策や地域での環境美化は、町内会や分別収集推進協力員等が取り組んでいます。前半5年間では分別収集推進協力員がR3:641人→R7:427人へと214人(33%)減少しており、担い手確保が急務です。後半5年間は担い手確保策・育成策とともに、地域コミュニティの維持・活性化を図りながら支援する取組を推進していきます。

(4) 共同住宅のごみ排出マナーの改善

市外からの転入者が多い共同住宅では、一戸建て住宅と比べて分別・排出ルールが浸透されていないため、不適正排出による散乱が多く、近隣住民が清掃を行ったり、市の職員による日常的な排出状況の調査や巡回指導などを行っています。

入居者の入れ替わりの多い共同住宅には、共同住宅所有者や仲介業者等による分別・排出ルールの周知・働きかけが効果的であることから、マナー改善に関わる事例についての情報共有など連携を推進し、不適正排出によるごみステーションの管理負担の軽減に向けた取組を、引き続き進めていきます。

基本施策4 事業ごみの減量・リサイクルの取組促進

4-1 事業者による自主的な取組の促進

(1) 民間のリサイクルルートの把握・活用

事業所から排出されるごみのうちリサイクルが可能なものについては、民間の処理ルートを活用することによりリサイクルが促進されるだけではなく、釧路市が処理するごみの減量にもつながります。そのため、事業所から排出される紙ごみや生ごみなどについて、民間処理施設への誘導を促進します。

また、事業所から排出されるごみの減量・リサイクルの取組を進める上では、現状を適切に把握することが必要であるため、民間のリサイクル施設などで処理されるものについて、処理ルートや処理量を把握できる仕組みづくりを検討していきます。

(2) 事業者による自主的なごみの減量・リサイクルの促進

事業所から排出されるごみは事業者自らの責任で処理することになっているため、ごみの減量・分別についても事業者が自主的に取り組むことが原則ですが、ごみの減量・リサイクルの具体的な取組方法やメリットを市から事業者に提案することにより、事業者内でのごみの排出抑制や分別の徹底といった行動の促進に取り組んでいきます。

(3) 飲食店等と連携した食品ロス削減の推進

釧路市では、飲食店等における食品ロスの削減を推進しています。30・10(さんまるいちまる)運動への協力依頼を継続実施します。前半5年間の評価では協力依頼のみでは効果が限定的であることが確認されており、後半5年間はより実効性の高い連携・仕組みの構築を検討します。



3010 運動啓発ポスター

4-2 適正排出指導の徹底

(1) 排出事業者への適正排出指導の強化

事業所から排出されるごみのリサイクルを進め、廃棄ごみ量を削減するためには、排出段階での分別の徹底が必要であり、事業者に対する分別・リサイクルの指導が重要です。定期的な指導を行い、より分別・リサイクルを推進していきます。

(2) 収集運搬許可業者への指導及び協力体制の構築

収集運搬許可業者と連携し、事業系一般廃棄物として搬入される事業系ごみの内容調査を行い、排出が適正でない事業者に対して、分別や適正排出の指導といった仕組みを構築していきます。

基本施策5 安心・安全なごみの適正処理の推進

5-1 高齢者などへの対応

(1) 要介護者等に対するごみ排出支援の実施

釧路市では、ごみを自らごみステーションに排出することが困難な市民を支援するため、「ふれあい収集」を実施しており、希望者には、収集の際に声かけによる安否確認も行っています。令和7年度末の収集件数は996件（R3：880件から116件増加）と増加傾向にあります。

今後、高齢化の進展（令和12年推計：高齢化率38.3%）に伴い需要増加が見込まれることから、ふれあい収集の効率的な運用体制の整備を急ぎます。

更に、将来を見据え、地域における市民・福祉関連事業所・行政等とより一層の連携を図って排出支援を行っていきます。



(2) ごみ処理手数料の負担軽減措置の継続

釧路市では、平成17年度のごみ処理手数料の有料化に伴い、乳幼児、要介護者及び重度障がい者（児）がいる紙おむつの使用世帯等への負担軽減措置として、一定枚数の指定ごみ袋を支給しており、引き続き取組を進めていきます。

5-2 不法投棄対策の強化

(1) 不法投棄の監視

釧路市では、不法投棄防止対策として、市職員による毎日の巡視パトロールを実施しております。不法投棄された廃棄物を発見した際には、警察や北海道に情報提供を行い、長期間にわたって放置されないよう迅速な対応しております。

不法投棄発見件数はH30：102件→R7：48件（▲53%）と大幅に改善しており、市費処理重量もH30年度比約40%水準まで減少しています。引き続き不法投棄の未然防止を目的に巡視パトロールを継続し、投棄者が判明した際には厳しく指導していきます。

(2) 市民・事業者と連携した不法投棄対策

釧路市では、不法投棄を監視する地域の目として、市民や団体、更に「自然の番人宣言」の構成市町村や賛同団体との連携協力のもと、不法投棄の未然防止・早期発見に向けた取組を行っております。

今後も貴重な自然をごみのポイ捨てや不法投棄から守るため、市民や関係機関と監視強化を図り、不法投棄撲滅に向けた活動を進めていきます。

5-3 中間処理の充実

(1) 施設の適正な維持管理の継続

中間処理施設の運転管理に当たっては、周辺的生活環境に影響を与えないよう指導・監視に努め、各施設の特性に応じた適正な維持管理を継続しています。また、各施設から排出される残渣は、焼却処分か埋立処分されているため、削減に向けて取り組んでいきます。

5-4 最終処分の計画

(1) 最終処分に関する基本方針

最終処分場の運営管理に当たっては、基準省令に基づき、適正な管理及び必要な措置を講じるとともに、リサイクルの推進と中間処理による減量化を徹底し、埋立処分するごみ量を極力抑制するなど、公害防止と周辺環境の保全を図っていきます。また、埋立完了後の跡地利用等の活用方法等について検討していくこととします。

(2) 最終処分場整備に関する事項

最終処分については、リサイクルの推進と中間処理による減量化を徹底した上で、どうしても埋立が必要な廃棄物を最終処分場で適正に処分していきます。

令和6年4月、高山地区に新たな最終処分場が供用を開始しました。当該処分場は、釧路市・釧路町・厚岸町・弟子屈町・鶴居村・白糠町の6市町村による広域処理体制のもとで運営されています。

引き続き、6市町村が連携・協力しながらごみの減量化に取り組むとともに、最終処分場の延命化の観点から、さらなるリサイクルの推進と埋立量の抑制に努めていきます。

5-5 最終処分における環境への配慮

ごみを最終処分する埋立地については、排水処理施設からの放流水や埋立地の周縁下水等を観測し、周辺環境への影響がないよう管理しております。引き続き、周辺環境への影響に配慮し、適切な環境保全対策を行っていきます。

5-6 ごみ収集・処理業務の最適化

ごみの収集については、民間事業者への委託化を進めてきており、業務効率化の観点から、今後ごみの排出量や地域事情に即した収集体制の最適化について検討していきます。

5－7 大規模災害に備えた取組

大規模な地震や水害が発生した際に、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うことができるよう、釧路市災害廃棄物処理計画の実効性確保に向けた取組を継続します。

また、災害廃棄物の処理に対して近隣市町村を含め道内自治体との協力体制の在り方を検討します。

5－8 広域処理の推進

既存の廃棄物処理施設などを自治体間で相互に協力しながら利用する広域的なごみ処理については、効率性やリスク管理の面から、これまでもごみやし尿の受入など、関係自治体と協力関係を築きながら行ってきました。

今後も、令和6年4月に供用を開始した高山地区の最終処分場を中心に、引き続き6市町村が連携した広域処理体制を維持・推進し、関係市町村等との協力を進めていきます。

第 3 編 生活排水處理部門



第 1 章 生活排水処理の現状

1 し尿・汚泥の排出量

釧路市における、し尿及び浄化槽汚泥の排出状況は図 3-1-1 のとおりです。

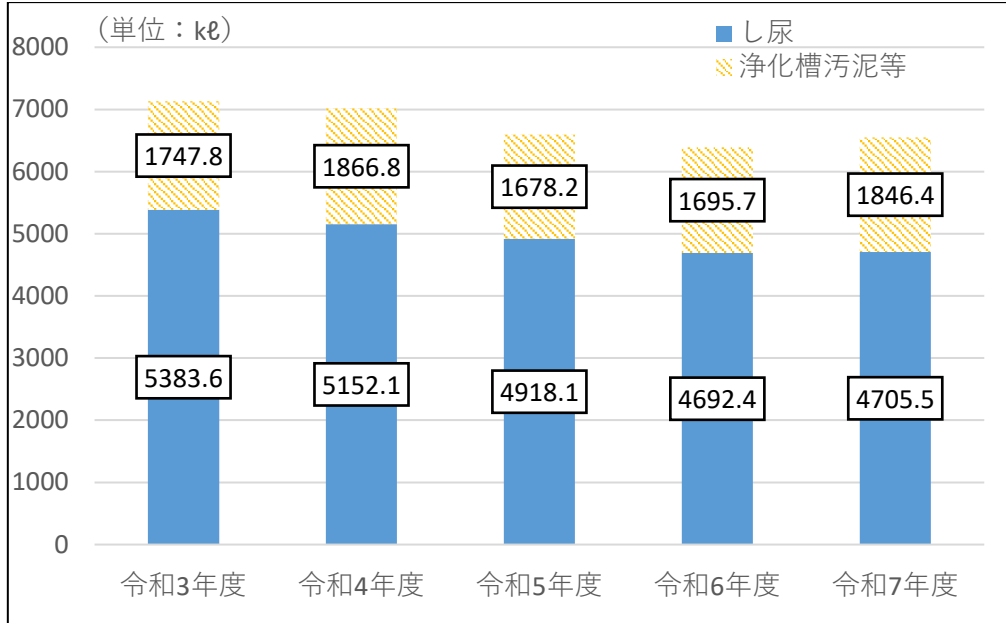


図 3-1-1 し尿及び浄化槽汚泥の推移

2 生活排水処理形態別人口の推移

釧路市における生活排水の排出状況は表 3-1-1 のとおりです。また、釧路、阿寒、音別の 3 地域ごとの令和 7 年度の処理形態別人口は、表 3-1-2 に示すとおりです。

表 3-1-1 処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1 計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	161,719	159,014	155,880	152,875	150,200
2 水洗化・生活排水処理人口	153,035	150,509	147,635	144,848	142,370
(1) 合併処理浄化槽	477	437	440	438	439
(2) 下水道 (水洗化人口)	152,558	150,072	147,195	144,410	141,931
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	57	58	56	51	51
4 非水洗化人口	8,627	8,447	8,189	7,976	7,779

表 3-1-2 地域別処理形態別人口（令和 7 年度）

（単位：人）

区 分	釧路 地域	阿寒 地域	音別 地域	合計
1 計画処理区域内人口 （行政区域内人口）	144,989	3,801	1,410	150,200
2 水洗化・生活排水処理人口	138,544	2,902	924	142,370
(1) 合併処理浄化槽	247	167	25	439
(2) 下水道（水洗化人口）	138,297	2,735	899	141,931
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口（単独処理 浄化槽）	33	14	4	51
4 非水洗化人口	6,412	885	482	7,779

3 処理体系

釧路市における生活排水の処理体系は、図 3-1-2 のとおりです。

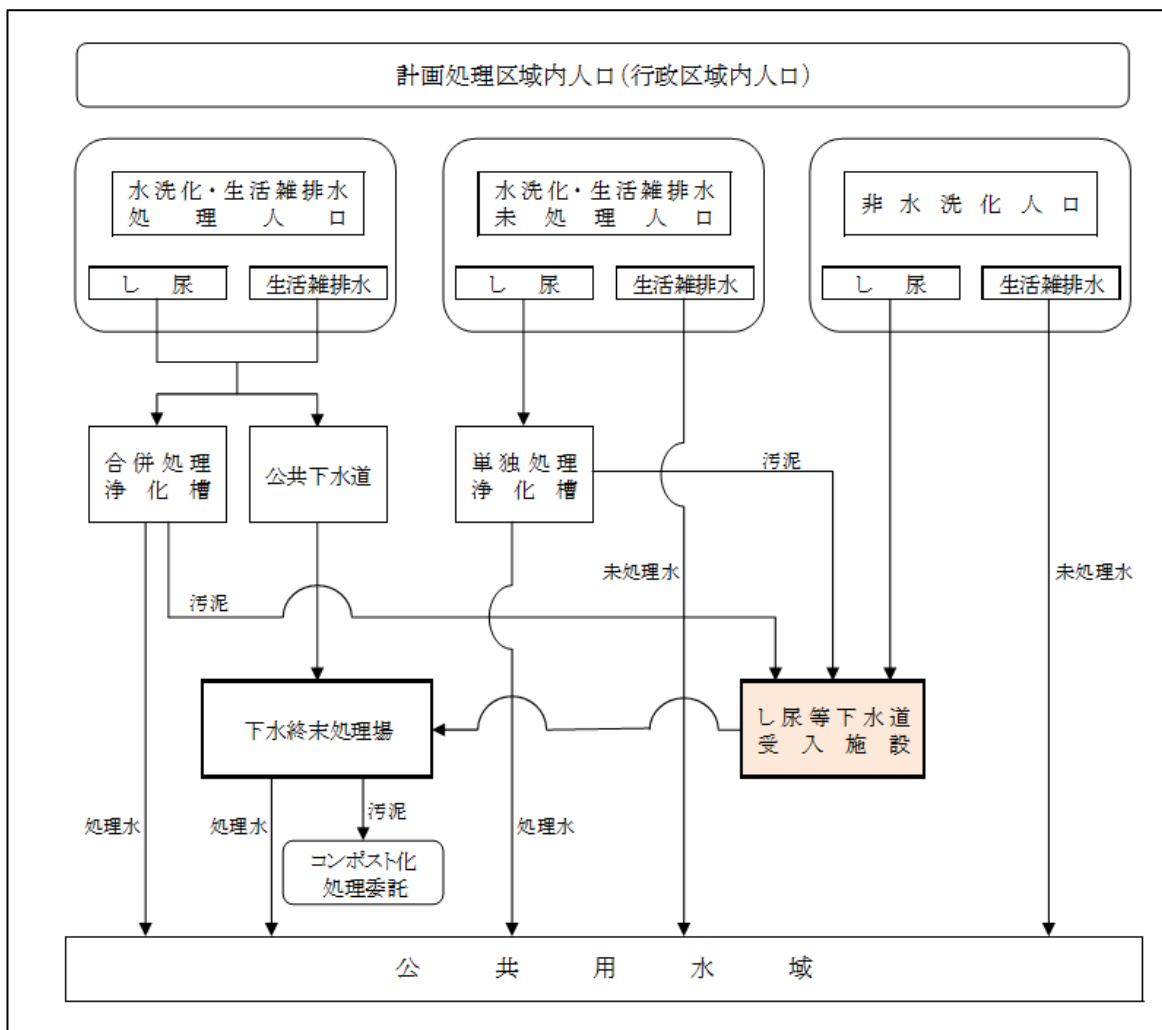


図 3-1-2 生活排水の処理フロー

4 処理主体

釧路市における生活排水の処理主体は、表 3-1-3 のとおりです。

表 3-1-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	釧路市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿等受入・処理施設	し尿（汲み取り）、浄化槽汚泥、雑排水（浸透枘の沈降物等）	釧路市

5 処理施設及び収集・運搬状況

釧路市ではし尿等の処理は、汚水処理施設共同整備事業（M I C S）※により、大楽毛下水終末処理場で行っています。

し尿等受入・処理施設の概要については表 3-1-4 のとおりです。

また、し尿の汲み取り及び収集・運搬業務は、区域ごとに3つの委託事業者が行っています。

表 3-1-4 し尿等受入・処理施設の概要

施設名	共同汚水処理施設	大楽毛下水終末処理場
所在地	釧路市星が浦南6丁目9番	
処理方法	—	標準活性汚泥法
処理（受入）能力	受入能力 80.4kℓ/日	処理能力 23,190 m ³ /日
運転開始	平成 25 年 4 月	昭和 62 年 3 月
主な施設	[建物] 受入施設 地上 1 階地下 1 階 R C 造 約 590 m ² [設備] 計量器 受入槽 夾雑物除去装置 流量調整槽 生物脱臭装置 汚泥移送ポンプ	[建物] 管理本館、汚泥棟、沈砂ポンプ棟 水処理等 各 R C 造 敷地面積 12.7ha [設備] 主ポンプ 汚泥濃縮槽 汚泥消化槽 汚泥脱水機 ガスタンク
水質設定値	—	B O D 15mg/ℓ 以下 S S 40mg/ℓ 以下 （下水道法より）
放流先	—	星が浦川（二級河川）

※ 汚水処理施設共同整備事業（M I C S）とは・・・

下水道事業を実施する地域で、他の汚水処理施設整備事業が実施されている場合、共通する処理工程の施設を共同利用することで効率化を図ることができます。汚水処理施設共同整備事業（M I C S）は、これらの共同利用できる施設の整備を下水道事業で行う制度です。

釧路市の場合、老朽化した新野処理場の機能を代替し、また、下水道の普及に伴い減少傾向となっているし尿等を効率的かつ経済的に処理するため、大楽毛下水終末処理場に受入施設を建設したものです。



図 3-1-3 共同汚水処理施設



図 3-1-4 大楽毛下水終末処理場

第2章 中間年度の検証

1 本計画の概要

本計画である「釧路市一般廃棄物処理基本計画」は、令和3年3月に策定し、目標年度を令和12年度に設定しています。

2 本計画の取組状況

本計画に基づき、し尿・汚泥等の処理については、汚水処理施設共同整備事業により大楽毛下水終末処理場にて下水と一元処理を行っています。

公共下水道の事業計画区域においては、残る未整備箇所の整備を促進し、既に供用開始されている区域内の未水洗化世帯については、公共下水道への早期接続を促してきました。

また、公共下水道の事業計画区域外においては、合併処理浄化槽設置費補助制度や合併処理浄化槽維持管理費補助制度を運用し、合併処理浄化槽設置による生活排水処理の推進に取り組んできました。

3 中間年度における目標の達成状況

本計画においては生活排水処理率を目標として設定おります。目標の達成状況は図3-2-1のとおりです。なお、生活排水処理率については、計画当初より上昇しているものの、中間年度における目標は未達成となっております。

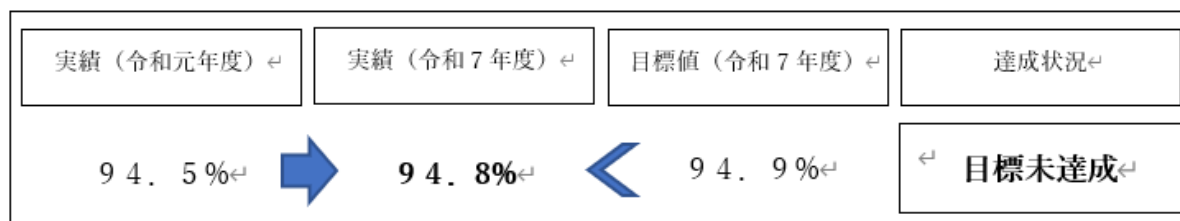


図 3-2-1 生活排水処理率

※ 生活排水処理率は、計画処理区域内人口のうち「合併処理浄化槽の人口と下水道の接続人口」の割合を示します。

第3章 生活排水処理の取組の方向性

1 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

釧路市は、「釧路湿原」「阿寒摩周」の二つの国立公園や、ヒブナの生息地である春採湖などを擁し、雄大な湿原や湖沼、山々には多様な野生生物が生息するかけがえのない自然環境に恵まれたまちです。将来の世代に引き継いでいくため、平成28年度にスタートしたまちづくり基本構想においては「自然と都市が調和した持続可能なまちづくり」の方針を掲げています。

このことから、釧路市の生活排水処理に係る理念・目標を、「恵みと循環。未来へつながる水環境の保全」とし、市民の理解を得ながら、経済的・効率的な生活排水対策を進めていくこととします。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

① 公共下水道の事業計画区域において、未整備地区には私道や地理的な条件により、整備の実施が困難な箇所も残されていますが、今後も未整備地区の解消に向けて整備を進め、既に供用開始されている区域の未水洗化世帯については、公共下水道への早期接続を促します。

② 家屋が分散し、下水道などの集合処理が適さない地区では、合併処理浄化槽によって生活排水を処理することとし、市民への周知・啓発活動を行うとともに、合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

単独処理浄化槽を設置済みの世帯等についても、生活雑排水の未処理放流を減らすため、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。



図 3-3-1 合併処理浄化槽（設置中の様子）

2 基本目標の見直し

目標年次である令和12年度の目標値については計画策定当初のとおりとします。ただし、計画処理区域内人口等については、計画策定当初より人口減少が進んでいることから見直しを行います。

表 3-3-1 生活排水の処理の状況と目標値

	当初 令和元年度	中間年度 令和7年度	令和12年度 目標値
生活排水処理率※1	94.5%	94.8%	94.9%

表 3-3-2 人口の内訳 (単位：人)

	当初 令和元年度	中間年度 令和7年度	目標年度 令和12年度
1 計画処理区域内人口 (行政区域内人口) ※2	166,573	150,200	141,600
2 水洗化・生活雑排水処理人口	157,335	142,370	134,378

表 3-3-3 生活排水の処理形態別内訳 (単位：人)

	当初 令和元年度	中間年度 令和7年度	目標年度 令和12年度
1 計画処理区域内人口 (行政区域内人口) ※2	166,573	150,200	141,600
2 水洗化・生活雑排水処理人口	157,355	142,370	134,378
(1) 合併処理浄化槽	477	439	425
(2) 下水道(水洗化人口)	156,878	141,931	133,953
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口※3	69	51	42
4 非水洗化人口	9,149	7,779	7,180

※1 生活排水処理率は、計画処理区域内人口のうち「合併処理浄化槽の人口と下水道の接続人口」の割合を示します。

※2 生活排水処理基本計画においては、下水道人口の推計値と整合を図るため「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計を使用しており、ごみ処理基本計画の推計値とは一致しない。

※3 単独処理浄化槽による処理人口

3. 基本方針に基づく施策の展開

(1) 生活雑排水の適正処理

基本方針に沿って生活雑排水の適正処理を推進していくため、下水道を所管する部署と連携し、未水洗化世帯への下水道接続及び合併処理浄化槽設置を促進していきます。

また、単独処理浄化槽からの転換促進を図るとともに、指定検査機関と連携し、浄化槽法第11条に基づく浄化槽の検査について、未受検者への指導を進めていきます。さらに、受検結果等から浄化槽の放流水が周辺環境へ悪影響を与えると判断される場合も、改善に向けた指導等を行っていきます。

(2) し尿・汚泥の適正処理

① し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込み

生活排水の処理形態別計画人口の目標値に基づいた目標年度における、し尿及び浄化槽汚泥等の排出量の見込みは図3-3-2に示すとおりです。

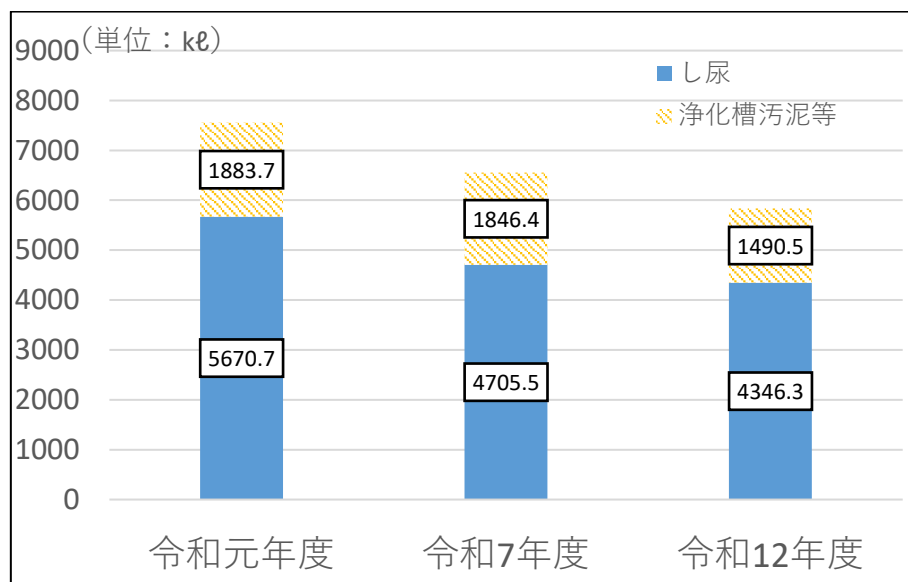


図 3-3-2 し尿及び浄化槽汚泥等の排出量の見込み

② 収集運搬計画・中間処理計画

し尿の収集量（排出量）については減少傾向が続くものと見込まれますが、今後も委託業者による収集・運搬業務の適正化を図っていくこととします。

また、し尿等の中間処理（受入・水処理）を行う共同汚水処理施設及び大楽毛下水終末処理場への負荷を軽減し安定した維持管理を行うため、計画的な収集を推進し、収集量の分散・平準化を図ることとします。

浄化槽汚泥等の収集量については今後も、許可業者に対し、適正な収集運搬体制の維持や計画的・効率的な収集について要請していくこととします。

③ 最終処分計画・再資源化計画

大楽毛下水終末処理場での中間処理に伴い発生した脱水汚泥については、下水道事業の採用する方式(民間の減容化・コンポスト化施設に処理委託)で減容化及び資源化を行っており、今後もこれを継続します。

受入れ・前処理工程で発生するし渣は、一般廃棄物として最終処分場で埋立処分しており、今後も適正な処分に努めることとします。

(3) 住民に対する広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性についての啓発活動を進めていきます。

用語解説

【あ行】

■一般廃棄物許可業者

一般廃棄物の収集又は運搬を行う事業者のことで、当該業を行うには、区域を管轄する市町村長の許可が必要です。

■一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画を推進するため、ごみ排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、再資源化の方法等を年度ごとに定めた計画です。

【か行】

■海洋プラスチックごみ

海洋プラスチック問題は、地域温暖化と同じように緊急な解決が求められている国際的な環境問題です。プラスチック製容器包装類は資源物として再資源化され、製品プラスチックは焼却処理されていますが、一部が海に漏れ出し海洋プラスチックごみとなります。環境省でも今後の方向性として「プラスチック資源循環戦略」を策定し、ワンウェイプラスチック排出量の削減を目指しています。

■拡大生産者責任

生産者が、生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄などの後に生産者が引取やりサイクルを実施すること等が含まれます。

■合併処理浄化槽

汚水や生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられています。

■家電リサイクル法

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の特定4品目について、メーカーにリサイクルを義務付けています。

■環境基本法

環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で平成5年（1993年）11月に制定されました。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向等を示した法律です。

■環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第1条に基づき、国が定めた施策に準じて釧路市が掲げる基本理念をベースに、より良い環境の実現と理想とする環境像、取組施策を定めた総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画です。

■環境負荷

人が環境に与える負担のことです。「環境基本法」では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定められています。

■釧路広域連合

ごみの焼却処理を目的として、釧路総合振興局管内の1市4町1村が集まって作られた組織です。2006年（平成18年）4月から「釧路広域連合清掃工場」が稼働し、釧路市だけではなく、釧路町、鶴居村、白糠町、弟子屈町、厚岸町の可燃ごみを処理しています。

■釧路市グリーン購入推進基本方針

釧路市役所では、自らが事業者でもあり消費者でもあるという立場から、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する「グリーン購入」を推進しています。

■釧路市クリーンパートナー制度

「釧路市クリーンパートナー制度」は、釧路市に登録した団体が市とのパートナーシップのもとに、清掃活動を行う制度です。市民と市が協働して散乱ごみのない清潔できれいな街づくりを推進しています。

■釧路市みんなできれいな街にする条例

空き缶及び吸い殻等の散乱の防止（ごみの散乱防止）に関する施策について、市、市民、事業者及び土地所有者等が一体となって推進するための必要な事項を定め、清潔で住みよいまちづくりに資することを目的とする条例です。

■ 釧路地域循環型社会形成推進地域計画

本計画は2005（平成17）年度に創設された国の「循環型社会形成推進交付金制度」により交付金を受けるため、釧路地域の循環型社会の形成を図ることを目的に、令和元年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、策定したものです。安定かつ継続したごみ処理を行うためのごみ処理施設の整備や、生活環境の向上と公共用水域の水質改善を図るため合併処理浄化槽の設置について具体的な施策を盛り込んでいます。

■ 計画収集

家庭系ごみを対象に、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源物及び粗大ごみを曜日や日付を指定して、釧路市と委託業者で収集する体制のことをいいます。

■ 建設リサイクル法

特定建設資材（コンクリート・アスファルト・木材等）を用いた建築物などに係る解体工事またはその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の建設工事について、その受注者などに対し、分別解体及び再資源化等を義務付けた法律です。

■ 広域処理

市町村ごとにごみ処理施設を整備・運営するのではなく、複数の市町村が広域的に共同して施設を整備し、ごみ処理を行うことをいいます。

■ 公共下水道

下水道法において、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」とされています。

■ 小型家電リサイクル法

携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機など、小型家電製品に含まれる有用な金属類をリサイクルし、埋立処分場の延命化や有害金属の適切な処理を行うことを目的に、市町村が回収した小型家電製品を、国の認定を受けた業者が再資源化することを義務付けた法律です。

■ ごみ処理手数料の有料化

ごみの有料化とは、ごみ処理費用の一部または全部を、ごみの排出者が税金とは別にごみ処理手数料として負担する制度のことです。釧路市では、有料指定袋の価格にごみ処理費用の一部を含める方式を導入しています。

■ ごみ量の定義

ごみ排出量	ごみ収集量＋直接搬入量 家庭や事業所などから出されるごみの量 収集するごみ量（ごみ収集量）、施設に持ち込まれるごみ量（直接搬入量）を合わせたもの
ごみ収集量	ごみの収集車で収集される家庭ごみの量
直接搬入量	自家用車や会社の車で、直接施設に持ち込まれるごみの量
集団資源回収量	町内会や団体などの集団回収活動により回収される資源物の量
最終処分量	最終処分場に埋め立てる焼却残渣や不燃性残渣の量
リサイクル率	再生利用量÷ごみ排出量 ごみ排出量に対する資源物回収量（リサイクルされるごみの量）の割合。

■ コンポスト

容器の中に土を入れ、生ごみと土を交互に重ね発酵させて、有機肥料を作るための容器のことです。

【さ行】

■ 災害廃棄物

地震や台風、水害などの自然災害によって発生する廃棄物のこと。具体的な内容としては、倒壊した家屋の廃材や廃コンクリート、家屋が押しつぶした家電や家具、流された自動車の他、腐敗した食料品などになります。

■ 最終処分場

廃棄物の最終処分（埋め立て処分）を行う場所のこと。廃棄物はリサイクルかリユース（再使用）される場合を除き、最終的には埋め立てされます。

■ 産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められている20種類（廃プラスチック、金属くずなど）のことをいいます。

■ 3きり運動

①買った食材を使い切る「使い切り」、②食べ残しをしない「食べきり」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水きり」の3つの「きり」をキーワードとして、生ごみの削減を目指す取組をいいます。

■ 3010（さんまるいちまる）運動

宴会での食品ロスを減らすための運動で、「宴会の開始から30分と、閉宴10分前に席に座って食事を楽しむ」取組をいいます。

■資源の有効な利用の促進に関する法律

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律です。リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたり、リサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり、部品などを再使用するべき業種など7項目について、業種や製品を具体的に指定しています。

■自然の番人宣言

「自然の番人宣言」とは、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然を守り、引き継ぐことを目的として宣言されたものです。

この宣言の趣旨に基づいて、管内市町村が共同で構成した団体で、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然を守り、引き継ぐことを目的に活動をしています。

■自動車リサイクル法

自動車メーカーを含めて、自動車のリサイクルに携わる関係者が適正な役割を担うことにより、使用済み自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うことを目的として定められた法律です。

■JBRC（ジェイビーアールシー）

充電して繰り返し使用できるニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池の小型充電式電池の回収・リサイクルを行う一般社団法人。会員企業（電池メーカー及び小型充電式電池使用機器メーカー等）の製品を対象に、家電量販店・ホームセンター等の協力店及び自治体に設置された回収缶を通じて広域的に回収を実施しています。

■集団資源回収

町内会などの市民団体が、古紙類を集めて、集団資源回収業者に引き渡す自主的な資源物回収のこと。釧路市では、回収した資源物の引き渡し量に応じて、回収団体に奨励金を交付しています。

■循環型社会

製品などが廃棄物などになることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することを徹底することにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことをいいます。

■循環型社会形成基本法

廃棄物やリサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確保するとともに、循環型社会の形成へ向け実効のある取組の推進を図るための基本的な枠組みとなる法律。この法律では、循環型社会における施策として、第一に「発生抑制」、第二に「再使用」、第三に「再生利用」、第四に「熱回収」、そして最後に「適正処分」という優先順位を定めています。

■浄化槽汚泥

浄化槽処理において発生する汚泥を指します。浄化槽の機能を維持するためには、汚泥量が一定量以上になったら、浄化槽内から抜き取る必要があります。抜き取った浄化槽汚泥はし尿処理施設にて処理されます。

■食品リサイクル法

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者等に食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律です。

■食品ロス

売れ残りや消費期限切れ、食べ残しなどで本来は食べられる食品が廃棄されることをいいます。食品ロスは生産や加工、流通や販売、家庭での消費などの各段階で発生しています。

■食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

世界には飢餓など栄養不足の状態にある人々が多数いる中、日本は食料の多くを輸入に頼りながらも、まだ食べられる食品を大量に廃棄しているとして、一食品ロス削減は真剣に取り組むべき課題—との認識に立ち、2019年（令和元年）10月1日に施行。国と自治体には、ロス削減のための施策づくりとそれを実施する責務を規定。食品に関わる事業者には、国や自治体の施策への協力を努める義務を、消費者には、食品の購入や調理の方法を改善することなどで自主的に削減に努める義務を定めている。

■処理形態別人口

生活排水をどのような方法（公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽等）で処理しているのかを、人口で示したものです。

■処理困難物

市が処理する一般廃棄物のうち、市の一般廃棄物の処理に関する整備及び技術に照らし、市では適正な処理が困難なものをいいます。

■水洗化

公共下水道及び浄化槽等によって、し尿が処理可能で水洗トイレにしていることをいいます。

■生活排水・生活雑排水

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。このうちトイレの排水（し尿）を除いたものを生活雑排水といいます。

■組成分析

家庭から排出されるごみに対して、どのような種類の廃棄物がどの程度含まれているか調査することです。釧路市では可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装を対象に調査を実施しています。

【た行】

■単独処理浄化槽

トイレのし尿処理のみを行う浄化槽のことです。生活雑排水は未処理で放流されてしまうため、浄化槽法の改正によって平成13年4月1日から新設が原則禁止されています。

■中間処理

できるだけごみの体積と重量を減らして、最終処分場への負担を減らすため、収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの選別などを行う処理のことです。鉄や小型家電など再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

■直接搬入

廃棄物処理許可業者を介さず、自家用車や会社の車でごみを直接、ごみ処理施設へ持ち込むことをいいます。

■電気生ごみ処理機

電気を使用し、家庭等から排出される生ごみを微生物分解、乾燥加熱により、減量化・資源化する機械のことをいいます。

【は行】

■廃棄ごみ量

処理の主体が焼却処理や埋立処分とする「可燃ごみ」、「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」の量。環境への負荷をできる限り低減するためにも、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの促進によって廃棄ごみを減量していくことが重要になります。

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出の抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、再生、処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることとした法律です。

■ 排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行う事などが挙げられます。

■ P D C A サイクル（ピーディーシーエーサイクル）

業務プロセスの管理手法のひとつ。計画の策定（P l a n）、施策の実施（D o）、計画の評価・検証（C h e c k）、計画の改善（A c t i o n）の4つのサイクルを繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のことです。

■ 非水洗化

汲み取り等水洗化していないことをいいます。

■ ピックアップ回収

燃やさないごみや粗大ごみとして回収されたものの中からリサイクル可能な金属や小型家電を抜き取ることをいいます。

■ 不法投棄

廃棄物処理法第 16 条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされており、この規定に反して廃棄物を投棄することを「不法投棄」といいます。この規定は、産業廃棄物に限らず、一般廃棄物を含めた全ての廃棄物に適用されます。

■ プラスチック資源循環戦略

2018年（平成30年）6月19日に閣議決定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえて、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するために日本政府が策定した戦略です。

■ふれあい収集

ごみを排出する事が困難な要介護認定者や身体障害者を対象に、ごみや資源物を戸別に収集し、安否確認を行っています。

■分別収集推進協力員

行政と地域の連携のもと、分別の徹底やごみの減量化、再資源化並びに環境美化を推進するボランティアの事です。ごみ問題に対する意識の高揚を目的に1994年（平成6年）10月に創設しました。

【ま行】

■モニター指標

目標を達成するための課題の把握、施策の見直しや改善の際の参考とするための指標です。

【や行】

■有機性廃棄物

主に、動植物に由来する廃棄物で、一般廃棄物では、紙、厨芥（炊事場から出る食べ物かす）、廃食用油、木、し尿、生活排水及びその過程で生じる汚泥等のことです。

■容器包装リサイクル法

正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」といい、1995年（平成7年）に制定された容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律です。対象となる再商品化義務のある容器包装は、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4品目です。

【ら行】

■リサイクルフェア

リユース機会の提供、ごみ減量化の一環として、再利用を希望される方から不要となった製品の提供を受け、安価で必要な方に譲るイベントを開催しています。

■レアメタル

非鉄金属のうち、産業界での流通量・使用量が少ない希少な金属のこと。ほとんどの製造業で不可欠な素材であり、不要となった携帯電話や家電製品などの廃棄物からの抽出によるリサイクルも行われており、新たな資源供給源として「都市鉱山」と呼ばれています。

【コラム】SDGsとは

国連で採択された世界の新しい目標 「持続可能な開発目標（SDGs）」

2015年（平成27年）9月「持続可能な開発に関するサミット」において、貧困や格差をなくし気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、2030年までに目指すべき17の目標を定めた「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が新しい世界の目標として採択されました。

17の目標のうち、本計画は3つの目標の達成に寄与します。



出典：国連広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）」

目標6：安全な水とトイレを世界中に

- すべての人々の適切かつ平等な下水施設へのアクセスを達成する。
- 未処理排水の割合を減らす。
- 水に関連する生態系の保護・回復を行う。

目標11：住み続けられるまちづくりを

- 廃棄物の管理に注意を払うことを含め環境上の悪影響を軽減する。

目標12：つくる責任つかう責任

- 全ての国が持続可能な消費と生産を行うための対策を進める。
- 一人当たりの食品廃棄物を世界全体で半分に減らす。
- 化学物質が大気・水・土壌に流れ出すことを食い止める。
- 廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する

目標14：海の豊かさを守ろう

- あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

釧路市一般廃棄物処理基本計画

令和8年10月発行

【ごみ処理部門】

釧路市市民環境部 環境事業課

〒085-0001 釧路市古川町28番地

T E L 0154-24-4146

【生活排水処理部門】

釧路市市民環境部 環境保全課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

T E L 0154-31-4535